

IIM

Journal of
Image &
Information
Management

JIIMA

2020

1・2

JAN.FEB

新春対談

デジタルファースト時代における 今後のIT政策と情報マネジメントについて

Case Study

ベストプラクティス受賞事例

「日本ラグビー デジタル・ミュージアム」プロジェクト ～デジタル画像が語る日本ラグビー史～

デジタルドキュメント2019 開催レポ

デジタルファースト時代を勝ち抜く ドキュメントマネジメント



ドキュメント・サ

コンプライアンスを確かなものにするデ

**KIU会員に
お任せください。**

業務効率化や情報共有化、BCP（事業継続計画）策定、災害時や情報セキュリティなどの対策においてデータ管理だけでなく保管する文書や記録についてさまざまな課題が山積しています。

さらにIT技術の進化は、情報端末、コンテンツ、クラウドなど目まぐるしく変化しています。

私たち、経験豊富で高い技術力を持つ関東イメージ情報業連合会（KIU）会員各社はドキュメントサービスのプロフェッショナルとして、文書情報管理における多様化する課題（保存と活用など）とおお客様のニーズに最適なお提案をいたします。

（KIUは、各種記録媒体への入出力と記録保存、システム開発、資料保存に関するコンサルティングサービス等を業務とする右記の関東一円の企業で組織された業界で唯一の団体です）

- | | |
|---|--------------|
| (有)飯島写真製作所
〒286-0041 成田市飯田町188-4
www.iijima-co.com | 0476-27-2345 |
| (株)インフォマージュ
〒104-0054 中央区勝どき2-18-1
www.infomage.jp | 03-5546-0601 |
| エイチ・エス写真技術(株)
横浜営業所
〒230-0052 横浜市鶴見区生麦 4-5-11
www.hs-shashin.co.jp | 045-508-3885 |
| 関東インフォメーションマイクロ(株)
〒320-0071 宇都宮市野沢町602-2
http://kantoinfo.net | 028-665-9777 |
| (株)金聖堂情報システム
〒350-1246 日高市梅原 99-2
www.kinseidou.co.jp | 042-985-1511 |
| (株)国際マイクロ写真工業社
〒162-0833 新宿区笹筒町4-3
www.kmsym.com | 03-3260-5931 |
| 桜工業写真(株)
〒141-0031 品川区西五反田8-3-13 | 03-5436-1821 |
| (株)サンコー
ビジネスソリューション東京事業部
〒141-0031 品川区西五反田 7-8-11
www.sancoh.co.jp | 03-6420-3521 |
| (株)ジェイ・アイ・エム
〒102-0072 千代田区飯田橋3-1-11
www.jim.co.jp | 03-5212-6001 |
| (株)ジムサポート
〒143-0006 大田区平和島5-8-4 | 03-3761-1301 |

ービスのプロ集団

デジタル記録管理とマイクロフィルム入力・変換／長期保存対策

中央光学出版(株)

〒105-0003 港区西新橋3-11-1
www.cks.co.jp

03-6271-5561

東京都板橋福祉工場

〒175-0082 板橋区高島平9-42-1
www.jcws.or.jp/

03-3935-2601

ナカシャクリエイテブ(株)東京支店

〒105-0013 港区浜松町2-2-3
www.nakasha.co.jp

03-5401-3636

(株)ニチマイ

〒134-0083 江戸川区中葛西4-19-14
www.nichimy.co.jp

03-6808-3170

(株)プリマジェスト

ソリューションビジネス本部 統括2部
〒212-0013 川崎市幸区堀川町580
www.primagest.co.jp

044-578-5122

(株)福祉工房アイ・ディ・エス

〒191-0003 日野市日野台5-22-37
www.fukushiids.com

042-584-6161

富士マイクロ(株)東京支店

〒105-0004 港区新橋1-18-21
www.fujimicro.co.jp/

03-6869-0862

(株)ミウラ 東京支店

〒141-0031 品川区西五反田8-3-6
www.kkmiura.com

03-5436-3211

ムサシ・イメージ情報(株)

〒135-0062 江東区東雲1-7-12
www.musashi-ij.co.jp

03-6228-4056

(株)ムサシ・エービーシー

〒104-0041 中央区新富1-9-1 新富191 3階
www.musashi-abc.co.jp/

03-6228-4810

ムサシ・フィールド・サポート(株)

〒104-0061 中央区銀座8-20-36
www.musashi-fs.co.jp

03-3546-7779

山崎情報産業(株)

〒101-0032 千代田区岩本町1-12-3
www.yamajo.co.jp

03-3866-1156

(有)大和マイクロサービス

〒242-0022 大和市柳橋4-15-8

046-263-7255

(有)山本マイクロシステムセンター

〒381-2221 長野市川中島町御厨1963-5

026-283-5353

(株)横浜マイクロシステム

〒220-0061 横浜市西区久保町13-25
www.ymsystem.co.jp/

045-242-0695

(50音順)



関東イメージ情報業連合会

〒104-0054 東京都中央区勝どき2-18-1 黎明スカイレジデル
(株)インフォマージュ内

事務局・長井 090-1216-9378

先進の磁気テープが、 ビッグデータの未来を守る。



富士フイルム独自のアーカイブソリューション 『ディターニティ』

社内のデータ保管に関する「効率化」「コスト削減」「安全性強化」など、さまざまなデータ保管・管理のニーズに、磁気テープを使用したアーカイブソリューション『ディターニティ』がお応えします。



内部保管する

データアーカイブソリューション
ディターニティ オンサイトアーカイブ

大容量・低コスト・簡単操作のアーカイブ専用ストレージ。

ハードディスク(HDD)と最新のテープライブラリを組み合わせた、長期保管用ストレージシステムです。



デジタル化する

デジタル化・データ変換サービス
ディターニティ コンバージョン

コンテンツを最新デジタル環境に変換。



●本製品についてのお問い合わせは

株式会社 **ムサシ** 〒104-0061 東京都中央区銀座8-20-36 東京第一支店 TEL.03 (3546) 7720
 札幌支店 011(708)3541 仙台支店 022(796)2101 北関東支店 048(640)5795 東関東支店 043(305)4901 神静支店 045(620)0863
 名古屋支店 052(228)7865 大阪支店 06(6745)1643 中四国支店 082(232)9261 福岡支店 092(282)6301

IM

2020-1・2月号 通巻第 585 号

IM電子版はPDFで閲覧できます。

ダウンロードしたPDFならびにプリントは、著作権法に則った範囲でご利用ください。
 JIIMAに許可なく業務・頒布目的で利用した場合は著作権法違反となり罰せられますのでご注意ください。

4	年頭所感	公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 勝丸 泰志	
5	デジタルファースト時代における今後のIT政策と情報マネジメントについて	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室兼内閣官房番号制度推進室 浅岡 孝充 企画官 日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA) 勝丸 泰志 理事長	
11	デジタルファースト時代を勝ち抜くドキュメントマネジメント	JIIMA広報委員会	
20	「日本ラグビー デジタル・ミュージアム」プロジェクト	【ケース・スタディ】 2019JIIMAベストプラクティス受賞事例 ～デジタル画像が語る日本ラグビー史～ 公益財団法人 日本ラグビーフットボール協会 富岡 英輔	
23	バンクーバー・アーカイブズで取材したラグビー日本代表の活躍…日系カナダ人に与えた勇気と感動	JIIMA広報委員 長井 勉	
27	第3回 JFEホールディングス株式会社	株式会社メディア・パラダイム研究所 奥平 等	
34	第6回 システム開発プロジェクトを成功させるためのチェックリスト	【連載 失敗しないシステム開発マニュアル】 牧野総合法律事務所弁護士法人 牧野 二郎・森 悟史	
40	第6回 日本語書籍の検索でも国会図書館をしのぐGoogle電子図書館	【連載 2018年改正著作権法はAI・IoT時代に対応できるのか?】 国際大学グローバルコミュニケーションセンター 城所 岩生	
44	地域史連絡協議会の提案で令和初の開館——上田市公文書館	JIIMA 広報委員会 長井 勉	
48	上田市公文書館所蔵 中塩田村役場当直日誌 自大正10年至大正12年	【わが館のお宝文書】	
51	イラストでわかる!?「電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証制度」		
52	電子帳票システム 活文 Report Manager	株式会社日立ソリューションズ	
54	【委員会活動報告】文書情報マネージャー認定委員会		
57	文書情報マネージャーの仲間の輪を広げる!		
57	文書情報管理士 合格者からのひと言		

58	ニュース・ア・ラ・カルト	● 第41回 全国イメージ情報業連合会(ISU) 東京大会2019報告 ● 富士ゼロックス DocuWorks 1Dayセミナーを実施 ● ウイングアーク1st 「MotionBoard」オラクルの自律型データベースに対応 ● コニカミノルタジャパン 東京都「スムーズBiz推進賞」を受賞 ● リコー ビジネス誌・業界専門誌読み放題サービス「Biz SHERPA(ビズ・シェルパ)」を提供開始 ● キヤノンMJ 中小向けIT支援サービス HOME type-SL 提供開始 ● 【テクニカル・レポート】ペーパーレス10兆市場…「紙を無くせない」 ● 各社ニュース
60	コラム	話題の小箱「情報砂漠」は民主社会の危機
61	IM編集委員から	
62	新製品紹介	● DocuPrint CP310 st ● Satera LBP322i / Satera MF447dw ほかに計6機種 ● FUJITSU Image Scanner fi-800R

新刊紹介
 公文書館紀行 (第二弾) 26頁

広告ガイド

KIU 関東イメージ情報業連合会	表2	エイチ・エス写真技術株式会社	49頁
JIIMA入会のおすすめ	表3	JIIMAソフト認証ご案内	50頁
文書情報管理士検定試験2020冬試験	表4	コニカミノルタジャパン株式会社	後1
株式会社ムサシ	前2	キヤノン電子株式会社	後2
文書管理達成度評価・調査ご協力をお願い	39頁	富士ゼロックス株式会社	後3
株式会社アピックス	47頁	パナソニック株式会社コネクティッドソリューションズ社	後4



公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA)

理事長 勝丸 泰志



新年あけましておめでとうございます。

令和が始まった昨年5月は明るいムードに包まれました。平成はインターネットとともに歩んだ時代で、特に個人の利用においてはさまざまな便益がもたらされました。令和はインターネットの次の「何か」と歩んだ時代と後に振り返られるのでしょうか。それが何かは既に見えているものかもしれません。

昨年は台風被害が大きかった年でもありました。地球温暖化により海水温が上昇し、台風が強大な勢力を保ったまま日本列島に到達する確率が高まっています。また、気温の上昇は降水量の増加ももたらします。これからは昨年の19号並みの台風が毎年来ることを想定しなければならないといわれています。防災と事後対応の手順を改めて確認するなど、企業はBCPを毎年見直し規程を改訂するとともに、規程どおりに行動できているのかを点検しなければなりません。

令和元年5月にはもう一つの大きな出来事と

してデジタル手続法の公布がありました。この法律は社会システムをデジタル技術によって作り変え、安心・安全で豊かな社会を実現することを狙うものです。経済産業省はDX推進指標を示し、企業のDXへの取り組みを促しています。しかし、その際にプロセスの見直しをせずにそのままデジタル化したのでは、生産性は上がりずシステムの保守費用だけが増えることになりかねません。かつて日本企業が基幹システムを導入したときに、業務プロセスの標準化等を行わずにあるがままのプロセスをシステム化したことが2025年の崖を招いたことを思い起こし、デジタル化の前に業務プロセスとそこから生み出される情報を整理・整頓し、真に必要なものをデジタル化するようにしたいものです。本年JIIMAは、デジタル時代に必要とされる文書情報マネジメントのあるべき姿の提示とその実現に向けて取り組んでまいります。

本年が皆様にとりまして良い年となりますことをお祈り申し上げます。

デジタルファースト時代における 今後のIT政策と情報マネジメントについて



内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室兼
内閣官房番号制度推進室
あさ おか たか みつ
浅岡 孝充 企画官



日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）
かつ まる やす ゆき
勝丸 泰志 理事長

節目の年となる2020年。デジタル化による社会の転換はさらに加速していく。デジタルファースト時代におけるIT政策と情報マネジメントについて、どのように連携していくべきか未来の展望を伺った。

司会

今回の新春対談では「国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できるデジタル社会の実現」に向けたお互いの役割などについてお話を伺っていきます。まずはJIIMAという団体についてお話を伺えください。

勝丸 JIIMAは1958年に日本マイクロ写真協会という任意団体として発足し60年の歴史があります。1962年に社団法人化され、1995年に日本画像情報マネジメント協会と名前を変えました。当時はアメリカから入ってきたマイクロフィルムという技術をもとに、文書や情報を活かしてマイクロ事業を立ち上げる団体でしたが、この60年の歴史の中でどんどん電子化が進み、その活動の中心をマイクロから画像へ、そして文書へと情報全般にシフトして、協会の活動領域を広げて行きました。そうして2013年に公益法人化され、名称も今の日本文書情報マネジメント協会、JIIMAに変更したという経緯があります。

そしてまさに今、社会全体がデジタル化に進み、データや情

報が爆発的に増えている中で、どうやってマネジメントをすればより効率的に利活用できるのが課題となっています。昨年には「デジタル手続法」が公布され、いよいよ本格的にこのデジタル化が社会に広がっていく中で、本日は行政とJIIMAがそれぞれ果たすべき役割などについてお話できればと思っています。

司会

では次に内閣官房における浅岡企画官の中心的な役割について、お願いいたします。

浅岡 私は、内閣官房番号制度推進室とIT総合戦略室を兼務しています。マイナンバー制度の検討プロジェクトチームが内閣官房にできて10年目になりますが、その立ち上げ時からマイナンバー制度に関わっており、マイナンバー制度の利活用推進を担っています。また、マイナンバー法が成立するのに合わせて、内閣法を改正して内閣情報通信政策監（政府CIO）が法律上定められ、府省横断的にIT政策を見ていく体制ができました。マイ



ナンバー制度はデジタル社会の基盤になるものです。マイナンバー制度を活用して、デジタル社会・デジタルガバメントを推進していくうえで、省庁の縦割りを排して、横断的なプロジェクト管理のもと、サービスをデザインしていく必要があるということで、IT総合戦略室を兼務しています。

政府では昨年から国民にマイナンバーカードを取得していただけるよう、重点的な取り組みを展開しています。昨年6月に閣議決定したIT戦略の大方針である、「安全で安心な暮らしや豊かさを実感できるデジタル社会の実現」にあたっては、国家や大企業に自分の知らないところでデータを勝手に利用されるのではなく、個人が自分のデータを適切に管理でき、本人同意のもとでデータを広く活用できるようにしていくことが重要だと考えています。その実装の基盤となるものがマイナンバーカードです。

令和2年度にはマイナンバーカードを持っている方にポイントを付与する政策を、そして令和3年3月からはマイナンバーカードを健康保険証として利用できるようにしていきます。その他にもマイナンバーカードを持っている方が利便性を実感していただけるような政策を次々に導入して、一気にカードの取得を促進して行こうというのが目下一番力を入れている取り組みです。

司会

デジタル社会の実現について、JIIMAでも「社会生産性の高い電子文書情報社会の構築を目指す」というビジョンを掲げて活動していますが、2020年に新たな「ビジョン2020」を作成します。その作成にあたり勝丸理事長からぜひ浅岡企画官にお尋ねしたいことがあるということですが。

勝丸 デジタルドキュメント2019では浅岡企画官が講演された国の取り組み、その結果どんな利便性が得られるかというお話をお聞きました。あわせて私自身も「デジタル時代の新たなIT政策大綱」を読ませていただきました。ただそうした中で、地方自治体や民間、例えば中小企業などがデジタル化を進める

には課題が少なくないと思います。その点について、地方自治体のデジタル化は努力義務ではありますが、1700以上ある地方自治体でもバラつきがあり、デジタル化といってもなかなか難しいというところが正直あるのではないかと。その点について国としてはどのように推進されていくのかをお話いただけませんか。
浅岡 まず昨年、「デジタル手続法」が成立しました。これにより、努力義務ではありますが、地方公共団体においても、手続のオンライン化が進んでいくことを期待しています。一方、地方自治の原則のもと、国と地方の対等な関係のなかで、国の機関と同様に義務付けることなく、努力義務ということになっているのですが、地方公共団体がバラバラに電子申請システムを整備していくことを望んでいる人はいません。また、地方公共団体には、必ずしも最新のデジタル技術やITを活用したBPRに精通した職員がおらず、どうやったらいいのかわからないとか普段の日常業務が忙しいのでなかなかそこまで手が回らないとか、そういう声も多く頂いています。

地方公共団体のオンライン申請受付体制の整備に関しては、すでに、地方公共団体に対して、国のマイナポータルを活用したオンライン申請の導入ガイドラインをお示ししています。例えば、新潟県三条市では、職員採用試験や地域のマラソン大会の申し込みなどもマイナポータルを活用したオンライン申請受付が始まっています。このような先進事例を他の地方公共団体に横展開していくことが重要だと考えます。また、地方公共団体から内閣官房IT総合戦略室にご相談いただければ、可能な限りアドバイスを差し上げたりもしています。

最近ではさらに踏み込んで、国で地方公共団体におけるシステム仕様まで示すことや、共通システムの基盤をクラウドで提供していくことも検討していくべきではないかとの声も出てきています。そうしたときに、国から地方公共団体へのシステム整備補助の在り方も、その仕様、その共通基盤を利用することが前提となったものに変わっていけば、地方公共団体ごとのバラバラのシステムも集約されていくのではないかと思います。

まずは、できるところからやっていくということが大事だと考えています。将来的な構想も大事ですが、足を止めないようにということ。そしてもう一つ、まったく違う観点ですが、デジタル化の恩恵を皆が受けられるようにしていくことが大事だと考えています。例えば、障害者は新幹線の切符をオンラインでは障害者割引料金で買うことができません。障害者手帳の情報をマイナポータルの自己情報APIを活用することで、障害者が健常者と同様にネットで新幹線の切符を買えるようにしたいと考えてい

- マイナポータルは、政府が運営するWebサイトです。
- 国民一人ひとりのポータルサイトとして、2017年7月以降、様々なサービスが利用可能となっています。

A サービス検索・電子申請機能 (びったりサービス)
子育てなどに関するサービスの検索や、オンライン申請(子育てワンストップサービス等)ができます。

B 自己情報表示 (あなたの情報)
行政機関等が保有するあなたの個人情報を検索して確認することができます。

C お知らせ
行政機関等から配信されるお知らせを受信することができます。

D 情報提供等記録表示 (やりとり履歴)
行政機関同士があなたの個人情報やりとり(照会・提供)した履歴を、確認することができます。

E もっとつながる (外部サイト連携)
外部サイト※を登録することで、マイナポータルと一体的に使えるようになります。
※e-Tax、ねんきんネット、民間送達サービスなど

その他のサービス
公金決済サービス
マイナポータルのお知らせからネットバンキング(ペイジー)やクレジットカードでの公金決済ができます。

マイナポータルで提供しているサービス

ます。

勝丸 人口が減っていく現状で、地方自治体の職員自体もこれまでのような人数を抱えきれないとなってきますと、以前の平成の大合併みたいことは別としても、今のような形でそのまま残しておきながらシステムだけクラウド化というのは限界があるのではないかと思います。これまで各自治体が独立してやってきたから簡単にはいかないかもしれませんが、例えばバックヤードは共通化してセンター化するといったことを民間は考えるんですけども、国としてそういう取り組みはどうなのでしょう。

浅岡 まさにクラウド化であるとか共通の仕様を示していくということは、それに近い考えだと思っています。今まではそういう姿勢を国が示そうとすると、ちょっと気にしすぎているのかもしれませんが、地方自治に対する批判と捉えられる部分もありますが、しかしながら、デジタル手法が通ったこともあるんですが、今おっしゃったように、民間では当たり前に行っていることが、なぜ国や地方になるとできないのかという考えをお持ちの方が地方公共団体の関係者内でも増えてきていると感じます。地方自治は地方自治で当然大事なんですけど、システムに地方の独自性を求めるのではなくて、共通のデータ基盤、そのデータを使ったサービスの部分に独自性を求めればよい。そういう発想に地方公共団体の関係者もなってきていると思います。個人的には、ここから3年から5年というスパンの中で新たな景色が見えてくるんじゃないかと、思っています。

勝丸 各自治体で同じような手続や申請にしても、帳票が違ったりとか運用が違ったりといったことが多々あり、システムを共通化するとしてもそういった部分も併せていかないと、現実として難しいのではないかと感じます。運用の統一化、帳票の統一化といった部分まで踏み込んでいかないと意味がなくなってしまうのではないのでしょうか。

浅岡 実は帳票の統一化というのは政府の規制改革会議などでも議論されてきたことですが、私個人としてはそこも最新の技術で超越できるのではないかと感じています。実際、マイナポータルから市区町村に対して保育所の電子申請が行えるようになっていきます。市区町村がマイナポータルにそれぞれの自治体で使っている申請書を登録すると、AIで申請書に記載すべきデータ項目を抽出します。申請者が申請先の市区町村をマイナポータル上で指定すると、その申請先に様式が求めるデータ項目の入力画面が出てきます。大事なものは、必要なデータ項目で



あって、申請書の様式ではないのです。保育所が足りない地域では、入所するには審査をして合格、不合格の振り分けをする必要性から、多くのデータをとらないといけませんので、申請に必要なデータ項目が約90項目にもなりますが、全入できるような地域の申請に必要なデータ項目は約20項目程度です。ではその20と90のデータ項目を使っているところが同じシステム上で運用できないかという、マイナポータルではできているのです。申請を受け付けた市区町村の職員が審査をするパソコンも画面上で、当該市区町村の紙の様式と同様の画面で表示することなどは簡単なことです。様式を揃えなければならないというのは、技術によって超越できるようになってきています。

勝丸 AIが各自治体の帳票や申請の差を埋めて行くということですか。

浅岡 そうです。ただし、地方自治体によっては同じ表記のデータ項目であっても中身が違うことがままあります。例えば「所得」や「収入」の定義は要注意です。交通費が含まれるのか含まれないのか、就労所得・就労収入以外の所得や収入が含まれるのか含まれないのかなど、実際に1つ1つ確認しなければなりません。ですが、その定義さえしっかりしていれば、同じデータベース上で同様のシステムを運用することは可能です。問題はそういった技術があるということと地方公共団体の現場の方や首長さんが知らないために、いまだに様式をそろえないと共通化できないんじゃないかというところで検討が止まっているケースが多々あることです。実際はそうではないということも共有していく必要があると思います。

勝丸 地方自治体のデータの共有化は非常に興味深い部分ですね。では話を切り替えて、民間のデジタル化という部分について、国としてはどういう期待や方針をお持ちなのか伺いたいのですが。

浅岡 それについては、まず労働力が圧倒的に少なくなっ

ている背景が前提としてあり、その中で生産性をあげていかなければならないという課題があります。仕事はあるのに従業員がいないから仕事が受けられない。しかも、働き方改革による超過勤務などの上限も厳しくなっていて、限られた人員と限られた時間の中でお客様の求めるクオリティやサービスを提供しなくてはならない。今までの仕事のやり方では労働力不足でやっていけないということが切実な問題なのです。

しかし、それをIT・デジタルの力を借りることによってクリアしていく必要があると考えています。AIの活用であるとかRPAなどもそうですし、あとはキャッシュレス決済ですね。それらを国として強力に推進しています。例えば、民間の小売店などでは、レジ打ちや商品の棚卸、小銭の準備などに労働力が割かれている。それをキャッシュレスにすることによって、3割は生産性が上がると言われてます。

勝丸 民間にデジタル化を進めて行くと、情報の整理をどのようにするかといった問題があるかと思います。入り口から出口までプロセス自体が全部デジタルになると、企業間取引で大手同士はよしとしても、系列会社や子会社が入ってくるとやはり紙のやりとりが出てきてしまいます。そこもすべてデジタルにすると、これまで対面だったものがコンピュータ同士のやりとりになり、会社の中でも情報を整理していかなければならない。国としてはそういう部分はどのように進めて行かれるのでしょうか。

浅岡 まず、経済産業省が「2025年の崖」と言っていますが、実際問題としてそのレガシーのシステム自体を保守していくベンダーが、今後は技術や人材の不足でそれができなくなるのではないかという懸念があります。やはり新しいシステムに設備投資をして切り替えていかないといけない。いつまでも古いシステムに引っ張られていると、ランニングコストが増大して生産性も上がらないんですよね。

そのため、経済産業省が民間に対してもいろいろな支援を行っています。デジタルガバメントだけでなく、官民共通でデジタル化を進める基盤というか、やはりシステムは入っているけど、あまりにもレガシーすぎてBPRの障害となっているシステムがあり、これでは生産性を上げていくことはできない。BPRを伴うデジタル化を官民あげてやっていく必要があると考えています。

勝丸 新システムへの移行で難しいと思うのが、やはり費用の増大があります。レガシーのシステムをある日突然新しいシステムに置き換えることはできないので、長い時間かけて移行することになる。そうすると新旧両方のシステムにそれぞれ費用が発





生してしまいます。結論として、このままでもダメだけど移行するにも問題があるというジレンマについてはどうお考えですか。

浅岡 民間に限らず地方自治体などもそうなのですが、今、そういう苦労している自治体の多くはかつて90年代のころIT先進自治体と言われていたようなところなんです。自分たちでシステムを作りこんでしまったので、逆に今、最新のクラウドへの移行に苦労しているんですよ。だから民間の大企業などでも早くからIT化を進めてシステムを作り込んできた会社だとすると、新システムの移行に苦労してしまう。一方で新しい会社というのは、最初から新しいシステムが入っているの、そういう意味では新興企業と従来型の企業ではどんどん生産性に差が表れています。

勝丸 まさにそうですね。日本は中小企業という事業体の比率が極めて高い国です。その膨大な数の中小企業が、均一のレベルでデジタル化を進めて行くのは難しいと思います。それをどういうふうに、またはどのレベルまでデジタル化をするべきでしょうか。

浅岡 まず中小企業といっても規模はさまざまですが、家族経営レベルのところまでデジタル化の恩恵の基盤が整ってきたと思っています。以前のように作り込みを前提としたシステムでは、それなりの規模がないと投資対効果が期待できませんでした。でも今はクラウドサービスが充実してきていて、規模の小さい企業でも投資せずに使った分だけサービス手数料を払えばそのITプラットフォームが使えるというものも増えています。パソコンがなくてもスマホさえあれば会計帳簿や貸借対照表まで作れるとか、レシートをスマホのカメラで撮影すれば決算書も問題ない、そういう世界になってきているんですよ。

この20年で言えばそろばんから電卓に移れない、電卓からエクセルに移れない、そして今はダウンロード型の会計ソフトに移れないという段階の話になるわけですが、働いていらっしゃる方で、今スマホを持っていない方というのは非常に少なくなって

います。ですから、領収書をためて電卓で計算して税理士に持って行く時間や手間を考えると、スマホで撮影して送信するだけでいい。そういうこともデジタル化のひとつですし費用の面でも毎月大きな負担というほどでもありませんよね。デジタル化の恩恵というのは、そこまで裾野が広がってきましたから、政府としても大きくデジタル化に舵を切れるというのはあると思います。

司会

では最後に、JIIMAは文書情報管理ということを紙やデジタル文書の両面からアプローチしていますが、それらデータという広い点でJIIMAの果たす役割や期待についてお話しいただけますでしょうか。

浅岡 まず、これからのデータ活用社会は、基本的にそのデータの集め方や使い方というのが非常に重要で、端的に言うと機械判読ができてそれで検索が容易にできるというようなデータの蓄積をしておく必要があると考えています。それがまさにAIなどを活用していく上でも前提になっていると思いますし、さらにはそのデータが誰のものかをしっかり紐づけておく。とくに命に関わるような医療とか健康のデータであれば間違いは許されませんから、そういう場面でマイナンバーカードの紐づけというのは、IDパスワードみたいなものでは代用できない信頼性があります。

そしてJIIMAも最初はマイクロフィルムから入って画像情報へと変わっていった中で、データ活用社会という新たにご活躍いただくフィールドが広がっている、そういうフェーズに入っているのかなと思います。紙の文書がすぐになくなるわけではないにしても、これまでだったらその紙も画像で残すしかなかったのが、今では紙を読み取ってデータに変えられる。そして紙



からデータにし項目を作ってテキストで管理する、それが今のAIの技術ではできるようになっています。そういう意味では、今まで蓄積されていた画像情報なども死蔵させるのではなくて、実はデータとして使えるものにしていける可能性も十分あると思っています、そのあたりを舵取りされていくのがJIIMAに対する私が一番期待するところになります。

勝丸 JIIMAの立場やビジョンから考えて、今回のデジタル化3原則を実現していくと、当然横にも大きくつながっていくと思うのですが、そうなると例えば個人情報に関して住民票と戸籍では住所表記の仕方が違うといったことがある。すると本当の意味でデジタル化の良さを追求していこうとした時、そういうデータの保管や整理の仕方、その振り分けに人間が介在しなくなると、コンピュータ同士では間違ったらもうおしまい、止まってしまうことが発生します。そういう意味では情報の整理というのがますます必要になると考えています。

またデジタル化推進の反面として、セキュリティ問題もついてきます。個人情報の漏えいはそれこそ取り返しのつかない大問題に発展します。

そしてこれはデータそのものの定義という問題にもなりますが、データは数値だけでなくいろいろな情報を持っており、ただデータだけ独立してあるのではなくそれがどんな意味を持つのか、それを考えなければならぬと思います。紙か電子かは別として、文書情報管理のあり方というものをデジタル化の時代にあわせてより洗練させていかないといけない。そこをいい加減にやってしまうと、人間がみたらすぐにわかるものでもコンピュータではわからないということになりかねない。そのあたりの問題がおきないよう、情報管理の革新をしていかないといけないというのがJIIMAの課題認識です。

浅岡 データの定義ってすごく大事ですね。実はマイナンバーの情報連携を行う際に、法律に基づいて各自治体で収集しているデータを連携するのですが、名称が同じだから同じデータだと思っても、実は違うというものがいっぱいありました。

データの定義というものをしっかりしておかないと、実はうまく活用できない。結果的に活用しても意味がない。そこは非常に難しいところです。それをどう詰めていくのかは大きな課題ですね。同じ制度の中でもそうですから、制度をまたぐとさらに複雑化してしまいますね。

勝丸 マイナンバーに関して、国民は自分の情報がどこまで守られているのかという心配があると思います。マイナンバーが推進されていくにあたって、被害がおきないよう、そういう仕組



みに作り上げていただきたいと思います。

浅岡 はい。そのためにもマイナンバーカードをみんなが持つという前提が非常に大事だと思っています。実はマイナンバーの世界では、役所間による情報連携が1週間で20～30万件、一番多い週だと200万件以上になります。そしてその記録は誰の情報かどこどこでやり取りされたのか、マイナポータルから確認できます。それもある意味、デジタル化された社会だから可能になっていて、今までの紙の文書では役所間で同じようにやり取りされていたとしてもそれは郵便とかですから、本人のあずかり知らぬところで行われていたわけです。だから途中で関係ない人がその紙を覗き見たということが仮にあったとしても、本人にはわからない。でも、デジタル化されたおかげで、そういうことがわかるようになってきました。だから不正なやり取りはすぐに判明しますし、自分の情報がどういった扱われ方をされているのか個人でトレースできるようになっています。そういう意味では、個人情報の保護はデジタル化が進むことによってさらに配慮されるようになったと考えています。

勝丸 安心安全で豊かな社会の実現に向けて、デジタル化の推進をぜひお願いいたします。JIIMAもその一翼を担いたいと思っています。

浅岡 はい。本日はありがとうございました。



司会
JIIMA広報委員
かわむらたけとし
河村武敏理事

デジタルファースト時代を勝ち抜く ドキュメントマネジメント

昨年eドキュメントJAPANを「デジタルドキュメント」に改名し、本年は第2回目となる。

デジタル化によって得られる多くの効用について、デジタルドキュメント2019のフォーラム&セミナーで訴求することを目的に、効率的かつ効果的なソリューションの提案を行った。今回は、その中からセミナーや展示会の一部をレポートする。

JIIMA広報委員会

展示会

AI・OCR技術・エントリーシステム

株式会社日立ソリューションズは、データの発生から管理、共有活用まで文書の一元管理を行う「活文」シリーズを紹介した。

AIを活用して文書のテキスト情報を解析し、データの取り込み、仕分け、入力項目の抽出を自動化、その後、文書管理システムへの自動登録が実現できる。「活文」シリーズは、必要な機能のみ組み合わせ使用できるため、ユーザーが使いたい機能だけ選択し、利用することが可能とのことだ。本製品は、JIIMA電帳法スキャナ保存ソフトの認証も受けている。



ることによって業務効率の改善を提供する。文書管理にはあまりないワークフロー機能を保持しており、承認ワークフローをユーザーが簡単に作成し、回付、承認完了した文書を保存することが可能とのことだ。クラウドサービスの提供もしているため、安価で始めることができるのがこの製品の強みであるという。



株式会社ハイパーギアは、帳票内の情報をQRコードにして帳票に付加する「HGQRオートプリンタ」、タイムスタンプ付与で存在証明をする電帳法対応「WWDS証憑アーカイブ」と特許出願等の知的財産保護の「WWDS知財アーカイブ」を訴求した。

JIIMA認証を受けている本製品をさまざまな企業で活用していただければ嬉しいとのことだ。PDFファイルを有効活用するソリューションを展開することで、多くの企業の業務効率化に貢献していきたいと締めくくった。

文書管理（ファイリング）システム



株式会社ウイングアーク1stは、OCR機能を搭載した文書管理システム「SPA」を紹介した。

文書をスキャンし、本システムに登録することにより、自動でリネーム、仕分けし、文書の保管を実施することが可能だ。また、読み取りに利用できるOCRエンジンは4種類あり、保管する帳票の文字の形式（手書き・活字）に合わせて変更することができる。文書管理システムの利用において手間になる登録作業を効率化することによって、電子的な文書管理を推進できればと締めくくった。

伊藤忠テクノソリューションズ株式会社は、文書管理システム「EIMANAGER」を利用して、文書を探す手間や時間を短縮する提案をした。



必要な文書をすぐ手元に集め

業務効率化ソリューション

株式会社PFUは、多種の自社製スキャナ、業務用OCRソフトウェア「DynaEye10」、電子帳簿保存法対応ソリューション「OnBase」、オフィスペーパーレス化を支援するサービス「オフィスドキュメントマネジメントサービス」を紹介した。



特に「オフィスドキュメントマネジメントサービス」においては、自社実践を基にした価値の提供を行っている。自社での取り組みにはさまざまな困難があったが、その文書削減のノウハウを提供し、お客様に合った働き方を一緒に考え、成功に貢献していきたいとのことだ。

株式会社Hubbleは、契約書作成・管理業務を効率化する

「Hubble」を紹介した。



契約書の作成は、部門間・会社間によってやり取りされるが、そのやり取りはメールによって実施され、いつ、どこで、どの事項が変更されたかが分かりにくい。この課題を解決するため、

本製品には、「バージョン管理機能」や修正箇所を確認できる「差分機能」を搭載し、変更箇所の特定を実施することができることだ。契約業務を集約し、過去のナレッジを活用、バックオフィスの強化に使用してもらえればよいと紹介していた。

株式会社インテックは、電子帳票システムのクラウドサービス「快速サーチャー GX クラウドサービス」を紹介した。

社内にある文書を一元的に管理し、あらゆるユーザーが帳票を素早く検索・共有化することができる「快速サーチャー GX」のクラウドサービス版であり、環境を構築せず、低コストでサービスを使用することが可能である。電子帳簿保存法対応のシステムを導入する場合、高額な投資が必要となり敬遠されることが多いが、JIIMA認証を受けている本サービスは、低価格で始めることができるため、より多くの人が電子帳簿保存法に対



応できればよいと紹介していた。

株式会社ワンビシアーカイブズは、書面契約と電子契約の一元管理を実現する契約管理ソリューション「WAN-Sign」を紹介した。

本サービスにより、顧客は書面契約・電子契約ごとの個別の管理が必要なくなるという。Web画面より本サービスにアクセスし、契約内容を即時検索・確認することができる。面倒となる登録作業も、書面契約であれば書類をお預かりして登録、電子契約であれば、本サービス内で実施することができるため、登録業務の手間を最小限に抑えつつ、さらに紙文書の削減も可能とのことだ。電子契約はまだまだ企業間でもハードルが高いが、本サービスは双方の管理を一元的に行っているため、後に電子契約に乗り換える際にも、即時乗り換えができ有効であると訴求していた。

フォーラム

基調
講演

「社会全体のデジタル化」で求められる情報マネジメント ～デジタルファーストが求める企業変革～

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 理事長 勝丸 泰志



デジタル時代が始まり、インターネット、オンラインサービス、SNS等の分野でGAFAMに代表される米国企業が生まれた。これらの企業は、ビッグデータをAIで解析するマーケティング手法で市場を席巻している。

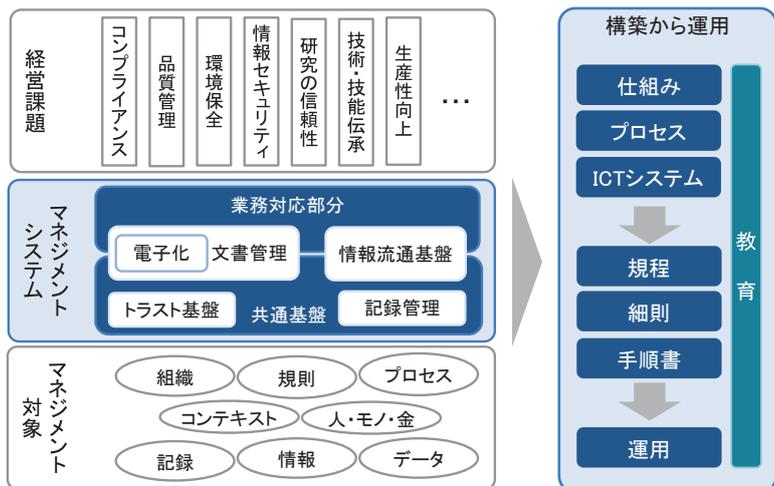
日本はこのデジタル化時代の競争の「第1幕」にはすっかり取り残されてしまったが、すでに「第2幕」での巻き返しを図っている。それは、まだまだ力のある製造業や、サービス業などの分野である。

日本政府は2019年5月31日に「デジタル手続法」を公布した。デジタル化による効率的な社会を実現するためデジタルファース

ト、ワンオンリー、コネクテッド・ワンストップの基本原則を掲げ、社会全体のデジタル化を推進し、生産性の向上により高齢化などの社会課題に対応する政策を打ち出している。この新しい社会を実現するためにはデータの安心、安全、品質を担保することと、官民のデジタル化の推進が二つの柱として掲げられている。

また、デジタル化の推進には2025年の崖と呼ばれ、企業の成長、競争力の強化に、新しいデジタル化技術を活用したビジネスモデルの創出・改革するDX（デジタルトランスフォーメーション）の必要性も課題として挙げられている。

これらの課題を実現または解決していく中で、文書情報マネジメントの重要性が増していくことは明らかである。実際、企業経営では、コンプライアンス、セキュリティ、品質管理の要求の



文書情報マネジメントの位置づけ

高まりから、文書情報マネジメントが実業務を行う仕事のツールとして必須となっている。単に情報を保管している現状から、蓄えられた情報を活用することで知的活動の活性化やイノベーションの創出が行われ、DXにおいても文書情報マネジメントの役割は高まっていくと考えられる。

JIIMAは、デジタル化時代を実現するため、文書情報マネジメントの要件整備を進め、具体的には政策提言、標準化、文書管理達成度評価、文書管理成熟度モデル、人材要件と育成制度、ICTシステム要件等に取り組み社会に貢献していく。

基調講演

「デジタル時代の新たなIT政策」が目指す豊かな社会への転換

内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室 内閣府大臣官房番号制度推進室 企画官 浅岡 孝充 氏



IT政策は「紙の管理が大変で仕事が進まないから電子化する」という行政視点から、「安心、安全、豊かさを実感できるデジタル社会を目指す」という国民視点に変化を迎えている。申請用紙をそのままPDFや画像データにして送るだけの電子化ではなく、必要なデータを共有・活用したらどうかといった、提出と言う行為とは違った方向に進んでいる。

政府が運営するWebサイト「マイナポータル」では、国民一人ひとりのポータルサイトとしてさまざまなサービスが利用可能となっている。今後、行政機関だけでなく民間組織に対してもAPIを提供し、新たなサービスの提供が期待されている。

例えば、子供の予防接種記録を母子健康アプリと連携したり、住宅ローン等の審査に必要な所得情報を即時取得し契約を簡単スピーディに行えたりするほか、キャリア資格や免許、技能講習履歴、技能士台帳を自己情報APIで応募先へ電子的に送れるデジタルハローワークといったサービスなども考えられているのだ。さらにワンストップ化の最適な例として、会社で従業員を雇用した時に発生する税務署、年金事務所、ハローワークなど各窓口での手続きを、ボタンひとつで各窓口に一瞬で配信するような仕組みなど、その他多くの可能性が考えられている。

各種申請手続きのオンライン化、クラウド化、AI活用を進めていくにあたり、キーとなるのがマイナンバー、そしてマイナンバーカードの普及である。マイナンバーカードを活用した、利便性高く、安心安全なデジタル社会の構築を早期実現するために、マイナンバーカードの健康保険証、円滑な取得、推進を柱とし、その利活用を強力に推進する方針が示されている。

普及に向けて、マイナンバーカードを持っていたらポイントがつく、税の還付や子供の就学支援金、プレミアム商品券の配布などをカードと紐づいた決済手段で行うといったサービスも検討している。紙不要、簡単な手続き、手数料不要で支給でき、親は子育て支援金を子育てとは関係ないお店では使えないようにする、ということもできる。

そのほか、マイナンバーカードを学校施設で使用すれば、学校が無くなっても学位証明が取れるとか、先生の教員免許も資格剥奪者の確認も可能となる。医療費控除も領収書を集めておかなくてもよくなるといったサービスもマイナポータルで実現できるよう、デジタル改正の準備を進めている。

官民、共に5年、10年先を意識しながら、誰もがデジタルで安心・安全に、デジタルの恩恵を受けられる社会を、どう作っていくのかを一緒に考えて行きたい。

特別
講演

行政文書管理の電子化の実現に向けて

内閣府大臣官房公文書管理課企画官 田上 陽也 氏



適正な公文書等の管理体制の確立を求めて公文書管理法が施行されたのが2011年。その後政府は公文書管理の適正確保をめざして2019年3月、行政文書の電子的管理について基本方針

を打ち出した。今セミナーではその実現に向けた取り組みを解説した。

まず公文書管理制度では「行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿の記載状況、その他の行政文書の管理状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない」、また「内閣総理大臣は第1項(直前の文のこと)に定めるもののほか、行政文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、行政文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実施調査させることができる」とある。さらに歴史的公文書等の適切な移管を確保するために必要があるときは、国立公文書館を活用できるとされている。

ところが調査によると2018年4月1日現在、全省庁では約1800万ファイル保有している。その内93%は紙文書である。2017年度に廃棄されたファイル数は約200万ファイル、移管はわずか0.4%の約8千ファイル、新規発生は約270万ファイルであっ

た。保存期間満了になった公文書から歴史的公文書となって保存・公開される確率は極めて低いことがわかる。

これまで各省庁では2009年3月から電子決裁システムを導入し、組織における意思決定工程の電子化を推進してきた。併せて行政文書ファイル管理簿の機能なども備え、業務の迅速化・効率化も図ってきた。さらに行政文書管理の電子化については、2018年7月の閣議決定での「公文書管理の適正確保の取組」、また2019年3月には総理大臣が決定した「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」を発表した。その狙いは、電子媒体の正本・原本とすることやプロセス全体を電子化し改ざん防止などを図り、2026年度を目標に本格的な電子的管理をめざそうとするものである。

具体的にめざすことは、作成段階でのメタデータ作成、整理・保存に必要な長期保存フォーマットへの変換や機密保持、ファイル管理簿への記載、改ざん・消失への対策、電子的な集中管理、公文書館への電子的移管や歴史的公文書管理への利用可能な措置の検討などがあげられる。

政府はこれらの取組に対して2019年度までに自動化への業務フローの策定、2020年度からは順次予算要求、開発、テストを2022年度から自動化・システム化の実現し、2026年度新国立公文書館開館をめどに自動化・システム化に移行するという。実現までに残された時間は決して多くはない。

特別
講演

デジタルトランスフォーメーション(DX)を進めるために必要なマインドセット

日本マイクロソフト株式会社 業務執行役員 マイクロソフトテクノロジーセンター長 澤 円 氏



デジタルトランスフォーメーション(DX)は2004年スウェーデンの大学教授が提唱した言葉である。それはデジタルテクノロジーを駆使して経営の在り方やビジネスプロセスを再構築することと一般的に言われている。

昨今我々をとりまく情報は膨大であり、例えば現代の日本人が1日に触れる情報量は平安時代の日本人なら一生に知りえる量であり、江戸時代の日本人なら1年分の情報量に匹敵するという。そして世界で存在する全データのうち、直近2年で生まれたデータ量は90%を占めると言われ、オンライン上にあるマネーの割合は93%になる。

人はデータを信じて生きている。例を挙げればオンラインショップ、これはコンテンツを購入するのと同じだ。つまりデータが信用できなければビジネスは成立しない時代になった。飲食店にいて味見しなくても口コミデータで確認できるように。

ところが旧態依然のビジネス社会がいまの日本でも存在し、進化していない。例えば、「ハウレンソウ」。「報告・連絡・相談」であるが、報告は過去のこと、連絡は現在のことである。だが、本来時間を使うべきことは「相談」で、これは未来を考えることだ。そこで見えてくる結論の多くは、今後いかにミスをなくし効率よく物事を進めるかが課題となる。

したがって、問題となっている年功序列や超低賃金、非IT化、レポート制作、紙印刷など「やめること」を決めないといけない。とくに非IT化やレポート制作などはスピードが上がらなく、自動化にはならない。時間が奪われるだけだ。時間を投資する価値のないものがあれば、やめればいい。価値のある時間を増やすにはデジタルで増やすことを考えることだ。過去の正確な情報



はデジタルで活用する。つまりDXは価値ある時間を増やすことになる。

最後に紹介したい「恐怖の言葉」として、1.「人に依存した仕事」、惰性でやらずに自動化、2.「とりあえず」という言葉は「やっていないことにやること、まずやってみる」と理解すべきだ。これはシリコンバレー流の考えだ。このようにDXを進めるには、まずはマインドセットが必要である。そして、「この先AIが進化したらどうなるのか」の問いかけの答えは「一緒にテクノロジーの力で未来を作ること」である。

特別講演 2020に向け進む働き方改革とテレワーク活用 ～電子化とICTツールの実践的組み合わせ推進とは～

株式会社パソナリンクワークスタイル推進統括 東京テレワーク推進センター事業責任者 湯田 健一郎 氏

働き方改革は、高齢化、出産、子育て、介護といったライフステージの変化や、ワーク・ライフ・バランスといった価値観の変化から必要とされ、デジタル化技術の進展がこれを可能としてきた。この働き方改革を推進する有効なツールがテレワークと言える。

テレワークにはその勤務形態から自宅で仕事をする在宅勤務、移動中や顧客先で仕事をするモバイルワーク、そして配属先以外のオフィススペースで仕事をするサテライトオフィスの3つの形態がある。また、在宅勤務には週1日以上、勤務先に出勤しないで1日中自宅で行う終日在宅と、1日の勤務時間のうち一部を

オフィスや顧客などの外出先で、残りの一部を自宅で勤務する部分在宅の2つに分けられる。

このテレワークの効果として、雇用者側では経営改革、グローバル対応、生産性向上、

優秀な人材の確保、BCP対策、コスト削減といった効果があり、就業者側ではワーク・ライフ・バランスの向上、育児や介護中の仕事の継続、業務効率の向上、時間の有効活用といった効果がみられる。

社会、企業、就業者の課題を解決するテレワークだが、さらに東京都では2020年の東京オリンピックでの交通機関の混雑回避の切り札としても着目している。都では2017年に東京オリンピックの開会式が行われる7月24日を「テレワーク・デイ」とし、東京テレワーク推進センターを設置し、企業のテレワークの取り組みを後押ししている。

テレワークは一部の業務に限らず、例えば通勤時間を削減できる等、さまざまな業務で効果が得られる。導入には、個人情報、暗号化といったセキュリティ対策、ITを利用する通信費や水道光熱費の負担方法、就業規則でのテレワークの勤務規程を設定する等といった必要があるが、社会課題の解決と企業の生産性向上を同時に実現する方法として多くの企業での導入が期待されている。



特別
講演

Society5.0に向けたトラストサービスの状況

トラストサービス推進フォーラム 企画運営部会長 柴田 孝一 氏
セイコーソリューションズ株式会社 DXソリューション統括部



Society5.0 (超スマート社会) は、Society1.0 (狩猟社会)、Society2.0 (農耕社会)、Society3.0 (工業社会)、Society4.0 (情報社会) の次に来るIoT、AIを活用して「データ」がヒトを豊かにする未来社会のモデルを示している。

平成13年の「e-Japan戦略」以降、インターネットの利用環境が整備されるとともに大量のデータがネットを通じてやり取りされ、取引や業務がデジタル情報で行われる社会となった。ネットワーク通信によって空間を超越し、また劣化のないデジタル情報は時間を超えて記録、保管されるデジタルファーストの時代となりつつあり、結果としてデジタル技術を高度に利用したイノベーションによるSociety5.0の到来が現実のものとなってきた。

一方、デジタルデータには痕跡の無い改ざん、ねつ造が容易であり、また、なりすまし、盗聴の危険といった問題もある。Society5.0を実現するためには、相手の認証、データやサービス自体の非改ざん性、正当性を確認するための手段を提供する仕組みと基盤が必要になる。

トラストサービス推進フォーラムは、2018年6月5日にタイムビジネス協議会を改組しスタートした。その目的と活動は大きく4

つに分けられ、①ネットを利用するユーザーに信頼性、安全性の判断材料の提供、②信頼できるサービス(トラストサービス)の在り方と安心、信頼してサービスを選択できる仕組みの検討と環境整備、③信頼できるサービスを可視化しリスト(トラステッドリスト)の構築、④産学官、海外とも連携して信頼を提供する基盤とスキームの構築となっている。

電子署名やタイムスタンプの利用が広がっていく中、トラストサービスへの取り組みは、日本では総務省のトラストサービス検討ワーキンググループ、EUでは2016年7月1日から適用開始されたeIDASで、国連国際商取引法委員会等で検討、実証実験等が進められている。

今後、日本では民間の取り組みが業界や分野別に異なった基準で運用されているため、業界横断にシステムやサービスが必要であること、また、国際間での相互運用できるサービスの構築などの課題を検討して、Society5.0でユーザーが安心・信頼してトラストサービスを選択できる仕組み作りを目指していく。

特別
講演

デジタル化とブロックチェーンがもたらす記録の未来

株式会社 第一生命経済研究所 調査研究本部 主任研究員 柏村 祐 氏



本講演は、①テクノロジーとの付き合い方②デジタルファーストとイメージング③ブロックチェーンについて④ブロックチェーン技術の記録や保管などの用途への応用と4つのテーマから構成されている。

①過去テクノロジーがどのように進化してきたかを振り返り、2045年までにはAI化が更に加速し、AIが人間に代わって知的労働する時代が予測されている。AIに取って代わる仕事は、電話マーケティング、レジ係など機能的な仕事であり、医者や俳優など創造的な仕事は残る可能性があるという。テクノロジーとどう向き合うかとして、環境や変化するものしか生き残れないということを示唆した。

②減少する人口に伴い、行政においてもデジタル化推進施策

は大きな流れとなっている。デジタルファースト法案が可決され、行政サービスのデジタル化の推進には、AIやロボティクス等が活用される。生産性を効率化する目的はコスト削減だけではなく労働力をアップして、付加価値を付けることが重要であるとした。

③ブロックチェーンとは、ネットワーク上のやり取りの記録を皆で保管し、監視するシステムで、身近なものに例えると銀行の預金通帳のような記録方法である。従来のシステムである中央管理型は国や企業の管理者が取引履歴を保証する。一方、仮想通貨などに使用されているブロックチェーンは分散型で、管理者は利用者であり、取引履歴を皆で共有することで真正性を保証する。改ざんが極めて困難であり、不可逆性を持つこと

から今後幅広い分野での応用が期待される。

④ケーススタディとして、ダイヤモンドの取引に個人情報をブロックチェーンで記録することが用いられている。取引履歴の追跡と第三者にも共有可能であることから、不正を取り締まることが可能となる。また、医療記録をブロックチェーンで記録

し、個人情報を提供する代わりに仮想通貨でお金が支払われるという仕組みの事例もあるという。今後、近い将来やってくるブロックチェーンを前提としたテクノロジーは、私たちの生活に大きく影響を及ぼすことが想定されるだろう。

特別
講演

令和元年度の電子帳簿保存制度の見直しの概要について

東京国税局 調査第一部 調査開発課 情報技術専門官 山之口 章 氏



電子帳簿保存制度について、令和元年度税制改正における制度の見直しの要点を、レジメを配布しその解説を行った。最初に法令の改正が以下の2点である。

- 1 新たに業務を開始した個人の電子帳簿保存等の承認申請書の提出期限の特例の創設について、業務を開始した日から2月を経過する日まで承認申請書の提出を行うことができるように緩和された点。
- 2 承認を受ける前に作成または受領した重要書類（過去分重要書類）についてのスキャナ保存についても、適用届書を提出した場合はスキャナ保存が可能とする点。
そして、次に運用の見直しが3点挙げられた。
 - (1) 承認申請手続きにおいて、その手続き負担を軽減させる観点から、市販のソフトウェアを対象に、日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）による認証を受けた製品は、承認申請書の記載事項や添付書類を一部省略可能にする点。
 - (2) 申請者の予見可能性を向上させる観点から、受託開発されるシステムや自社開発のシステム等を対象に、要件適合性に関する事前相談の体制を整備する点。
 - (3) 通達等の改訂については、次の3点である。
 - ①入力等に係る期間制限の解釈の見直しとして、
 - ・速やかに入力する場合、国税関係書類の受領後の入力期間を1週間から7営業日以内に緩和。
 - ・業務の処理に係る通常期間を経過したのち速やかに入力する場合の期間を、最長1か月プラス1週間以内

を最長2か月プラス7営業日以内に緩和。

- ・受領者が自ら読み取る場合のタイムスタンプの付与を、受領後3日以内を3営業日以内に緩和。
- ②定期的な検査に関する解釈の見直しとして、すべての事業所を対象として1年に1回以上を、社内検査規定がある場合は5年のうちにすべての事業所等の検査を行えば要件を充足すると緩和し、重要な書類のある本店などは1年に1回が望ましいなど企業規模による緩和も言及された。
 - ③検索機能の確保に関する解釈の見直しとして、入力データを書類の種類別に検索できることの要件を、勘定科目別に検索が可能な場合も要件を充足するとした緩和。

その他スキャンミスが判明した場合の取り扱いについて、一定の明確化を図るなどの見直しも行うとの話があった。

講演終了後、東京国税局とJIIMA法務委員会による個別相談会が行われた。



詳細については、国税局の電子帳簿保存のホームページとその中の電子帳簿保存法Q&A（一問一答）を参照していただきたいという説明が述べられた。

特別
講演

法令準拠のビジネス文書電子化と企業価値向上

ペーパーロジック株式会社 代表取締役兼CEO 公認会計士・税理士 横山 公一 氏



世界時価総額ランキング、平成元年（1989年）日本企業は上位50社中32社も入っていたが、平成30年（2018年）はわずか1社であった。日本の労働生産性は47年連続G7で最下位、アメリカの3分の2の生産性、アメリカ人1人に日本人2人かかってやっとならう状況というのが日本の現状である。そこに輪を掛けて日本は少子高齢化が進んでいる。現在4人に1人が65歳以上、2030年には3人に1人が65歳以上といわれており、深刻な労働力不足が懸念されている。人口が減少し、労働時間は日本全体でノー残業が推進されているので生産性を上げるにはもっと効率性をあげなければならない。政府は「労働力不足の解消」という視点から「働き方改革」を推進しており、働き方改革実現の為の手段（ツール）として情報技術（IT）をどう活用するかがポイントである。

日本では20年前からずっとデジタル化の法規制緩和をしている。古くは1998年「電子帳簿保存法」、2001年「電子署名法」、2005年「e-文書法」と、国全体が紙と判子からデジタルに舵を切っていった。法的要件を満たし、さらにデータの利活用ができる電子化が求められている。

電子化で抑えるべき法律は主に、「会社法」「電子帳簿保存法」「電子署名法」「e-文書法」の4つで、紙とデジタルデータを同じレベルに引き上げる為にはどうしたらいいかという要件を制定している。電子帳簿保存法第10条では、紙が最初から無い、電子取引に係る電磁的記録の保存義務について、改ざんできないように規定等で運用するかまたはタイムスタンプを付与しなければいけないとあり、タイムスタンプについては一括して検証できることが制定されている。

また、マイナンバーカードが推進され、今後さまざまな電子契約で使われていくことで、企業側も契約書の管理コスト、印紙税、人件費の節約、印鑑偽造のリスク回避といった多くのメリットが想定される。電子証明書は「誰が」を証明する電子版の判子であるが、判子同様に実印版と認印版があるので用途により使い分けができる。何を、誰が、いつ作られた文書かを証明するものとして、電子署名とタイムスタンプが必要であるが、書類により必要な要件が異なる。しかし、ここで電子化を難しく考えないでほしい。これらを自動で付与するシステムは年々充実してきている。

このように電子化にはたくさんの法律があるが、きちんとしたソリューション、きちんとした取り組みをすればそんなにデジタル化も大変ではない。ちょっと一歩踏み出してみようと思って頂ければ幸いである。

ESG (Environment Social Governance) という企業の持続的成長の為に必要な3つの視点からなる指標があるが、デジタル化は「E：地球に優しい」、「S：働き方改革を促進」、「G：内部統制、ガバナンスを強化」でESG事業を達成できるソリューションであり、企業価値の向上のためにもぜひ取り組むべきである。

日本はもっとデジタル化していかなければならない状況であり、まずはスモールスタートで、この国税書類からとか、この部署からとか、1つからでもスタートできる。

まずはやる事で、日本の効率性の引き上げを、皆さんと協力して取り組んでいきたい。

特別
講演

ついに加速が始まる大衆型RPAの構造

RPAテクノロジーズ株式会社 代表取締役社長 大角 信行 氏



昨今、業務自動化ツールのRPA（ロボティック プロセス オートメーション）において企業は期待した効果を得られず、幻滅期に入っているのではないかと感じている。ツールを導入しても思う様に使えず、単なるマクロであるとか、お金がかかる、業務

が止まる、メンテはどうするといったネガティブな話をよく聞くからだ。

RPAを、ITとして捉えてしまうので、ユーザーが情報システム部や委託先にすべて任せてしまうケース

が多く、組織変更の度にロボットを直す、お金がかかる、時間がかかる、という課題が発生する。さらに、ユーザーが自分で好き勝手にRPAを作成し、ついには勤怠管理を不正に自動化して出勤したことにする、といった犯罪に近い事案も発生している。

導入のトリガーとしてなぜRPAをやるのか？ そこに成功と失敗の分かれ道があるように思われる。働き方改革の施策としてやる、みんながやるからやる、というようなトリガーから始めると、悪循環に陥ることがまま見受けられる。例えば、一生懸命ツールを選定しても、現状では業務改善が必要とか、エンジニアの体制、運用し続けられるのか等の問題が発生してしまい、最終的にはまたツールを選びなおすといったようなことだ。そうなると結果的には、コストだけが積み上がり、スピードは低下するというオチでRPAは失敗とみなされてしまう。RPAという、なにか新しい技術が来て、導入してみようと思ったのはよいが、完全定着化に向かうまでにはこのような壁があるのだ。

この問題は、RPAとはどういう技術なのかを捉え、自らのビジネスモデルの中でどうRPAを位置づけるのか、将来のビジネス進化において、どういうシナリオがあるのかがハッキリしていないまま進めていることに原因がある。

導入に成功している多くのケースでは、人口減少、資産のレ

ガシー化などが問題視され、現場で着々と解決しなくてはならないという危機感が、RPA導入のトリガーとなっている。労働力の問題、高齢化、人件費といった課題を前に、その解決策として永久に労働し、夜間も働き、パフォーマンスは非常に良い、増殖は可能で、従業員のひとりとなるようなRPAを導入しているのである。そして現場ではコンスタントにマネジメント運用していくことが成功の鍵となるのだ。

RPAテクノロジーズ株式会社のBizRobo!では、何か利用上の問題があればコミュニティで解決したり、よいロボットがあれば共有したりすることができる。手書き文字入力も認識して取り込みでき、印刷してスキャンしてOCR補正してといった作業不要で、ボタンひとつで一気にデータ登録まで自動化できるところまで来ている。

現場の方が運用できるようになれば技術も向上し、目先の課題もすぐに解決できる。全従業員の創意工夫自体をコミュニティでシェアし、使えるロボットをお互いに交換して使っていく、こういう時代も迎えつつある。

いまのプロジェクトは進めつつ、ぜひ多くの方が参加し、一緒に日本の社会問題を解決していきたいと願っている。

ベストプラクティスに2事例が受賞

受章記念講演

「日本ラグビーの歴史と、国内、国際舞台での活動、活躍を如何にして後世に残すべきか」

公益財団法人 日本ラグビーフットボール協会 富岡 英輔 氏



「グループ25社の領収書・請求書をまとめて電子化、パーソルホールディングスの挑戦」

パーソルホールディングス株式会社 中山 龍太郎 氏

デジタルドキュメントフォーラムでは各講演のほかに、2019年のベストプラクティス賞の表彰式と受賞記念講演が行われた。今年も、公益財団法人 日本ラグビーフットボール協会の「日本ラグビー デジタル・ミュージアム」プロジェクトとパーソルホールディングス株式会社のグループ25社の領収書・請求書をまとめて電子化が選ばれた。

日本ラグビーフットボール協会の記念講演については、今月号のケーススタディのコーナーで、パーソルホールディングス株式会社の講演内容については次回で紹介する。



「日本ラグビー デジタル・ミュージアム」プロジェクト ～デジタル画像が語る日本ラグビー史～

日本ラグビー デジタル・ミュージアム



2019年10月
公益財団法人 日本ラグビーフットボール協会
日本ラグビーデジタルミュージアムプロジェクト



公益財団法人 日本ラグビーフットボール協会
アーカイブ担当

とみ おか えい すけ
富岡 英輔

「日本ラグビー デジタル・ミュージアム¹」とは、「ラグビー文化資源をデジタル化・公開するためのクラウド型プラットフォームシステムの構築」と考えています。

公益財団法人 日本ラグビーフットボール協会（以下JRFU）は90年以上の歴史があるにもかかわらず、集積された歴史的な記録類を公開することなく、保存していただ

だけでした。そこで、2019年ラグビーワールドカップTM（RWC）開催を迎えるにあたり、これまでのJRFUの歴史を培った人達の記録を公開し、その大会（試合）記録をレガシー（次世代への贈り物）として伝える義務と責任があると考え、2019年は日本のラグビー史を世界に発信する絶好の機会であると捉え

事業の概要と目的

JRFUでは、図書館振興財団の助成をいただき、これまでに収集した貴重な資料・写真を整理・分類、デジタル・アーカイブ化し、ジャパンサーチと連携して文化を世界に公開することを目指しました。

「日本ラグビー デジタル・ミュージアム」構築の具体的な実施計画

◎第1期事業（2018年11月～2019年9月）

- ①『日本ラグビーフットボール協会80年史』（JRFU発行2007年）及び『日本ラグビー全史』（日比野弘／著 ベースボール・マガジン社2011年）のフルテキスト化
- ②JRFU発行機関誌（Vol59まで）のデ



1 <https://trc-adeac.trc.co.jp/WJ11C0/WJJS02U/1310375100>



- ③収集されたアナログ写真のデジタル化、デジタル写真のデータベース化
- ④歴代キャップホルダー情報のデジタル化
- ⑤『日本ラグビー全史』刊行以降のテキスト化とデータ整備
- ⑥主な資料の英訳、仏訳、西訳(一部)
- ⑦ADEACへの掲載・2019年9月公開

◎第2期事業 (2019年10月～2020年9月)

オリンピック競技となった男女7人制の記録、RWC2019日本大会の記録などを公開予定です。

◎第3期事業 (2020年10月～2021年9月)

2020年東京オリンピック終了後は、全国のラグビー関係者やファンの要望を確認し、15人制の女子ラグビーについて、また日本のラグビー発展に寄与した大学ラグビーの歴史、関西のラグビーの歴史、九州のラグビーの歴史などの詳細情報を整備し、ADEACを通して発信を計画する予定です。



第一期におけるデジタル化の対象資料とテキスト化

- ・機関誌：JRFUが発行した機関誌(1951～2017年)を対象とした。特に1951年からデジタル・データ化されていない機関誌(約2万頁)は原本からスキャン
- ・新聞記事の記録：スクラップブックに整理された1967年までの新聞記事約4千点をスキャン

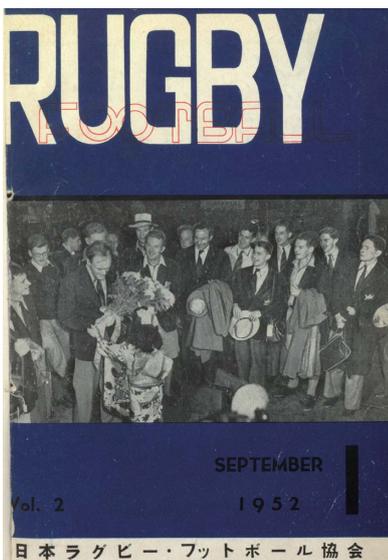
- ・アルバムに整理された写真約1,500点を同様にスキャン
- ・すでにデジタル化されていた写真約3,000点と機関誌約22,000頁をデータベース化
- ・テキスト化文書約1,000頁

「日本ラグビー デジタル・ミュージアム」の機能

大きな特徴はラグビー史年表から観戦記、写真、新聞記事などが検索・閲覧できます。特に日本代表に選出された選手(キャップホルダー)全員を掲載し、過去の栄光を垣間見ることができます。

終わりに

近年、デジタル・アーカイブ戦略が国家的プロジェクトとして推進され始めています。さまざまな分野に貴重な歴史資料や美術工芸品が存在し、それらを保存・公開することは所蔵機関の義務と責任です。今回デジタル化し公開することは、まずはデータ化された素材を編集し、システムに搭載する作業と60年間以上未整備の機関



JRFU発行機関誌1952.1



日本代表3 - 34NZ代表コルツ1958.3

Case Study

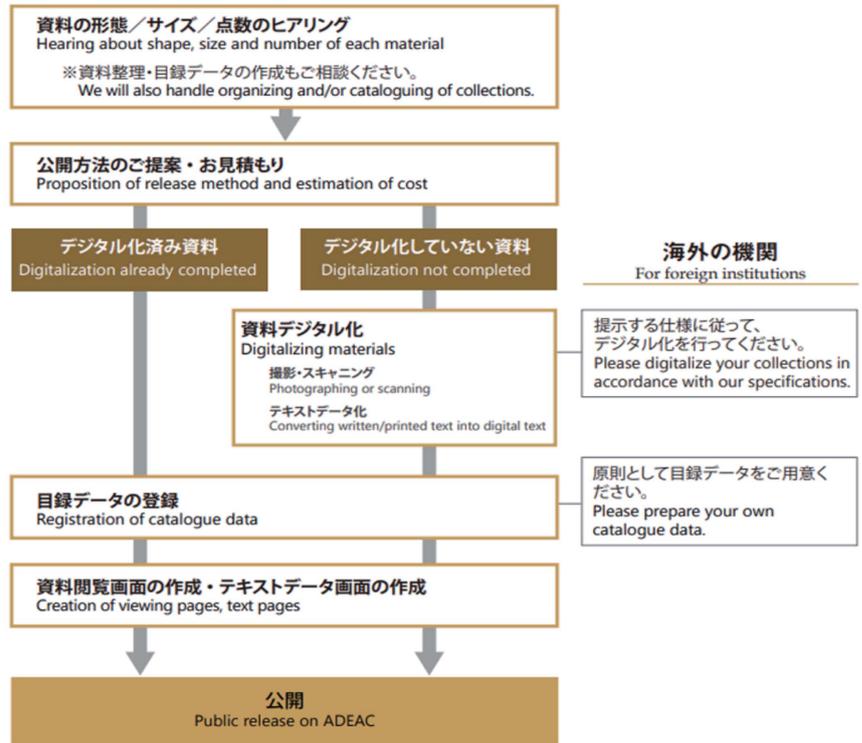


誌・写真・資料などをデジタル化する2つの作業を処理することでした。またデジタル画像にメタデータを作成する必要もあり、時間のかかる作業でした。

幸いにもクラウド型プラットフォームシステムを提供いただいたADEAC社が、テキスト化作業など公開にあたり万全の準備を、また各方面から修正指摘された内容に対して迅速に対応していただいたことに厚く御礼申し上げます。

これから博物館・図書館・公文書館などにおいて、このようなデジタル・アーカイブ化が加速されると予想されますが、予算獲得に苦労される中で助成金の活用とシステム構築への親身なパートナーの協力でクラウド型デジタル・アーカイブズが普及されることを願っています。

公開までの流れ The process to public release



ワンストップでデジタル・アーカイブを構築・公開

ラグビー 日本ワールドカップ



日本対アイルランド戦



日本対スコットランド戦

皆様の応援で、目標であり念願のベストエイト進出を達成いたしました。

バンクーバー・アーカイブズで取材した ラグビー日本代表の活躍 ・・・日系カナダ人に与えた勇気と感動



ながい つとむ
JIIMA広報委員 長井 勉

RUGBY はじめに

バンクーバー・アーカイブズは、イングリッシュ湾を臨むキツラノビーチパークの裏手、ベニエ公園内に位置し、近隣には博物館、天文台など教育文化施設が多く、恵まれた環境である。入り口にあった胸像(写真1)は初代アーキビスト、J.S.Matthews(1878-1970)である。当初、彼は個人的な収集活動、インタビュー記録、芸術品、初期のバンクーバー住民の記録収集、寄付の支援を求めるなど活躍した。その後、彼は自宅をアーカイブとしたが、1933年にバンクーバー市移管され、また1959年には図書館に移管された。



写真1
初代アーキビスト J.S.Matthews

そして一個人の収集が公の活動に発展し、彼が亡くなった後の1972年市立アーカイブズとして近代的な半地下構造の建築で現在地に開館した。今では市の行政文書、個人や企業の記録、歴代市長の文書、警察、公園管理などに関する歴史的公文書の提供の他に、膨大な寄託収集品を所蔵している。特にバンクーバー市の歴史などのデジタル写真コレクションは充実している。このアーカイブズから1930年9月のジャパン(日本ラグビー代表チームの呼称)の出来事を探した。

RUGBY 初めてのラグビーテストマッチ(国別対抗)

ラグビーワールドカップ™2019は日本の素晴らしい活躍で日本列島が盛り上がり、大いなる声援も後押しして目標のベスト8を果たした。南アフリカには完敗だったが、戦うたびに強くなる

ジャパンを誇らしく思った方も多くいただろう。活躍も素晴らしいが、アジア初の日本開催は大成功だった。一過性のラグビーファンがどれだけ定着するか、今後の国内ラグビー大会に注目したい。

日本ラグビー協会(以下JRFUという)では、日本代表チームの国際試合(国別対抗)ごとに番号を付けている。先ごろのRWC2019、2019年10月20日の準々決勝、対南アフリカ戦が357試合目である。では第1回テストマッチはいつ行われたのかを調べてみると、それは今から89年前、1930(昭和5)年9月24日と記録されている。ジャパンが世界と戦うには海外での試合経験が必要であり、その強化はここから始まった。

振り返ってみれば、1901(明治34)年に慶應義塾がYC&AC(横浜カントリー・アスレティック・クラブ)との初試合以来、日本唯一のラグビーチーム慶應義塾の相手は東西にある外国人スポーツクラブ(YC&ACとKR&AC)しかなかった。孤立無援のチームだったが、塾内の大会など継続的な活動をしてきた。1910(明治43)年に三高にラグビー部が創部され、その7ヶ月後に日本人同士のラグビーマッチが1911(明治44)年4月6日、三田綱町グラウンドで行われ、慶應義塾が10トライを挙げての完勝だった。

さらに強い相手を求め、慶應義塾は1925(大正14)年12月23



ジャパンの
初テストマッチ3-3
『The Vancouver Sun』
1930.9.25



ジャパンの戦士たち 1930年9月
共にバンクーバー・アーカイブズ所蔵

日、神戸から上海に向かった。この地で三つ巴の試合を行い、上海クラブには12-13で惜敗したが、香港には8-3で勝利した。

なお慶應義塾のライバルである早稲田大学は、1918(大正7)年に創部されている。かれらの豪州遠征は1927(昭和2)年7月から行われ、寄港先のマニラ(6-3)、香港(21-6)には勝ったが、豪州遠征は5戦全敗となった。

この早稲田大の遠征が日本のカナダ遠征へのきっかけにもなっている。それは早稲田大が豪州遠征の時に印象を与えた規律ある選手の態度であった。この話題がカナダ公使に転じた徳川家正氏に伝えられ、カナダラグビー協会は早稲田大に招待の打診をした。しかし諸事情で中止になり、JRFUがこの話を受け入れることになった。

とはいえ当時は昭和恐慌の真っただ中、JRFUには資金がない。幸いにも大倉財閥の大倉喜七郎氏から支援を頂き、当時のJRFU高木喜寛会長と田辺九萬三理事長が秩父宮様に説明し了解を得ることができた。そして早慶明大学を中心に学生19名、大学OBの6名で全日本チームを編成し、山中湖畔で強化合宿を経てカナダ遠征に備えた。

さて、日本を乗せたハワイ丸は、1930(昭和5)年8月17日、横浜を出港しバンクーバーに向かった。まったくカナダラグビーの情報もなく、8月29日の上陸前に香山蕃監督が選手達に話したことは「勝敗は別にして汚いプレーだけはしない、負けてもフェアプレーでいこう」というものだった。そして彼は現地に住む何万人の日本からの移民の方々のことを慮ると、勝敗よりもグラウンドでの姿勢が彼らに与える影響は大きいと思っていた。

日本の初勝利(カナダ遠征第1戦)とグラウンドを訪ねて

筆者はバンクーバー滞在中、日本が戦ったグラウンド探しから始め、スタンレー公園に向かった。「Brockton Point」の標

識に沿って歩くと手入れの行き届いた芝のグラウンドを見つけた。カモが親子でグラウンドを横切る光景にも遭遇したが、クラブハウスもある。当時の写真からその位置は違っているようにも見えた。テストマッチには3千人の観衆が来場したスタンドとグラウンドを眺め、海外初遠征の日本のフィフティーンたちはどんな思いでグラウンドに飛び出したのだろうか、と瞑想した。日系二世で構成し、カナダ野球界を震撼させた「バンクーバー朝日」の選手たちもここに来て日本に声援を送ったに違いない。

当時を振り返ると、何も情報のないままキックオフ、香山監督はしばらく戦況を見つめた後に試合展開を予測し、こんな言葉を残している。「しかしながら漸くにして私の胸の底にはバンクーバーの9月の朝の様に薄い靄に蔽われながら柔らかい輝きを認めることができた」と、勝てそうな相手だと感じたようだ。しかし2トライなどで0-13とされた。その後、日本初のトライは藤井が見事にゴールポスト近くに決めた。さらに2トライを決めて前半を11-13と追いつけた。後半お互いに点を取り合い、14-18になったがスタンドからは「ジャパン!」、「バンクーバー!」の声で騒然となる中、田中のトライ、ゴールで19-18となり逆転に成功し、その後も加点して22-18となった。これは日本の初勝利である。

7戦6勝1分けの日本、初のテストマッチは惜しくもドロー

2戦以降も持ち味を發揮した日本は5戦全勝、つづく第6戦9月24日ブリティッシュ・コロンビア州代表と初めてのテストマッチで事件は起きた。なんと開始1分で鳥羽が怪我で退場を余儀なくされたのだ。当時は交代選手を出せないルールのため、14人对15人の戦いになったが、ブリティッシュ・コロンビア州の代表チーム監督であるチレットは「代わりはいるか?」と香山監督に聞いてきた。なぜそんなことを聞くのか問い返すと「代わりがいたら出せ」という。「いない」と答えたら相手は一人減らした。



スタンレー公園ブロクトンのグラウンドとクラブハウス 筆者撮影

「なぜ減らしたのか」と香山監督が問うと、「余計なお世話だ、ほっといてくれ」とチレット監督は答えた。

結局、ジャパンは出場する予定のない選手を用意し、15人対等で再開した。つまり当時のルール上は交代選手を出せないはずだったが、ラグビー精神をもって相手への敬意を示したことである。結果は3対3の引き分けとなった。ジャパンは次の最終第7戦に勝利して、結果6勝1分けで帰国することになるのだが、唯一の引き分けた試合にはこういうエピソードがあったのだ。余談だが、最終戦で香山監督はレフリーをも務め、公平なレフリングぶりにフルタイム後に相手チームから胴上げされたという。

英国スポーツ雑誌『アスレティック・ニュース』は「Will Japan Become a Power in the Rugby World?」という見出しで、「日本がラグビーを始めて既に30年以上の経験をもっているということは恐らく英国人は予想すらしなかったことである。(中略)日本チームのスピードあるプレーとハンドリングの正確さは特筆に値するものであり、特にWTBがタッチに追い込まれないで内方に切れることの巧みさに至っては驚嘆のほかない」と世界に伝えている。今のジャパンの戦い振りを彷彿させ、その強みは生き続けている。2019年ワールドカップでのジャパンの活躍の原点はここから始まったと言えよう。

バンクーバー市立図書館を訪ねて… 教科書にも載った初のテストマッチ

ダウンタウンのメインストーリーを歩き、訪れたのがバンクーバー市立図書館(写真2)だった。早速レファレンスコーナーで、「1930年にジャパンがここで試合した記録を探している」と尋ねたら、検索端末から探り当てた数種類の資料や新聞スクラップ



写真2 バンクーバー市立図書館
筆者撮影



写真3 「新しい国語」東京書籍
バンクーバー市立図書館所蔵

などを提供いただいた。この中になんと国語の教科書(写真3)があったことに驚いた。この試合の出来事が文部省検定の中学1年生向けの『新しい国語』(柳田国男編東京書籍 昭和35年1月発行)に「スポーツの心」というテーマで取り上げられていたのだ。

内容は、選手交代を認め日本にそれをすすめるブリティッシュ・コロンビア州チーム監督の相手を気遣う心の広さと同じ条件で戦う姿勢、同時に「スポーツマンシップとは何か」を伝え、読者に問いかける文章になっている。それはラグビー憲章にある「結束、尊敬、規律、情熱、品位」そのものであり、ピッチ内外だけでなく、選手・チーム関係者、観衆にも求められるスピリットでもある。

同館でジャパンの活躍などを伝える資料が他にないかと聞くと、「それならバンクーバー・アーカイブズにあるかもしれない。行くならあらかじめ電話をしておく」と地図を頂き、親切な対応に感謝して向かった。



バンクーバー・アーカイブズにて

公園の一角に位置するアーカイブズの中に入り、サービスカウンターで相談すると、地元紙『バンクーバー・サン』とデジタル写真コレクションの中にあるのでは、と検索端末からの回答を頂いた。早速、当該紙を収めている35mmマイクロフィルムを装填して、直接デジタル画像にして閲覧できるINDUS社4601L(コニカミノルタが供給している機器、日本ではSL1000として販売)で1コマずつ送りながら探した。

見つかったのが第二戦目バンクーバー選抜と戦い22-17で勝利した1930年9月7日の記事と同月24日のテストマッチである。親切にも対応してくれた当館のブラウニー嬢は無償で印刷までしてくれた。もっと時間をかけて全試合を閲覧したかったが、外で待つ伴侶が気になり退館した。

第2戦の見出しは、「Visitors Give Brilliant Display in Taking Second Game, 22-17」、5年前にカナダ遠征したオールブラックスを彷彿させるジャパンのスピードとスキルを讃えている内容となっている。9月25日のテストマッチについては「Rep Squad Holds Nippon Fifteen to Low Score Draw」(日本代表、引き分けに終わる)、「Nearly 3000 See Hard-Fought Match Featured By Deadly Tacking」(3千名ほどの観衆、必死のタックルで激しい戦いを見た)地元の敗戦よりもジャパンの健闘を詳らかに報じている。

そして、紙面からルールと異なる対応をしたチレット監督の談

話を知った。「It wasn't rugby law, but it was the common sense thing to do, surely (これはルールではない、当たり前のことだ)」これまで負け続けていたカナダチーム、何とかして勝ちたいと思うチレット監督だが、あくまでも同じ条件で戦うことを主張したことに香山監督は驚いたであろう。このようなことが地元紙から読み取れるのも面白い。だが帰国後ジャパンへの賞賛と併せてルールを破ったことに香山監督に非難の声もあったという。

結局、ジャパンはこの遠征でカナダ移民二世に勇気と感動を与え、一方カナダ側には日本の無傷の勝利だけでなく、「フェアプレー」の精神を印象づけた。それから10年後、日系カナダ人は強制移動・収容、財産没収、国外追放など悲惨な体験を強いられることになった。

奥村竹之助(京大OB 初代関西協会理事長)はカナダ遠征を振り返って、バンクーバーの日本領事が幣原外務大臣に宛てた手紙を『アサヒスポーツ』で紹介している。「在留邦人側に対する影響についてみるには我が選手団の好成績及びこれに対する好評が邦人一般、なかんずく二世たる日本人少年少女に対し民族的優秀性を実証せる生きた教訓を与えた」というジャパンの活躍が勇気を与え、そして「我々は決して白人に劣るものに非ずの信念を抱かせた」という奥村のコメントはカナダの排日運動のさなか、彼らをどれだけ勇気づけたことだろう。初めてのジャパンのテストマッチ、バンクーバーの図書館と公文書館から知っ

た話題に興味は尽きない。

ところで、なぜこの市立図書館に我が国の国語の教科書が所蔵されていたのだろうか。気になって問い合わせると、この教科書を誰かが(日本人かどうか不明)チレット監督に贈り、その後家族であるリチャードが図書館に寄贈したということだった。

●参考

『カナダの歴史を知るための50章』(細川道久編著 明石書店)

『アサヒスポーツ』(朝日新聞社1930年10月)

『ラグビー』(JRFU Vol8 No.4 1959年)

初代アーキビスト J.S.Matthewsについて

<https://www.vancouverarchives.ca/2018/09/13/our-first-city-archivist-major-j-s-matthews/>



新刊紹介

国立公文書館・加藤館長推薦の一冊

公文書館紀行(第二弾)

取材から見えてきた「今、問われる公文書」

全国の公文書館を取材し、現地職員の方の生の声を収録しました。先行事例の成功側面と課題側面に学びながら、公文書館設置の道しるべとなる一冊です。なぜ、公文書館を各地に建てねばならぬのか。公文書館設置の背景にある公文書管理の問題について明らかにし、今日的な課題解決の方法を提示しています。

ながい つとむ
長井 勉

横浜市出身。浅野高校、早稲田大学商学部卒。情報処理会社設立、役員を経て、現在会長職。公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)広報委員。



長井 勉 著
A5判 (192ページ)
ISBN: 978-4863454279 C3000
定価 本体1,500円+税
発売 2019/5/24

◆ 販売 丸善出版株式会社 <https://www.maruzen-publishing.co.jp/>

JFEホールディングス株式会社

「日本を代表する未来志向の企業グループ」が 取り組むDXの真髄 業界初のチャレンジも、源流は「文書情報マネ ジメント」の体系化にあり

株式会社メディア・パラダイム研究所
ITジャーナリスト おく だいら ひとし 奥平等

1950年（昭和25年）設立の川崎製鉄株式会社、1912年（明治45年）設立の日本鋼管株式会社（NKK）を源泉とし、経営統合によって2002年9月に鉄鋼とエンジニアリングをコア事業とする「日本を代表する未来志向の企業グループ（Japan Future Enterprise）」として生まれ変わったJFEホールディングス株式会社。現在は、鉄鋼事業を担うJFEスチール、エンジニアリング事業を担うJFEエンジニアリング、商社事業を担うJFE商事の3事業会社を中心にシナジー効果を発揮し、サステナビリティ経営に舵を取っている。

グループの企業理念は、「常に世界最高の技術をもって社会に貢献します」。それだけに自社の設備に関する技術革新はもろんのこと、グループ横断でDX（Digital Transformation / デジタル変革）を推進。その結果、経済産業省と東京証券取引所が2014年より共催する「攻めのIT経営銘柄」において、2015年より5年連続選定されている。これはSCM（サプライチェーン管理）の高度化をいち早く重要課題として掲げ、グループ全体の製造工程を仮想的に一元管理することを目的としたデジタル化施策への取り組みが、高く評価されたものである。まさしく、デジタルを活用した「ビジネスモデル変革」を、B to Bの世界で牽引しているという代表的な企業といえる。

では、「重厚長大」と呼ばれた時代から日本を支え続けてきた企業が、いかにしてそのような「変革」にチャレンジしてきたのか？ また、その変革において「文書情報マネジメント」が果たした役割は？ 先にあげた3事業会社の取り組みと、そのガバナンスを担う持ち株会社が考える情報戦略の方向性を探っていく。

■ 攻めのIT経営銘柄

中長期的な視点から企業価値の向上を重視する投資家にとって魅力ある企業を紹介するとともに、企業による「攻めのIT経営」の取組を促進することを目指して、経済産業省と東京証券取引所が2014年より共同で、戦略的なIT活用に取り組む企業を選定・公表する施策。

現在、IoT、ビッグデータ、AIなどに代表されるような情報技術の急速な発展により、産業構造やビジネスモデルがつかないスピードで変革する時代を迎えている。このような大転換期において、我が国企業が厳しい国際競争を勝ち抜いていくためには、従来の社内業務の効率化・利便性の向上を目的としたIT投資にとどまることなく、中長期的な企業価値の向上や競争力の強化に結びつく戦略的な攻めのIT投資が重要となる。こうした背景を踏まえて、東京証券取引所の上場会社の中から、新たな価値の創造、経営革新、収益水準・生産性の向上をもたらす積極的なIT利活用に取り組んでいる企業を「攻めのIT経営銘柄」として選定・公表している。

JFEスチール株式会社

業界初のAIによる故障復旧支援システムを構築して、対応時間を約30%短縮 その源泉は「文書情報マネジメント」の整備から始まった

JFEスチールは、鉄鋼メーカーの規模の指標である粗鋼の年間生産量が連結で約2,915万トン（2018年）製造する、日本国内では第2位、世界では第8位の規模を持つ鉄鋼メーカー（高炉メーカー）である。ここでいう高炉メーカーとは、鉄鉱石を熱処理して、鉄を取り出すための炉を有し、鉄鉱石を原料に最終製品の鋼材の生産までを一貫して行っていることを意味する。事業は、国内の4拠点（実質7工場）において展開されており、製品は鋼

材においては船舶や大形構造物に使用される厚板、自動車・電気製品・缶などに使用される薄板・表面処理鋼板、モーターなどに使用される電磁鋼板、建築・土木分野で使用されるH形鋼・鋼矢板などの形鋼や軌条、自動車部品や建築物に使用される棒鋼・線材、流体の輸送や機械部品など多岐にわたる。さらには、海外15か国に事務所、現地法人があり、グローバルな取り組みの中で鉄鋼メーカーとしての社会的使命を果たしている。

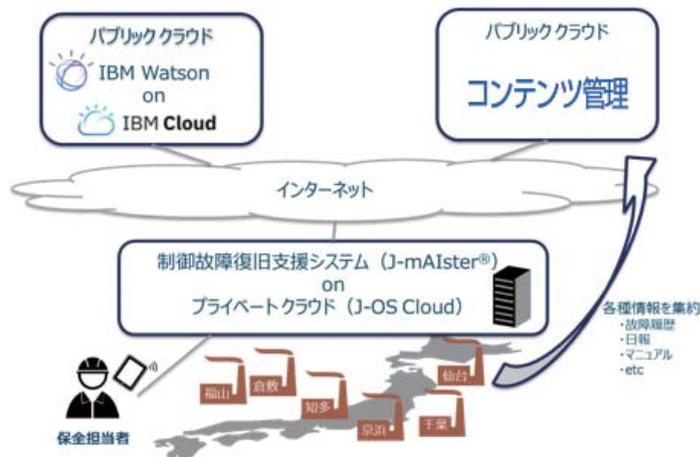
なお、JFEスチールの経営ビジョンは「常に新たな価値を創造し、お客様と共に成長するグローバル鉄鋼サプライヤー」。そして、この経営ビジョンの具現化に向けて、『『継続的業務改革』と『戦略的IT活用』によりお客様機軸で『価値』を創造し、迅速に変化に対応できるグローバルレベルのIT活用先進企業』を自社のITビジョンとして掲げ、中期経営計画のもとに①IT構造改革の断行、②IT活用レベルの高度化、③ITリスク管理強化を柱としたアクションプランを策定・実行している。

その中で誕生し、2017年より運用をスタートしたのが、国内業界初のAIベースの制御故障復旧支援システム「J-mAIster® (JFE Maintenance AI of Smart TPM for Electric Repairs)」である。大量のマニュアルおよびベテラン社員の経験・知識・知見を包含したメンテナンス実績をデータベース化。その蓄積されたデータに対してAI技術を適用することにより、保全担当者が故障復旧のための有用な情報を効率的に検索できる仕組みで、2018年度には全製造ラインへの展開が完了している。

同プロジェクトを牽引したJFEスチール株式会社 IT改革推進部長である新井 幸雄氏は、その根底には「文書情報マネジメント」への取り組みがあったという。

「当社は従来から製鉄設備における『統合保全システム』の高度化に取り組んでおり、効率化や生産性向上を目的に、電気系の制御をはじめ、さまざまな領域で『自動化』の実装に着手してきました。その一方で、設備の大規模化に伴って自動化が進めば進むほど、一旦停止してしまうと、原因の特定が困難になることも事実です。これまでは、そこを熟練担当者の経験・知識・知見で補ってきましたが、着々と世代交代が進む中で、それらを伝承・継承していくことに危機感を抱くようになりました。そこで、熟練担当者の経験・知識・知見をAIに移管する可能性を何年も前から模索し続けてきました。しかし現実問題として、多様な経験・知識・知見とは、実は日々の活動日誌や報告書、マニュアルをはじめ、『文書』に依存していることが判りました。つまり、『文書情報マネジメント』が体系化されていないと、AIの核となるデータベースにインプットすることすらできないのです。当社では、その体系化に向けての整備に2015年くらいから本格的に着手したことによって、AIへの移管を比較的スムーズに行うことができたと考えています」(新井氏)

一言で「文書情報マネジメントの体系化」といっても、実際には工場の設備は多岐にわたり、用途も違えば、導入している装置のメーカーも異なるため、一筋縄ではいかないことも事実で



AIを活用した故障復旧支援システム「J-mAIster®」

ある。また、「しっかりと記録を残す」ということの重要性を、社員に意識付けをし、周知・理解・定着させる難しさもあった。具体的には用途別・メーカー別など、さまざまな項目でタグ付け管理を行うことからスタートして、当初はテキストマイニングツールを使ってトライ&エラーを繰り返したという。

その中で、最も苦心したのが、同義語からの検索である。そこには、人間的な学習・判断能力が求められることから、最終的に制御故障復旧支援システムには「やはりAIの導入が不可欠」と考え、IBM Watsonでの構築に踏み切った。IBM Watsonの選定理由としては、テキスト分析機能、機械学習機能による非構造化データを含めた探索 (IBM Watson Explorer)、自然言語分類 (Natural Language Classifier)、ディープ・ラーニングによる音響認識 (IBM Watson Speech to Text) といった機能面はもちろんのこと、豊富なAPI (Application Programming Interface) サービスにより、基幹システムをはじめとするさまざまなシステムとの連携を踏まえて、今後の水平展開での拡張性・将来性を考慮したためだ。その結果、同システムではIBM WatsonはIBMクラウド、文書 (コンテンツ) 管理システムは別のパブリッククラウド、社内で収集する機密性が高い故障情報はプライベートクラウドと、いわゆるハイブリッドクラウド環境で構築されており、APIを意識せずに多くの従業員が活用するに至っている。また、すでにグループ内を含めて機械系・エネルギー系・操業系をターゲットとした水平展開もスタートしており、紙の文書や手書き文書についても取捨選択しながら画像に落とし込み、非構造化データを活かす仕組みも整備されている。

「高炉・転炉・圧延機などの設備にトラブルが生じて、万が一、製造ラインが長期間にわたって停止することになれば、その損失が膨大であるばかりではなく、企業としての信頼を大きく左右することになります。その意味で、今回の『J-mAIster®』は、リスクマネジメントという観点からも、

大きな意味を持っています。具体的には、原因の特定がスムーズとなったことで、故障対応時間を約30%程度削減できた事例もあります。同時に定性的効果ではありますが、故障対応訓練、関連作業標準の学習など、技能伝承としての活用例があげられます。そのことは、人材育成において本当の意味でのスキルを身に付けるという、将来へわたって永遠に続くべき課題の解決に寄与するとともに、真の『働き方改革』を創出する可能性にもつながります。事実、故障による突発的な呼び出しは、減少の一途をたどっています。一方、鉄鋼メーカーは装置産業でもあり、設備

への投資規模が大きいことも特徴です。それだけに、投資した設備を可能な限り長く、安定的に使い続け、ROIの最大化を目指すことも宿命となります。その観点からも、今後はトラブルの抑制に貢献するとともに、相応のコストメリットが生まれると期待しています（前出・新井氏）

さらに同社では、新たに「データサイエンスプロジェクト部」を発足。設備・プロセス・操業を包含したAI、IoT、データサイエンスの活用を、全社視点で進めている。これにより、同社のDXはさらに加速度を増していくことであろう。

JFEエンジニアリング

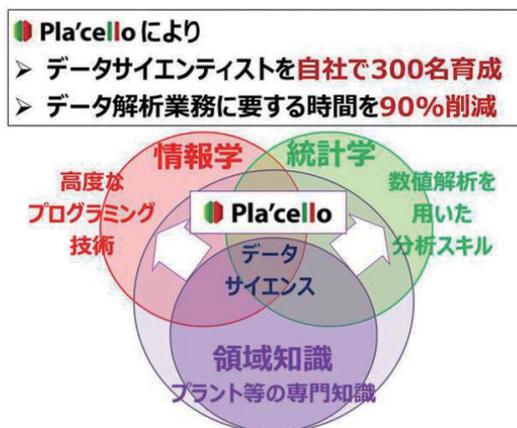
プラント技術者向けのデータ解析プラットフォーム「Pla'cello」を開発 プラント操業の核を担う「グローバルリモートセンター」の価値を向上

エンジニアリング会社といえば、いわゆる「EPC (Engineering = 設計・Procurement = 調達・Construction = 建設)」が主体で、ビジネスモデルとしては、そこで完結するケースがほとんどであった。その中であってJFEエンジニアリングでは、「くらしの礎を創る くらしの礎を担う」を合言葉に、プラント完成後のオペレーションやメンテナンスを含めた操業・運営までを一貫して手掛けているのが特色だ。また、同社のビジネスはゴミ焼却プラント、上下水パイプライン、水処理プラントなどの「環境分野」、発電プラント、LNGプラント、高圧ガスパイプラインなどの「エネルギー分野」、橋梁、港湾設備、レール溶接などの「社会インフラ分野」、産業廃棄物処理や各種リサイクル、再生エネルギー発電までを包含した「リサイクル・発電分野」をはじめ、イ

ンフラ全般に多岐に及んでいる。

当然ながら同社では、EPCに根差した「くらしの礎を創る」領域で最先端の技術を活用して、独自のポジショニングを築いてきた。一方、「くらしの礎を担う」操業・運営の領域は顧客が求めるニーズも多種多様で、プラントそのものの機能も固有である。そこで課題として生じたのが、設計から操業までに関わる膨大な知見・技術・ノウハウを一貫して管理し、活用していくための仕組みである。そのためには、IoTやビッグデータ解析、AIなどの最新技術を駆使して最適化していくことが必然の選択肢となっていった。

その解決策として、同社が開発・構築を手掛け、2018年11月に運用を開始したのが、高度な専門知識がなくとも異常予兆検知や需要予測、操業解析、画像診断などを実現する「データ解析プラットフォーム (Pla'cello=プラッチェロ:商標登録済)」である。これは「Plant」とイタリア語で「頭脳」を意味する「Cervello (チェルベロ)」を合成した造語で、マークには「安全」を表す緑と「活気」を表す赤があしらわれている。同プロジェクトのリーダー役を務めたJFEエンジニアリング株式会社理事で技術本部ICTセンター長の粕谷 英雄氏は、「Pla'cello」の開発に至った背景を次のように説明する。



データ解析プラットフォーム「Pla'cello」の概念図

「プラントの設計や操業においてAIなどのデータサイエンスを活用するには、プラント技術者が保有する『領域知識 (プラントの専門知識)』に加えて、『情報学 (専門的なプロ

ラミング)』や『統計学 (数値解析のスキル)』を含めた三位一体の高度な専門知識が必要だと言われています。しかし現実問題として、情報学と統計学を兼ね備えたデータサイエンティストは慢性的に不足しており、その採用・育成には時間を要します。一方、プラントの操業により収集されるデータは膨大で、安定操業を維持するためには、プラント技術者がMicrosoft Excelのマクロ機能などを使って1週間程度の時間を要して分析を行うなど、改善に向けてまさに待ったなしの状況が生じていました。そこで、この際、情報学や統計学の知識がなくとも、プラント技術者がドラッグ&ドロップによる直感的な操作でAIやビッグデータ解析ができる仕組みを実現しよう、という発想で開発されたのが、『Pla'cello』に他なりません(粕谷氏)

実際に運用開始後4ヶ月で利用者は100名を超え、データ解析関連の業務に要する時間は最大で90%削減することができたという。また、BI (Business Intelligence) ツールなどの活用により、従来の表計算ソフトでは表現できなかった現場志向のビジュアルによる「可視化」も実現できるようになった。そのため、同社では2020年までに「Pla'cello」を活用できる技術者を300人程度に拡大する予定だ。これはデータサイエンティスト300人の採用・育成に匹敵すると位置付けている。

このような人材の拡充は、「くらしの礎を創る くらしの礎を担う」という同社のコンセプトを進化させることを目的に2018年3月にオープンした横浜本社内の「グローバルリモートセンター(GRC)」のアドバンテージをさらに強化することにもつながっている。GRCは、これまでプラント種別単位で分散していたデータをクラウド上で一元管理するとともに、AI技術を駆使して各種プラントの遠隔操業支援を統括・実現する機能を実装しており、プラントの運転データを解析しやすい形式に加工し、新たな知見を付加するなど、顧客サービスの高度化や業務の効率化に寄与している。

例えば、一口にゴミ焼却といっても、燃やすゴミは多種多様であり、また地域の設備・ルール、季節や気象条件などのさまざまな条件によって、常に的確な判断を講じていく必要がある。これまでは「匠」としての熟練者が、状況に応じて手動で介入操作することで、操業の最適化を図ってきた。しかし、状況に応じて介入操作が必要な装置は、燃焼させるゴミを送り込む供給系から燃焼状態をコントロールする送風系まで多数あり、しかも対象プラントは増加の一途をたどっている。そこで、従来の「匠」の技をAIに移管する取り組みを決断することに至ったとい



横浜本社内の「グローバルリモートセンター」には、多くの見学者も訪れる

う。これにより、プラントの自動運転と操業の最適化が大幅に円滑化したことは想像に難くない。実際に2週間にわたって、まったく介入なしで安定自動運転することを実現できたという。当然ながらセキュリティに対する意識も高く、制御システムに対するサイバー攻撃リスクに対応するため、CSMS (Cyber Security Management System) 認証を取得しており、万全なセキュリティマネジメントシステムも構築されている。

さらにGRCにおいて実現されている機能には、「対話型運転支援」という特筆できる要素が含まれている。燃焼量が増え過ぎた際などにオペレータが音声で問い合わせると、その解決策をAIが音声で回答してくれる仕組みである。そこでも「Pla'cello」がプラットフォームとして重要な役割を担っている。非構造化データの解析や音声対応といったヒューマンな環境を築けたことで、GRCの価値は大きく前進したという。その先進的な取り組みは、多くの潜在顧客が見学にくるようになったということからも、同社ビジネスの競争力強化にもつながっている。

「とはいえ、『Pla'cello』はあくまでもデータ解析を行うためのプラットフォームです。さらなる真価を発揮させるためには、さまざまなシステムとの連携を踏まえて高度化させていく必要があると考え、現在、Ver.2の開発に注力しています。まずは、GRCにおける接続プラントを大幅に増やしていくこと。2020年には100プラント以上を目指しています。同時に、AIを適用した廃棄物発電プラントを増やす予定で、そのための知見の収集と体系化を積極的に進めています(前出・粕谷氏)」

なお、同社では「Pla'cello」の活用を基軸に、アイデアソン(アイデア: Ideaとマラソン: Marathonを組み合わせた造語で、商品やサービス、ビジネスモデルなどのプランニングを行なうイベント)、ハッカソン(ITなどの技術を駆使するという意味のハック: Hackとマラソン: Marathonを組み合わせた造語で、エンジニアなどがチームを組み、プログラムなどの開発成果を競い合うイベント)の発想に基づくイベントを開催。第4次産業革命に対応した人材の育成を進めるとともに、DXへのさらなる歩みを継続的に強化・拡充していこうとしている。

JFE商事

ビジネスの拡充に向けて、SCMシステム変革を積極的に推進
業務プロセス改革の一環としてRPA活用に注力し、生産性を大幅向上

「鉄と、旅に出る。」というキャッチフレーズを掲げて、原材料から加工・流通まで、一貫したサプライチェーンで鉄鋼・鉄鋼材料・化学品などの製品を提供するJFE商事株式会社。商社機能を存分に発揮すべく、国内21拠点(本社・支社・支店・営業所)はもとより、海外にも36営業拠点を有している。

顧客の仕様・要求に対応した製品の加工までを包含する同社の商材は多岐にわたり、流通経路も複雑である。それだけに、同社における「攻めのIT経営」の重要課題は、当然ながらSCM(サプライチェーン管理)の刷新と高度化にあった。

そこで、鉄鋼メーカーであるJFEスチールとの連携のもとに、SCM強化を目的に、2017年に本格稼働した「統合現品データベース」(工程ステータスなど各製鉄所の情報連携をリアルタイムで実現した基盤)の活用を開始。現在は同データベースを基軸に、IoTを活用したSCMシステム変革を推進。近い将来には、JFEスチールで製造された鋼帯(コイル)を加工・流通させるコイルセンターにおいて、IoT技術を駆使して品質や出荷データを収集・集約。操業実態の「見える化」を通じて諸問題を改善し、大幅な生産性向上を図ろうとしている。JFE商事株式会社 IT企画部長の石川 秀昭氏は、その目的を次のように語る。

「究極的には、激動する社会・経済・国際環境の変化に柔軟かつ迅速に対応し、業界トップクラスの品質・サービス

を維持・提供していくことにあります。同時に世界各国のお客様に、常にタイムリーな情報提供を可能としていくことこそ、商社の使命であると考えています」(石川氏)

すでにパイロット会社では、10年先のイメージを描きながら、SCMシステム変革を進化させるべくスマートファクトリー化への取り組みもスタートさせている。

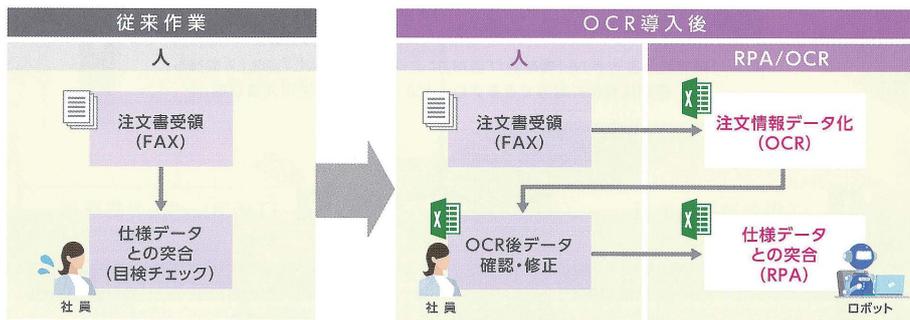
一方で、バックオフィス業務にかなりの時間を費やしているJFE商事株式会社では、ホワイトカラーの生産性向上に向けて、2017年からRPA(Robotic Process Automation)の導入・活用にも注力している。「すでに着実に効果が出ている」という同社は、どのようなスタンスでRPAに臨み、成果を掴んでいったのであろうか?

「お客様に満足いただける製品やサービスを提供するためには、多種多様な業務プロセスが存在します。その結果として起こり得る業務負荷、ヒューマンエラーなどは、当然ながら解消する必要があるため、当社では従来から業務のプロセス改革に注力してきました。改革を推進するに当たって、あくまでも業務プロセスを補完する手段として位置付け、導入を図ってきたのがRPAです。導入に当たっては

業務改善推進活動の一環として、コンサルタントを交えて、セクション単位で業務の棚卸を行うことからスタート。国内外のグループ会社も含めて、業務改革の発表会を年1回開催しています。また、RPAを導入している企業の中には、業務単位で必要に応じて担当者自らがRPAの導入を推進するケースもあると聞きますが、当社では業務改革を踏まえたトップダウンで導入を進め、新たに設立したIT戦略企画室と業務部門のRPA推進責任者による業務ヒアリングを通じて、RPAロボットの作り込みを行います。その上で似たような業務に横串をさしながら、業務を標準化し、3年間で約500業務のRPA化を目標に推進してい



スマートファクトリー化の一例



想定
効果

品質向上 …… 目検突合からロボット自動突合にすることにより、突合ミスを防ぎ
業務時間削減 = 約100時間/年の時間創出 (約30枚・500明細/年)

目視にて突合させていた仕様No (ナンバー) 確認業務 (FAX⇔管理マスター) にOCR (Optical character recognition: 光学文字認識) を採用して、情報をデータ化。後続処理にRPAを活用し、業務効率化・品質向上を実現

ます。それによって創出された時間を有効活用し、業務をより高度化&戦略化することを目指しています。例えば、朝出勤してすぐに仕事に取り掛かるのではなく、創出された時間を営業戦略などの思考時間に当てるなど、本質的な働き方改革に直結しています」(前出・石川氏)

ここ数年、多くの産業界から熱視線が向けられたRPAではあるが、最近になって、やや熱が冷めつつあることも事実である。

それは、人に依存していた業務が自動化されたものの、逆に業務のブラックボックス化に繋がったり、特定の理由によってロボットが誤作動を起こしたりするなど、実質的な費用対効果が見えづらいうことなどして起因する。

このようなRPAの問題点について、同社では費用対効果が小さな業務ははじめからRPA化の対象から外すなど、適切に対応している。その意味において、RPAを「業務プロセス改革」の一環として捉えた同社が、的を射た活用を進め

ていることは紛れもない事実であろう。次のステップでは、RPAで収集&整理された文書をどう活用していくかが鍵を握る。

従来、担当者の暗黙知であった作業方法がRPAによって客観化され、その出力文章が蓄積されていけば、AI適用などにおいて非常に強力で貴重な財産となる。その意味では文書管理のシステムベンダーは、RPAとの密な関係を模索すべき時を迎えているといっても過言ではない。

JFEホールディングス

情報セキュリティ・インシデント対応チーム「JFE-SIRT」が、グループ全体のDXの取り組みを推進・加速する存在となりつつある

これまで記した通り、異なるビジネスモデル変革を推進する事業グループ3社の情報戦略は各社各様の取り組みも少なくない。その中であって持ち株会社であるJFEホールディングス株式会社においては、さらなるガバナンス強化が求められることになる。その重要なテーマの1つは、やはり情報セキュリティマネジメントに他ならない。同社企画部 課長の田中 規裕氏は、このテーマについてもグループ全体が変わりつつあるとし、そのポイントとして「JFE-SIRT (JFE-Security Integration and Response Team)」の存在をあげる。

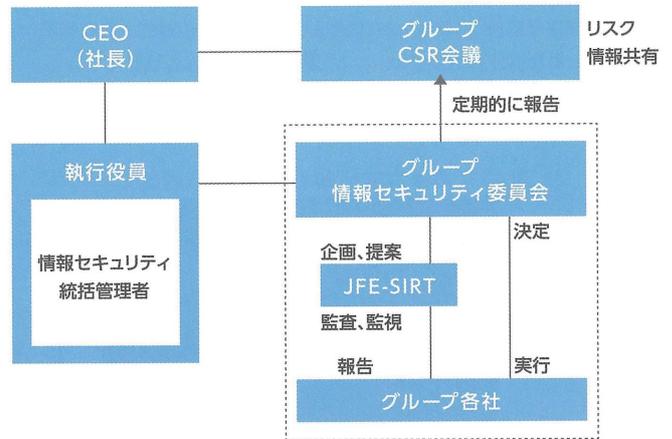
「『JFE-SIRT』とは、高度化するサイバー攻撃や情報漏えいリスクから、グループ内の情報資産を守ることを目的に、各事業会社のIT部門長が参画して2016年4月に設置された情報セキュリティ・インシデント対応チームです。これ以

前より当社は、情報セキュリティに関する重要課題を審議・決定する機関として、2015年6月に『JFEグループ情報セキュリティ委員会』を設立し、さまざまな検討を進めてきましたが、より専門的な見地から共通課題を見出し、インシデント対応を講じていけるよう、専門チームとして設置するに至りました。例えば、『JFE-SIRT』では、サイバーインシデント発生時対応の習熟度向上を目的に、過去事例に基づくモデルシナリオやシミュレーションを踏まえたサイバー攻撃対応演習を、事業会社と情報システム子会社の合同で定期的に実施しています。その効果は絶大で、関係各社の役割と連携が明確化されるとともに、課題や問題を相互に意見交換する機会が定着したことで、情報セキュリティのみならず、スケールメリットを活かした共同購買やシステム連携によるDXへの取り組みなど、主要IT施策のグループ共通

化への議論が一気に高まりつつあります。これは、『JFE-SIRT』設置以前には、考えられないことでした」(田中氏)

全社一丸となってDXに取り組む体制が確立していく中で、経済産業省が唱える「2025年の崖」、すなわちレガシーシステムからの脱却についても活発に議論がなされ、変革を加速させる状況が生まれているという。一例をあげると、クラウドを主体とした場合のハイブリッドクラウドかマルチクラウドか、というプラットフォームの議論。また、アプリケーションのコンテナ化、それらに伴うソフトウェア開発技法であるマイクロサービス化なども話題に上がりつつあるという。

「これらは従来の延長線上にはなかった画期的なテクノロ



「JFE-SIRT」によって、さらに強化された情報セキュリティガバナンス体制



左から
 JFEエンジニアリング株式会社 技術本部 ICTセンター長 理事 粕谷 英雄氏
 JFEスチール株式会社 IT改革推進部長 理事 新井 幸雄氏
 JFEホールディングス株式会社 企画部 主任部員(課長) 田中 規裕氏
 JFE商事株式会社 IT企画部 部長 石川 秀昭氏

ジーであり、トレンドです。いずれは、当グループにおけるIT戦略の一翼を担うことになるでしょう。しかし、大切なことはやはりケース・バイ・ケースで最適解を求めていくこと。そのためにも、各社のITスキルをレベルアップし、内製人材を含めて底上げしていくことが先決です」(前出・新井氏)

「本質的にはシステム連携で実現すべき課題を、最新のツールに依存して先送りしてしまっている部分もあるはず。それだけに、可能な限り本質を追求する姿勢を貫いていきたいと考えています」(前出・粕谷氏)

これらの言葉は、間違いなく「文書情報マネジメント」においてもいえることだ。文書管理システムのベンダーにおいても、DXを念頭に置いた本質が求められる時代になったといっても過言ではないようだ。

JFEホールディングス株式会社 Profile

本 社：東京都千代田区内幸町2丁目2番3号
 設 立：2002年9月27日
 資 本 金：1471億円 (2018年3月末現在)
 グループ総売上収益：3兆8,736億円 (2018年度 IFRS)
 従 業 員 数：62,083人 (2019年3月末現在 連結ベース)

奥平 等 (おくだいら ひとし)

1958年東京都生まれ。株式会社メディア・パラダイム研究所代表取締役。「DP (情報処理) からIT (情報技術) へのパラダイムシフト」と言われた時代から、業界ならびに技術の進化に関する取材を開始。基幹システム、ITインフラ、ネットワーク、BI、教育情報化などをテーマに執筆活動を展開。また、取材活動を通じて蓄積したユーザー目線のスタンスで、IT企業におけるB to Bマーケティングのプランニングに携わっている。

システム開発プロジェクトを成功させるためのチェックリスト

牧野総合法律事務所弁護士法人 (JIIMA顧問弁護士) **牧野 二郎**
 牧野総合法律事務所弁護士法人 (弁護士) **森 悟史**

前回まで、システム開発における成功例・失敗例、及び各工程におけるポイントを見てきました。

今回は、システム開発プロジェクトを成功に導くための重要ポイントをチェックリストにまとめました。システム開発プロジェクトはそれぞれ、開発対象、費用、スケジュール、納期、プロジェクトに割ける人員の数や知識・経験レベルが異なっており、画一的にまとめられるものではありませんが、一応の目安としてご利用いただければと思います。

開発を依頼する前に確認すべき事項 (チェックリスト①)

ユーザーは、システム開発プロジェクトを開始する際、どのようなシステムが必要なのか、システム開発に割ける費用、人員はどれくらいで、本稼働のリミットはいつまでか (サービスインは

いつか)などを明らかにする必要があります。これは、企画段階でのシステム化構想、システム化計画となります。

チェックリスト①は、システム開発プロジェクトを開始する際に、ユーザーが確認すべき事項の例です。ただし、この段階では、プロジェクトの内容が必ずしも確定しておらず、後の要件定義段階等で明確にされるものも含まれていますので、ここでは、ざっくりとした内容となっても構いません。

なお、開発を依頼する前に確認すべき事項は、バンダーに提供するRFP (Request for Proposal・提案依頼書)のベースにもなります。バンダーは、ユーザーから提供されたRFPをもとに、どのようなシステムを開発できるのかなどの提案をユーザーに行いますので、ユーザー側もしっかりとしたRFPを作成する必要があります。そのためにはシステム化構想、システム化計画をしっかりと詰めておく必要があります。

開発を依頼する前に確認すべき事項 (チェックリスト①)

大分類	小分類	注意点
目的	導入の目的	システムで何をしたいのか、何を解決したいのか
開発対象等	開発する機能 (開発範囲)	どのような機能が必要かなど (ただし、要件定義工程を経て正式に確定する)
	システム環境	オンプレミスか、クラウドかなど
	バージョンアップへの対応方法等	実施時期やその内容など
	データ連携	他の既存システムとの連携方法など
	バックアップ	バックアップ体制・方法
サービスレベル	稼働率 (可用性)の目標	ただし、要件定義・外部設計工程を経て詳細が決まる
	許容される障害回復時間	ただし、要件定義・外部設計工程を経て詳細が決まる
	年間の許容障害件数	ただし、要件定義・外部設計工程を経て詳細が決まる
	許容される障害通知時間	ただし、要件定義・外部設計工程を経て詳細が決まる
セキュリティ	セキュリティ要件	ただし、要件定義・外部設計工程を経て詳細が決まる

開発方法	求める開発手法	ウォーターフォール型か、アジャイル型かなど
	検収の時期及び方法	
	テスト	テストの内容及び方法 誰がどのようなテストを行うのか（作業分担） 誰がテストケースを作成するのか ただし、要件定義・外部設計工程を経て詳細が決まる
開発体制	体制の概要	PM、チームリーダーなどの全体体制図 ただし、要件定義工程を経て詳細が決まる
	ベンダーとユーザーの連絡・報告方法	
	再委託の許否	再委託を許可する場合の条件も含む
	変更管理の方法	変更する場合の手続や費用負担はどうするのかも含む ただし、要件定義工程を経て詳細が決まる
パッケージ	パッケージ利用の有無	パッケージを利用する予定がある場合
	パッケージの内容・特徴	パッケージを利用する予定がある場合
	パッケージでカバーできる範囲（機能）	パッケージでカバーできない範囲（カスタマイズ部分）も含む
	パッケージの権利関係	契約の種類（利用契約かなど）
	パッケージにかかる費用	利用料（ランニングコスト）の上限・目安も含む
	パッケージの保守体制	保守費用の上限・目安も含む
移行・受入支援	移行の方法	ユーザーで行うのか、ベンダーに支援を求めるのかも含む
	受入支援	ベンダーに受入支援を求めるのか 受入支援を求める場合の支援内容など
スケジュール	おおよそのスケジュール感	各工程の終了時期を含む
	進捗管理の方法	
	スケジュールの調整方法	スケジュールが遅延した場合の対処方法など
費用	おおよその費用感・見積り	見積りの根拠を含む
契約関係	契約の方法	一括契約か、多段階の個別契約を締結するか
	契約の種類	請負契約か、準委任契約かなど
知財関係	特許権	成果物の特許権の帰属についてなど
	著作権	成果物の著作権の帰属についてなど
	FOSS（フリーオープンソースソフトウェア）	FOSS利用の有無 利用する場合の費用・責任関係など
成果物	成果物の内容	納品してもらった成果物は何かなど
	設計書等のドキュメント	どのような書面を作成・納品してもらうのか 設計書の記載レベルなど
保守関係	メンテナンスの概要	他社へメンテナンスを依頼することがあるかも含む。
	メンテナンスの体制	
	メンテナンスの費用感	
拡張性	他社の利用	子会社やグループ会社において当該システムを利用するかなど
	他システムとの連携	他のシステムと連携させることがあるかなど
	機能追加・変更の要否	

ベンダーの選定基準（チェックリスト②）

いざ、ベンダーにシステム開発を依頼するとなった場合でも、ユーザーは、どのベンダーに依頼すればよいのか迷うのが通常でしょう。ただ単に、費用が安いといった理由でベンダーを選定すると、多くの場合、失敗します。システム開発を成功に導く

ためにも、あらかじめ、どのようなベンダーを選ぶのか、ベンダーの選定基準を策定して、この基準に従いベンダーを選定することが必要です。

チェックリスト②は、ベンダーの選定基準を策定する際に考慮すべきポイントをまとめています。

なお、ベンダーが選定基準を満たしているかどうか、ユー

ベンダーの選定基準（チェックリスト②）

大分類	小分類	注意点
会社の概要	資本金	参考程度
	設立年度	設立間もない会社の場合は注意
	売上	参考程度
	従業員数	マンパワーは足りているか
	業務内容	開発してもらいたい分野に精通しているか
	親会社・関連会社	参考程度
	提携先	参考程度
	資金繰り	倒産の可能性はないか
	ISMS等の認証取得の有無	参考程度
	これまでのインシデントの有無	
	インシデント対応時の計画の有無及びその内容	
組織	プロジェクト体制	重要
	プロジェクトに割けるベンダー側の人員	重要
	実作業員の実力・能力	重要
	実作業員の業務経験	重要
	代替要員の確保の有無	重要
	下請会社従業員のアサインの有無	重要、品質に影響することがある
経験	実績数	
	実績例	自社と同規模・同業種の会社における導入実績があるか
技術力	設計思想・方針	
	業務適合性	ユーザーの業務に適合するかどうか
	使用開発言語	保守性に影響する
	システムの環境	保守性に影響する
	パッケージの名称及び内容	パッケージを利用する場合に必要
	バージョンアップへの対応	保守性に影響する
	移行・導入支援の有無及びその内容	
	保守対応の有無	保守について他の業者に依頼する必要があるか 保守費用の費用感なども含む
	システムやサーバーの稼働状況	機密性・完全性・可用性に問題は無いか
セキュリティレベル	セキュリティポリシーはどのようにしているのかなど	
その他	開発費用	安すぎても駄目
	開発工数の妥当性	少なすぎても駄目
	ベンダーが考えているスケジュール感	ユーザーが求めるサービスイン時期に間に合うか

ザーにおいて確認するためには、ベンダーから情報を提供してもらう必要があります。そのような場合、ユーザーは、ベンダーに対しRFI (Request for Information・情報提供依頼書) を出し、ベンダーに情報提供を依頼することも必要でしょう。ユーザーがRFIを出しているにもかかわらず、ベンダーが的確な情報を提供しない場合は、そのようなベンダーを利用するのは止めるべきでしょう。

要件定義終結において確認すべき事項 (チェックリスト③)

第3回でも検討しましたが、要件定義は、ユーザーがシステムに要求する機能を定義する作業のことで、ベンダーは、この

要件定義をもとに外部設計書や詳細設計書を作成し、プログラミングを行います。もっとも、システムの素人であるユーザー自らが要件定義書を作成することは難しいので、ベンダーに要件定義書を作成してもらうことがあります。この場合、ユーザーは、要件定義書に自己の要求が適切に記載されているか、慎重に確認する必要があります。ベンダーはシステム開発の専門家であるから大丈夫だろうと安易に考えるのではなく、理解できるまでベンダーに質問し、場合によっては、他の第三者（システムの専門家）に要件定義書を見てももらうことも必要でしょう。

チェックリスト③は、ユーザーが要件定義書を承認してよいか判断するためのリストです。ここに挙げられている事項が要件定義書に記載されているかどうかを確認してください。

なお、チェックリスト③は、チェックリスト①の内容と重なる

要件定義終結において確認すべき事項（チェックリスト③）

大分類	中分類	小分類	内容	注意点	
契約要件	パッケージ		パッケージ利用の有無		
			利用予定のパッケージの内容・特徴		
			パッケージでカバーできる範囲（機能）	パッケージでカバーできない範囲（カスタマイズ部分）も含む	
			パッケージの権利関係	利用契約かどうかなど	
			パッケージにかかる費用	利用料（ランニングコスト）も含む	
			パッケージの保守体制	別途、保守費用がかかるかなども含む	
	知的財産		特許権	成果物の特許権は誰のものになるのか	
			著作権	成果物の著作権は誰のものになるのか	
			FOSS（フリーオープンソースソフトウェア）	FOSS利用の有無 利用する場合の費用・責任関係など	
	成果物		成果物の内容	納品予定の成果物は何かなど	
			設計書等のドキュメント	どのような書面が作成され、納品されるのか 設計書の記載レベルなど	
	要件定義	全体方針		システム化の目的・目標	経営課題を解決できるシステムとなっているか
			開発の範囲	開発しない範囲も明らかにする	
			開発手法	ウォーターフォール型か、アジャイル型かなど	
			スケジュール	各工程の終了時期を含む	
			進捗管理の方法		
			サービスインの時期		
			体制図	PMや実作業を行う者などの全体体制図	
			ベンダーとユーザーとの連絡・報告方法		
			再委託の許否	再委託を許可する場合の条件も含む	
			変更管理の方法	変更する場合の手続や費用負担についても含む	
機能要件		業務要件		対象となる業務フロー	
				入出力情報	どのような情報を取り込んで、どのような情報を吐き出すのか
				業務機能の一覧	
		システム要件		システム環境	オンプレミスか、クラウドかなど
				ハードウェア構成及びソフトウェア構成	
				関連する他のシステムとの関係	
				使用する言語	保守性に影響する
		インターフェース		アウトプット	画面、帳票等
				システム間のインターフェース	
				ヒューマンマシンインターフェース	
非機能要件		可用性		接続端末のインターフェース	通信関係
		性能・拡張性		システムの稼働時間など	システムの停止予定も含む
				障害・災害時における稼働目標	許容される障害回復時間、年間の許容障害件数、許容される障害通知時間、復旧・回復方法等を含む
		運用・保守性		システムのパフォーマンス（性能）	処理能力、レスポンスタイム等（高負荷時も含む）
				システム追加の容易さ（拡張性）	他社システム・ソフトウェアの利用は可能か 後日、他のシステムと連携させることは可能か 容易に機能追加・変更できるか
		移行性		稼働レベル	監視手段・バックアップ体制を含む
				保守（メンテナンス）について	メンテナンスの概要 メンテナンスの体制 メンテナンスの費用感
		システム環境・エコロジー		新システムへの移行期間・移行方法	誰がどのような作業を行うのかを含む
				移行対象資産の種類・移行量	
	セキュリティ要件、対策・方法		重要		
	耐震・免震、重量・空間、温度・湿度、騒音等、システム環境に関する事項				
その他	テスト		テスト内容及び方法	テストの内容及び方法	
			テスト内容	誰がどのようなテストを行うのか（作業分担）	
				誰がテストケースを作成するのか	
				テスト終了基準（システム完成基準）	
	受入支援		受入支援の有無及び内容	ベンダーで受入支援を行うか 受入支援を行う場合の支援内容など	

*非機能要件の分類は、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）の「非機能要求グレード2018」を参考にした。

部分も多いですが、要件定義最終段階においては、開発の対象や具体的な機能等の内容が固まっていることから、さらに緻密に確認する必要があります。

経営者がプロジェクトを中止するか判断するためのチェック表(チェックリスト④)

システム開発は、経営課題を解決するためになされるもので

す。そのため、システム開発を進めるにあたっては、プロジェクトにおけるマイルストーン(大事な節目)において、経営者による確認・判断が必要となります。経営者は、経営のプロですが、システム開発に精通しているとは限りません。そのため、システム開発プロジェクトについて、現場にまかせっきりにしてしまうことが多々あります。しかしながら、システム開発は経営課題を解決するためのものであり、経営戦略と整合する必要があります。経営戦略を明らかにし、システム開発が経営戦略に合致し

経営者がプロジェクトを中止するか判断するためのチェック表(チェックリスト④)

この表は、経営者がプロジェクト中止・見直しの決断を下す際に考慮すべき事項をスコアで表したものです。スコアは当該事項の問題の大きさ・深刻さを示しており、1が一番軽微な場合で、5が一番深刻な場合となります。網掛け部分は、当該事項が発生した場合に通常想定される問題の大きさ、深刻度合いを示しています。スコアが5や5に近いと判断される場合や、複数の事項が重なりスコアが大きくなるような場合には、直ちにプロジェクトを見直し、状況に応じて中止を決断する必要があります。

	発生した事項	スコア				
		1	2	3	4	5
1	スケジュール遅延 (大幅遅延の評価)					
	・期限・納期に間に合わない					
	・延期することは可能					
	(遅延の理由)					
	・発注内容の増加					
	・ベンダーとユーザーの意見の食い違い					
	・ベンダー側の事情・能力不足					
2	・ユーザー側の事情					
	開発費用の増加要求の評価					
	・発注内容の増加					
	・見積りのミス					
	・詳細設計等で工数の増加を発見					
・増加の程度	・ベンダー側の事情・能力不足					
	・ユーザー側の事情					
	1~2割増加					
	3~4割増加					
3	5~7割増加					
	倍増					
	機能不足					
	・必要な機能の欠如					
	・最重要機能の欠落					
4	・重要機能の欠落					
	・複数の機能の欠落					
	障害・バグ・フリーズなど					
	・障害・バグがある					
5	・障害・バグの修正ができない					
	・フリーズ、ダウンする					
	・誤作動					
	性能					
5	・応答が遅い					
	・処理能力が低い					
	・負荷に耐えられない					
	・バックアップがとれない					
	・セキュリティに問題がある					
	・使用できない機器がある					

ているかどうかを検討した上で、システム開発プロジェクトにおける最終判断を行うのは、経営者の責任です。

また、システム開発プロジェクトには、さまざまなトラブルが発生します。そのトラブルを適切に対処するのは当然として、仮にトラブルが大きくなった場合、システム開発プロジェクトをどのように舵取りするのかを決定する必要があります。状況に応じて、プロジェクト途中で中止を決定する必要もあるでしょう。この最終的な判断権者も経営者です。

途中まで費用をかけてプロジェクトを進めてきたのだからと、なかなか中止を決断できないこともあるでしょう。しかしながら、これは、コンコルド効果（コンコルドの誤謬・サンクコスト効果などとも言います。）というもので、絶対に避けなければなりません。コンコルド効果とは、超音速旅客機コンコルドの開発につき、このまま開発を進めても採算がどれないことが想定されていたにもかかわらず、それまで多額の費用を投資してきたことから開発を中止することができなくなった。その結果、さらなる損失を膨らませ、破産してしまったという事例から、今まで投資したものが無駄になるという理由で、そのまま続けても損失が出るだけなのに止められないという心理現象のことです。システム開発プロジェクトでも、ここまで進めてきたのだからと言ってズ

ルズルと引き伸ばしていたのでは、損失を拡大させるだけで、何も得るものがありません。経営者は、適宜適切に決断を下さなければならないのです。

チェックリスト④は、経営者がプロジェクト中止の決断を下す際に考慮すべき事項をスコアで表示しています。スコアが高いほど、プロジェクトの中止を検討する必要があります。

最後に、これまで6回にわたり、失敗しないシステム開発について検討してきました。紙面の都合上、説明が不十分となってしまった箇所や検討できなかった論点もありますので、何かご不明な点や質問等がございましたら、以下までご連絡いただきたく存じます。

牧野総合法律事務所弁護士法人

メールアドレス：info@makino-law.jp

本日紹介したチェックリスト①～④は下記URLよりダウンロード可能です。
<https://www.makino-law.net/information/ダウンロードサービス/>
 copyright©2019 牧野総合法律事務所弁護士法人 All Rights Reserved

御社の文書管理診断します！ 文書管理達成度評価・調査ご協力をお願い

「皆さんの組織の文書管理のレベルはどのくらいですか？」

各組織では、内部統制、説明責任など、社会のさまざまな要請にもとづいて文書管理を実践しています。しかし、文書管理のレベルを測る仕組みがなく、これで十分なのか、不足している点は何かを知ることが難しいのが実情だと思えます。

JIIMA文書管理委員会では、そんな疑問を解消し、各部門が正しく文書管理ができているかを診断するサービスを開始しました。貴社組織の現状を回答シートに書き込み送付いただければ、文書管理委員会が診断しお返しします。

将来的にはご提供いただいた情報を元に、日本における組織の文書管理現状をまとめ、その中で各組織がどのレベルに位置づけられるかをわかるようにしたいと考えています。

自社の文書管理に関心がある組織の方々のご利用をお待ちしています。

メリット

- 自社の強みや弱みを明確に把握することができるとともに、取り組むべき方向性も明らかになり、文書管理の改善に結びつけられます。
- 他社のレベルと比較でき、自社の文書管理推進の動機付けになります。
- 一定の時間が経過した後に再評価することにより、自社の改善の度合いを確かめることができます。

詳細は右記URLを参照ください。 https://www.jiima.or.jp/basic/doc_mng/

日本語書籍の検索でも国会図書館をしのぐ グーグル電子図書館

国際大学グローバルコミュニケーションセンター (GLOCOM) 客員教授
ニューヨーク州・ワシントンDC弁護士

きどころ いわお
城所 岩生

連載1回目(2019年5月号)で紹介したとおり、新47条の5の①号「所在検索サービス(=求める情報を特定するための情報や、その所在に関する情報を検索する行為)」の具体例として、書籍検索サービスがあります。その書籍検索サービスを先導したグーグルブックスは、国立国会図書館の蔵書検索データベースNDL-OPAC(以下、“NDL-OPAC”)よりも網羅的に見つけられると簡単に紹介しました。また、改正後の条文によってグーグルブックスよりも制限されたサービスしか提供できない状況下で、先行する巨人グーグルに対抗して書籍検索サービスを提供する事業者が現れるか疑問視しました。

日本語の書籍ですら、母国語の国立図書館が米国の一民間企業に太刀打ちできないサービスしか提供できないというのは、国の文化政策上も看過できない問題なので、本号でももう少し詳しく分析します。

両方のサービスで筆者の名前を入れて検索、雑誌記事などを除いて書籍に絞るとNDL-OPACでは10件ヒットしますが、グーグルブックスでは300件弱がヒットします。NDL-OPACは書籍の中のキーワードしか拾いませんが、グーグルブックスは書籍の全文を検索するので、この差が生じるのだと推測されます。グーグルブックスの数300件弱の中にはなぜこの本に筆者の名前が登場するのかわからないものもありますが、全文検索しているのです、おそらく拙著を引用している書籍も含まれているからでしょう。

幸いグーグルブックスは検索結果をスニペット表示(検索語の前後の文章の数行までの表示)し、検索結果も関連性の高い順に並べてくれるので、スニペット表示に筆者の名前が出てくるものは最初の方に出てきます。そこで、スニペット表示に筆者の名前が表示されるものに絞ると、27件とそれでもNDL-OPACの3倍近くヒットします。

しかもNDL-OPACでは筆者が共著者になっている書籍1件が漏れていました。グーグルブックスでスニペット表示に筆者の名前が出てくる書籍は、主に筆者の著書を引用している書籍なので、どのように引用されているかがわかるのは大変参考になります。NDL-OPACはキーワードしか拾わないため、そこまでカ

バーできないのは致し方ないかもしれませんが、重要な検索語である共著者名を拾わない理由はよくわかりません。いくら共著者が多い(10人)とはいえ、その一人に名を連ねている書籍を拾わないのは、書籍検索サービスとしては欠陥サービスのそしりを免れないのではないのでしょうか？

次に検索結果を比較すると、NDL-OPACは書籍の存在を知らせてくれるだけで、どんな内容の本なのかはわかりませんが、グーグルブックスはスニペット表示で検索語の前後の文章を数行まで表示してくれます。グーグルブックスのこの利点については、裁判所がサービスのもたらす社会的効用を理由にフェアユースを認めた理由の一つでもあります。地裁判決が事実認定したグーグルブックスの社会的効用全般については連載4回目(2019年9・10月号)で紹介しましたが、スニペット表示の社会的効用についても判決は以下の具体例をあげて、その効用を強調しています¹。

たとえば、フランクリン・D・ルーズベルトについての論文を書いている学生が、ルーズベルト大統領が小児マヒにかかった年齢を知りたいとする。「ルーズベルト 小児まひ」という検索語でグーグル検索すると、リチャード・テイラー・ゴールドバーグの「フランクリン・D・ルーズベルトの人となり」(1981)に行きあたり、彼が発病したのが1921年であることがわかる。それによって、学生は図書館に出かけて書籍を購入する必要はなくなる。しかし、スニペット表示で検索者が得たものは、ゴールドバーグの著作権が及ばない「事実」に過ぎない。著作権が及ぶのは著者の「表現」に対してだからである。

学生のルーズベルトの発病した年齢についての間に対して、グーグルは著作権を侵害せずに回答する権利を持っている。ゴールドバーグの書物の中に埋め込まれた、たった3行の情報を利用することが、著作権で保護されない「事実」を著作権侵害に変えてしまうことにはならない。

著作権で保護されていない「事実」を調べるのにも、スニペッ

1 Authors Guild v. Google, Inc., 954 F. Supp. 2d 282 (S.D.N.Y. 2013).

ト表示がないNDL-OPACでは検索後、図書館や書店に足を運ばなくてはなりませんが、グーグルブックスではその必要もありません。

グーテンベルグ以上の大変化といえる本のデジタル化

評論家の歌田明弘氏は、本のデジタル化はグーテンベルグ以上の大変化であると指摘します²。

本の歴史に大きな足跡を残したグーテンベルグは、書物の制作方法を変えたが、冊子体の本のスタイル自体を変えたわけではない。本のスタイルは、ギリシャ、ローマにおいて、グーテンベルグ誕生のはるか以前、4世紀ごろに変化したと考えられている。それまで文字の記録に使われていたパピルスは、折たたみにくく、そのため、本は巻き物の形をしているのがふつうだった。パピルスに代わって羊皮紙が使われるようになり、ようやく現在の本の形態へとつながるコーデックスと呼ばれる冊子体が生まれている。本の歴史のなかで、本のスタイルと制作方法の変化はこのように別々に起こっている。

それにたいし、現在起こっているデジタルなドキュメントへの変貌は、制作方法からその形態、受け止め方にいたるまで、あらゆる局面における変化である。グーテンベルグの活版印刷術の発明と、巻き物から冊子体の本への変貌、その両方をたしたよりもまだ大きな変化が起こっているといってもいいかもしれない。

連載3回目(2019年7・8月号)の最後の「『柔軟な権利制限規定』小括」で指摘したように、5年も経たずに日本版フェアユースの再検討が必要となるような後追いの対症療法的法改正で対応するわが国と、1000年に一度の大転換が法改正なしに解釈で認められる米国との格差が浮き彫りになります。

論文剽窃検知サービスでも露呈した後追い改正の限界

連載1回目(2019年5月号)で紹介したとおり、新47条5の②号にある情報解析サービス(=大量の情報を構成する要素を抽出し解析する行為)の具体例として、論文剽窃検知サービスをあげています。このサービスについてはデジタルアーカイブ化とは直接関係ありませんが、書籍検索サービス同様、後追い改正の限界が露呈した実例なので、参考までに紹介します。

論文剽窃検知サービスは論文の内容を他の論文から盗んだり、コピー&ペーストしたりしていないかチェックするためのサービスで、2014年のSTAP細胞論文でコピー疑惑による小保方氏の事件をきっかけに脚光を浴びましたが、2008年に日本版フェアユースが提案されたときにはニーズとして把握されていなかったサービスです。このため、日本版フェアユースを最初に検討した結果、実現した2012年の改正には盛り込まれませんでした。

アメリカでは学生の許諾を得ずに提出論文をデータベース化して、コピー論文をチェックできるようにしたサービスをめぐる訴訟でフェアユースが認められました。このため、サービスを開発した米iParadigms社が提供する、学生のコピー論文発見用オンラインツールTurnitinは現在、240億以上のウェブページ、3億以上の学生レポート、出版物をデータベース化しています³。

日本のアंक社もコピールナーとよばれるサービスを提供していますが、データベース化する際には権利者の許諾を得ると明言しています。同社が、2014年11月19日に開催された文化審議会著作権分科会の小委員会に提出した資料に以下の記述があります⁴。

将来、弊社のデータベースに論文を保管してチェック対象とする場合は、論文データ・著作権を管理している企業・機関と契約を結んだ後に、契約範囲内の論文データを自社DBに保管し、チェック対象とする予定です。

フェアユースのない日本ではこうした対応にならざるを得ませんが、データベース化できないと、先輩の論文のコピーなどをチェックできず、論文剽窃検知サービスとしては不完全に終わってしまいます。2014年、小保方氏の事件発生後、日本の教育・研究機関が米iParadigms社のサービスに走ったのも当然です。日本が個別権利制限規定を設けてサービスを合法化した時点では、フェアユースをバックにサービスを提供していた米国勢に日本市場まで席卷されてしまった点で、ウェブ検索サービスや書籍検索サービスの二の舞を演じたこととなります(連載2回目:2019年6月号、表1参照)。

検索エンジンの苦い経験

今回の改正は「知的財産推進計画2016」が「柔軟な権利制限

2 歌田明弘「本の未来はどうなるか」(中公新書、2000年)4ページ。

3 <https://www.assistmicro.co.jp/news/20130828iparadigm/>

4 http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hogoriyo/h26_08/pdf/shiryo_1.pdf

規定」を提案したのが、きっかけとなりました。この提案は知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会次世代知財システム検討委員会が、2016年4月にまとめた報告書にもとづいています。この委員会の委員を務めた喜連川優 国立情報学研究所長・東大教授は以下のように指摘します⁵。

我が国が検索エンジンビジネスへの参画に遅れが生じたのは、コンテンツのキャッシュへの複製が著作権法違反に当たる可能性があるという意見があったことから派生した委縮効果によるところが大であった。経済産業省情報大航海プロジェクトの実施も受け、関係各位の努力で、最終的に2010年1月に法改正がなされ、制限規定が導入されるに至った。改正に至るまで、大変なエネルギーが投入されると同時に、とても長い時間がかかったことも事実である。

何よりも、先行者利益が非常に大きいITネットビジネスにおいてはこの遅延は致命的であり、当初日本においてもWeb検索に関する研究開発が活発になされていたものの、ご存知のように、現在は米国の検索エンジンが席卷し、日本の企業努力は陽の目を見なかったことは大変残忍(ママ)である。法整備はITビジネス上極めて重要であることを痛感した次第である。

喜連川教授が指摘するとおり、当初日本においてもWeb検索に関する研究開発が活発になされていました。日本初の検索エンジン「千里眼」は米国とほぼ同時期の1994年に開発されています⁶。

検索エンジンは、検索用のデータベースを作成するためにウェブページを一時複製(キャッシュ)します。ホームページの著作権者の許諾なしに全ページを複製することは著作権侵害の懸念がありますが、全文複製しないとデータベース作成に支障をきたし、検索サービスが成立しなくなるおそれがあります。このため、米国では、自分のホームページを検索されたくない場合には、その旨を意思表示すれば、検索を技術的に回避する手段を企業側が用意する「オプトアウト(原則自由)方式」を採用して、全文を複製しました。案の定、権利者から著作権侵害訴訟が提起されたものの、2000年代前半の3件の訴訟で、裁判所はいずれもフェアユースを認めました。

フェアユース規定のないわが国では、著作権侵害の恐れを回避するため、事前に検索するウェブサイトの了解を取る「オプトイン(原則禁止)方式」が採用されました。検索サービスは情報の網羅性、包括性が命ですが、オプトインしたサイトしか検索対象にしないサービスでは、Not foundの検索結果ばかり返っ

表1 検索エンジンシェアの推移

年	2001	2008	2009	2012	2019
Yahoo! JAPAN	61.6%	84.2%	57.5%	55.1%	15.5%
Google	4.9%	64.9%	32.8%	34.9%	76.3%
infoseek	18.0%	13.0%	1.5%	2.1%	0.4%以下
Bing		2.5%	1.9%	1.0%	7.4%
goo	31.9%	13.5%	1.1%	1.3%	0.4%以下
BIGLOBE	6.8%	3.7%	1.0%	1.2%	0.4%以下
OCN	3.6%	2.5%	0.3%	0.5%	0.4%以下

出典および注1.

・2012年まで：一般財団法人インターネット協会監修「インターネット白書ARCHIVES」(<https://iwarchives.jp/>)。ただし、2001～2008年は「主に利用する検索エンジン」、2009年以降は「最も利用する検索エンジン」。

・2019年：2013年以降の同白書にこの統計はないため、「[2019年版]日本・世界の検索エンジンシェアと種類一覧」(<https://www.gc-seo.jp/journal/basic/search-engine/searchengine-share/>)によった。ただし、上位5社以外は「その他 0.4%」にまとめているので、上位5社に入らない検索エンジンは「0.4%以下」としました。

注2. Bingまでの4社は米国系、goo以下の3社が日系。

てきてしまい、オプトアウトしないかぎり検索対象にするサービスとの差は決定的です。

国産検索エンジンの開発を目指した「情報大航海プロジェクト」(2007～2009年)の戦略会議議長を務めた喜連川教授の尽力により、日本も2009年の著作権法改正で個別権利制限規定を追加し、検索エンジンを合法化しましたが、時すでに遅し。日本の著作権法が適用されない国外にサーバーを置き、日本にサービスを提供した米国勢に日本市場まで制圧されてしまいました(表1参照)。

米国勢による日本市場の草刈り場化を防ぐための提案

喜連川教授は論文剽窃検知サービスについて、以下のように続けます⁷。

残念なことに同様の事態は一度に留まらない。ITの進展の結果とも言えなくないが論文のコピペが最近流行した。国際会議主催者の頭痛の種ともなっているが、単純にコピーをすることが多く、手間さえ惜しまなければ、検索エンジンを利用し人手で探すこともできるが、当然非効率であった。このような背景で、主要な国際会議や論文誌の論文とマッチングするシステムを作ることは誰でも考えるところ

5 喜連川優「法整備はゆっくりやれば当然できる。スピードが肝」『AI白書2019』(独立行政法人情報処理推進機構AI白書編集委員会編、2019年)参照。

6 [https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%8D%83%E9%87%8C%E7%9C%BC_\(%E6%A4%9C%E7%B4%A2%E3%82%A8%E3%83%B3%E3%82%B8%E3%83%B3\)](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%8D%83%E9%87%8C%E7%9C%BC_(%E6%A4%9C%E7%B4%A2%E3%82%A8%E3%83%B3%E3%82%B8%E3%83%B3))

7 前掲注5。

表2 新技術・新サービス関連サービス合法化の日米比較

サービス名	米国でのサービス開始	米国でのフェアユース判決*	日本での合法化(施行年) = サービス可能化
リバースエンジニアリング	1970年代	1992年	2019年
論文剽窃検知サービス	1998年	2009年	2019年
書籍検索サービス	2004年	2015年**	2019年
(参考) 画像検索サービス	1990年代***	2003年	2010年
(参考) 文書検索サービス	1990年	2006年	2010年

* それぞれの判決については、城所岩生「改正著作権法はAI・IoT時代に対応できるのか?—米国の新技術関連フェアユース判決を題材として—」『GLOCOM Discussion Paper Series 18-003』2～11ページ。http://www.glocom.ac.jp/discussionpaper/dp11。

** 原告はGoogleだけでなくGoogleに蔵書を貸してスキャンさせた図書館も訴えたが、こちらも2014年に第2控裁がフェアユース判決を下した。

*** 裁判例から推定した。

ろである。

米国はフェアユースがあることから、米国に新しい会社生まれ、当該コピー検知サービスが広く利用されるに至っている。一方日本は、著作権法があることから著作権者である学会、出版社、著作者からの許諾が必要であった。どうしてもモタモタせざるを得ない。この種のサービスに対して著作者が反対することはまずないと思われ、内閣府の会議で問題提起をしたが、迅速な対応は得られなかった。

その結果、先行企業は世界の巨大会社などと連携し、新しい論文投稿はほぼすべてそのサービスを利用することとなりつつある。日本の大学も、大学の評判にもつながることから、同ソフトウェアを多用するに至っている。2018年の著作権法改正で、このサービスが可能となったが、検索エンジンの二の舞になりかねない。このように現行の法制度が不具合を生み、それへの対応に時間がかかり、結果として新サービスの創出の足を引っ張るケースが後を絶たない。今後のAI時代における著作物(ママ)の取り扱いについてもしっかりした検討が必須といえる。

喜連川教授の指摘する「この種のサービスに対して著作者が反対することはまずないと思われる」というような論文剽窃検知サービスでも、権利制限規定が設けられるまでは違法になってしまうところに個別権利制限規定による対応の限界があります。訴訟になってもフェアユースが認められると判断すれば、前倒しでサービスに踏み切れる米国とは数年どころか数十年も開きがあります。その格差は連載2回目(2019年6月号)の表1を見れば、一目瞭然なので、表2に再掲します。

当然、リスクは伴います⁸。しかし、ITビジネスは先に市場を押さえたプレイヤーが市場を独占する勝者総取り(Winner Takes All)の世界です。リスクを取るかわり見返りも大きく、時間のかかる法改正が新サービス創出の足を引っ張る日本市場まで草刈り場にできてしまいます。

日本もこうした悪循環を断つには、10年先取りするような改正をしなければならないにもかかわらず、今回の改正も10年後追いつく改正に終わってしまいました。もちろん今回の改正で新設された柔軟な権利制限規定によってカバーされる新技術・新サービスは当然あります。しかし、連載3回目(2019年7・8月号)で掲載した図2のとおり、改正で可能になった利用は著作物の表現を享受しない利用に限られます。柔軟性の点ではこうした縛りのない米国型フェアユースには及びません。今後、著作物の表現を享受するような新たなニーズに対応する新技術・新サービスが生まれる可能性は十分あります。その時にフェアユースをバックに先行する米国勢に日本市場まで席卷されてしまった過去の苦い経験を繰り返すことになります。

この懸念は改正法の国会審議でも指摘されました。日本版フェアユースが失速した2012年改正時に、文部科学大臣を務めた平野博文衆議院議員(当時民主党)は、以下のように指摘しました⁹。

著作権法の一般規定を検討する本来のやはり趣旨というのは、現在あるニーズではなくて、将来のニーズに対応でき得るように規定をどう設けるかというところに腐心をしなきゃいけない。

連載3回目(2019年7・8月号)の最後の『「柔軟な権利制限規定」小括』で指摘したように受け皿方式の日本版フェアユースの再検討が喫緊の課題といえます。

8 フェアユースが認められなかった新サービスに番組検索サービスがあります。1400局以上のテレビ局の番組を録画して検索可能にし、見たい番組を再生・ダウンロードできるようにしたサービスでした。地裁はフェアユースを認めましたが、控裁で覆されました。詳細は城所岩生「改正著作権法はAI・IoT時代に対応できるのか?—米国の新技術関連フェアユース判決を題材として—」『GLOCOM Discussion Paper Series 18-003』9～10ページhttp://www.glocom.ac.jp/discussionpaper/dp11。

9 第196回国会「衆議院文部科学委員会議事録」(平成30年4月11日)第6号27ページ。http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/196/0096/19604110096006.pdf

地域史連絡協議会の提案で令和初の開館 —— 上田市公文書館



JIIMA 広報委員会
委員 ながい つとむ
長井 勉

博物館数日本一の長野県、その数359館（平成23年度総務省統計局調査）あるという。県内第三の人口16万人都市である上田市には博物館・美術館が12館もある。なかでも信濃国分寺資料館のホームページからバーチャルワールドが閲覧できるほどの工夫を凝らしたコンテンツも装備されている。

文化水準の高いこの地に2019（令和元）年9月1日、上田市立丸子郷土博物館との併設で開館した上田市公文書館。明治期の建築デザインを彷彿させる重厚な建物から地域の歩みをしっかり伝える上田市の責務が始まったばかりである。同館の土屋信之館長と小林盛寛主任にお話を伺った。（取材日：10月24日）

まずは建物のことから伺いたいと思います。

この建物は、旧丸子町町制施行70周年を記念して1983（昭和58）年11月に開館しました旧丸子町の博物館です。元々1928（昭和3）年に建設された旧役場庁舎のイメージを採用しています。高い塔と正面玄関に配置されたステンドグラスは郷土の自然と絹織物を表しています。博物館のルーツは1913（大正2）年に丸子小学校内に開館した「丸子陳列館」までさかのぼります。それがのちに丸子博物館になりました。

当時、製糸業が盛んな町だからという理由でしょうか。

そうです。豊かな町財政があったからこそ特徴的な庁舎が完成しました。

公文書館オープンまでの経緯を聞かせて下さい。

以前から歴史研究を行う活動が盛んな地域です。2010（平成22）年には上田・東御・小県地域史連絡協議会から上田市立公



1階ロビーには貴重な展示物が陳列されている。

文書館設置を求める請願が提出され、議会で採択されました。そして庁内検討委員会が設置され、保存文書の現状把握、先進事例の調査、また転用施設の調査を進めました。2015（平成27）年には教育委員会や博物館協議会などに丸子郷土博物館への公文書館併設を説明しました。併せて市民有識者による検討懇話会が開催され、公文書館整備基本計画を策定し、翌年には博物館協議会から併設の了承を得ました。

そうすると次は具体的な準備ですね。

整備検討懇話会が開催され、また公文書館の管理運営基準を策定しました。

開館に向けた準備にはまず収集された公文書の整備が必要になります。

2018（平成30）年から旧公民館を公文書の仮置き場として集約し整理しました。併せて博物館の改装工事に着手しました。

そして2019（令和元）年9月、令和になってから初めて開館の公文書館ですね。

開館を記念して9月24日、上田創造館文化ホールで国立公文書館の加藤丈夫館長に「公文書館の使命と役割」をテーマに講演をお願いしました。まずは市民に公文書館ができたことのPRです。公文書館では主に明治以降の公文書を収蔵しています。現在の上田市がどのように形成されてきたか、どんな出来事がこれまでにあったか、過去の市民の暮らしはどのようなものだったか等々、収蔵資料には、地域の状況が克明に記録されています。

貴館の事業概要を説明して下さい。

4点あります。まず1点目は歴史的価値を有する公文書等の移管を受け、または収集すること。2点目は、収蔵公文書等の保存及び利用に関すること。3点目は、公文書等の知識の普及・啓発に関すること。4点目は、収蔵公文書等の調査及び研究に関することです。現在明治以降の公文書類が約1万3千点収蔵されています。

自治体の歴史編さん事業をきっかけとして収集された歴史資料の保存・公開を目的に公文書館が設置されるケースが多いように思います。

確かに地域史の研究団体からの請願による開館のケースは珍しいですが、同時に合併前の各町村での編さん事業もきっかけ



貴重な歴史公文書。閲覧には申込書が必要となる。

となっています。また、いわゆる「平成の合併」で上田市は旧4市町村が対等合併し、それぞれの旧役場に貴重な歴史資料が分散して保存され、一元管理化が必要な状況でした。

上田市は歴史遺産も豊富に存在している地域ですね。

戦国時代真田氏が築いた上田城、国分寺の史跡、北向観音など各地に文化遺産が点在しています。塩田地区には平安時代から室町時代にかけて建造された建物が多く、日本で唯一の八角三重塔（国宝）の安楽寺は有名です。ここは「信州の鎌倉」と呼ばれています。また別所の常楽寺出身の故半田孝淳氏は天台宗の総本山である比叡山延暦寺の座主を務めました。

地域史の研究が盛んな理由は、上田が生涯学習の発祥の地であることと関連しています。

大正デモクラシーの時代から上田市や小県地域の青年たちが立ち上げた地域文化の創造と変革を求める自由教育運動としての上田自由大学も背景にあったでしょう。

長野県内には公文書館が多いのもそういった理由ですか。

市町村合併も大きな理由ですが、併せて地域アイデンティティの確立も理由です。

お話からすると非常に開館までスムーズに運んだと思われませんが。

上田市は公文書館整備に前向きでした。また幸い、合併に伴う合併特例債の利用で改築工事や書庫の整備もできました。

旧市町村の歴史資料の扱いはどうされましたか。

昭和30年以前の歴史資料を集約しました。既に目録も作成されていたのでデータベースが比較的容易に構築でき、利用



(右から)土屋信之館長と小林盛寛主任

が可能になりました。旧市町村の歴史資料が廃棄される危機感もあったので一元管理化は必要でした。

館の呼称を一般的に「文書館」または「公文書館」としているケースがありますが、「公文書館」と命名した理由はなんですか。

現用から非現用の公文書までを扱うことからです。オープンしたばかりですが、来年度から非現用文書の評価選別を経てここに移管することになります。各部局に周知して、選別基準など示す予定です。また当館には運営協議会が設置され、有識者の方から意見を聞き、歴史公文書保存への取りこぼしがないようにガイドラインをしっかりと作っていきたいですね。

上田市役所内の書庫スペースはいかがですか。

現状では文書庫スペースの確保も厳しくなっています。以前実施した庁舎の耐震診断の結果、大きな地震が発生した場合、危険な状況だと報告されました。庁舎改修・改築の検討協議の結果、来年度完成をめどに新庁舎の建設工事を進めています。本庁舎と西庁舎は竣工から50年、南庁舎は竣工から40年近く経過しています。

公文書保存規定に「永年」はありますか。

永年保存を30年に変える予定でいます。したがって今後それらの点検も必要になります。

上田市では永年保存文書の保存にマイクロフィルム化を導入してきたと聞いています。

25年以上前から導入しています。上田町と上田市の議会議事録、公布例規、旧土地台帳、公共施設図面などを対象に進めてきました。マイクロフィルムは本庁舎に保管し、リーダープリンターも設置しています。

デジタル・アーカイブ化の計画はありますか。

これからの検討課題です。当館は市の中心部から離れているのでデジタル化すれば遠隔地でも閲覧しやすくなり、また歴史資料の劣化対策にもなります。今後、上田地域の情報化の拠点である上田市マルチメディア情報センター等との連携も必要だと思います。

文書管理システムの導入は。

すでに導入しています。今後は公文書館への移管、つまり現用から非現用を貫くシステムの見直しも必要です。

地域の歴史を語る公文書を紹介してください。

実は関東大震災に関する旧中塩田村役場の日誌があります。大正12年9月1日、12時15分に地震発生の記載があり、崩れた家のことや露営避難したことが記録されています。まさかここまで揺れたとは思いませんでした。

当地の偉人と言えばどなたですか。

知名度では真田一族でしょうか。近現代では、日本人初のノーベル賞受賞なるかと思われた病理学者の山極勝三郎です。人工がん研究の先駆者で、ウサギの耳にタールを塗って研究努力し、1915(大正4)年に世界初の悪性ガンを人工的に発生させた人です。4度もノーベル賞医学生理学賞の候補になったそうです。

当面の貴館の課題はなんですか。

公文書館の認知度を高めるための市民へのPRです。学校や公民館での当館の紹介や公文書館だよりの発行、市民参加の講座企画などを考えています。

本日はご多忙の中、ありがとうございました。

上田市公文書館

<https://www.city.ueda.nagano.jp/somu/kobunshokan.html>

〒386-0413 長野県上田市東内2564-1

開館：令和元年9月

施設：閲覧室、第1展示室、第2展示室、収蔵庫

所蔵資料：特定歴史公文書等 約13,000点

開館時間：午前9時から午後5時まで(入館は午後4時30分まで)

休館日：月曜日、国民の祝日の翌日、年末年始(12月29日から翌年1月3日)

交通案内：【バス】千曲バス鹿教湯線 丸子郷土博物館前下車

【自動車】上田駅から約15キロ(約30分)

インタビューを終えて

市町立レベルでは長野県内7番目（長野市、小布施町、松本市、東御市、安曇野市、須坂市）の開館となった上田市公文書館。20団体で構成された上田・東御・小県地域史連絡協議会は2005年に発足し、歴史的公文書や古文書の保存・公開施設として公文書館の設置を求める活動を展開した。そして9年の歳月を経て歴史ある建物の中に公文書館が実現した。

開館へのエピソードを以下に記すと、上田歴史研究会の阿部勇会長（当時）が飯沼古文書保管庫（旧丸子町飯沼地区）にあった旧飯沼村の歴史資料の処分話を聞いた頃に遡る。保存されていた明治初期までの約5千点を点検したところ、生糸に関する輸出関連資料を見つけた。調査してみると、日本初の輸出生糸が丸子町から始まったことが知らされていた。阿部会長は「歴史的資料はごみの山ではなく宝の山。研究する視点で必ず価値が出るが、このままではさらに紛失が進んでしまう」と早期の公文書館設置を訴えたと言う。（『東信ジャーナル』2012年8月より）

大正時代から昭和初期の丸子町、1万人に及ぶ製糸業の従業員で活況を呈していた。町の中心部には生糸の買い付けで訪れる業者が利用する料理屋も多くあり、「丸子小唄」も誕生した。そして財政豊かな町が手掛けた文化事業の一つが「丸子陳列館」、この館が旧丸子町博物館のルーツである。その他町には劇場、図書館、地元新聞まで創刊された。知性豊かな住民をめざすに必要な町の文化事業である。それだけにとどまらず、陶磁器、絵画などの美術品の収集をする文化人も誕生した。

しかし、繁栄は長くは続かなかった。米国向け輸出依存が高い丸子町の製糸業は1929（昭和4）年の世界恐慌と化学繊維の普及を

境に衰退していく。その歴史を今に伝えるのが公文書館の使命である。余談であるが、同じ製糸産地だった諏訪・岡谷地区は、将来を見据え工業圏を形成していくが、丸子町には他の地域と連携して新たなビジョンをつくることができなかったという。

話は公文書館に戻る。文書保管庫を拝見した。旧町村別に保存管理され、専用封筒に文書件名などが印刷（貼付ではない）され整理されていた。目録データから直接封筒に印刷したという。館内ではインターネットでもアクセスできる検索システムを利用することで、地域歴史調査・研究の手助けになる。これからは地域歴史家の研究メッカになることだろう。

上田市が本庁舎新築工事中と聞き、開館のタイミングが絶妙だと感じた。おそらく新庁舎と併せてオフィスのレイアウト、文書庫設置などの計画もあると思うが、移転に伴って文書の恣意的な廃棄も懸念される。中には点検もせずに廃棄されることもないだろうか。その指導的立場が公文書館の重要な役割である。また新庁舎にふさわしい現用から非現用までのファイリングの改革も考えられる。こうした政策実施には公文書館からの支援が欠かせなく、将来的には説明責任を果たす行政利用も大いに望まれる。

ここ数年、庁舎の耐震や劣化に伴う改築・新築工事が各地で見られるが、オフィスや書庫のレイアウトなどに注視し、オフィス移転による公文書の廃棄リスクの検討が見られない。このような時にこそ公文書館設置の検討ができそうに思うがそのような発想はないようだ。

参考資料：地域情報/長野県丸子町（現上田市）の盛衰（小林隆一著 地域総合研究第37巻第2号2010年）







お好きな写真と文字による 世界に一つの贈り物専門店

sense121 (センスイチニイチ) とは…

株式会社アピックスの提供するパーソナライズドワイン・吟醸酒のe-shoppingサイト名称です。企業・個人のパーソナライズド需要として、「お名前入りラベル」をあしらったお洒落なお酒のネットショッピングが可能になりました。酒造メーカー・酒販店から一歩違った視点で、ギフト・ノベルティ市場に挑戦します。

APIX
株式会社アピックス

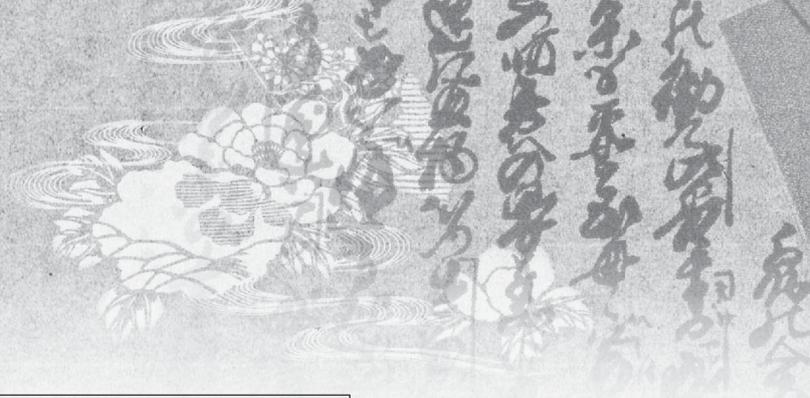
■ 本社
〒541-0059 大阪市中央区博労町1-2-2
TEL.(06) 6271-7291(代) FAX.(06)6271-7296
URL <http://www.apix.co.jp> E-mail info@apix.co.jp

■ 東京支店
〒104-0041 東京都中央区東日本橋3-14-4 OZAWAビル3F
TEL.(03)5879-7291(代) FAX.(03)5879-7296
Online shopping <http://www.sense121.com/>





IS 612404

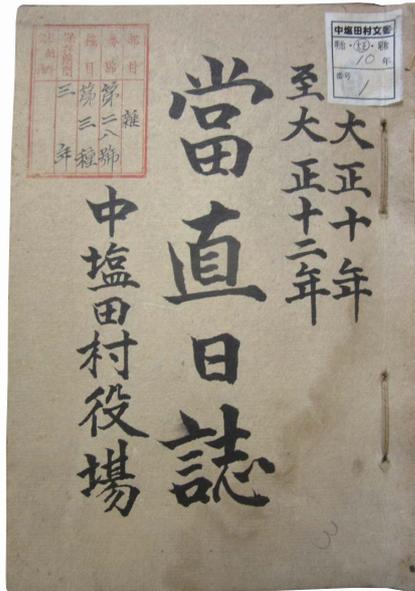
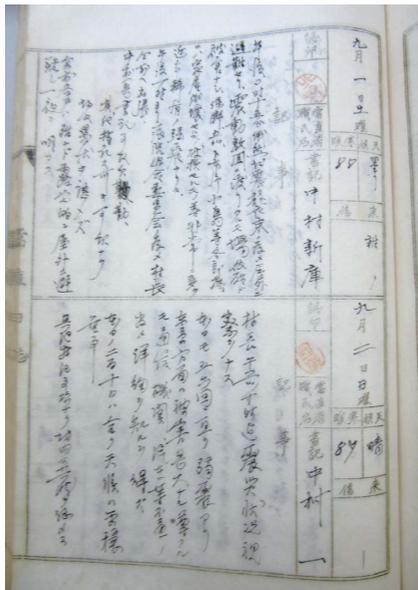


上田市公文書館所蔵
中塩田村役場当直日誌 自大正10年至大正12年

「当直日誌に記述された関東大震災」

中塩田村は、現在の上田市南西部、塩田地域の中央部に存在した村で、明治22(1889)年に発足し、昭和31(1956)年の周辺3村との合併による塩田町の発足と同時に廃止されました。

大正12(1923)年9月1日の午前11時58分頃に発生した関東大震災は、東京府・神奈川県を中心に甚大な被害をもたらし、建物被害は、全壊10万9千棟、全焼21万2千棟、犠牲者は約10万5千人に及びました。当日の中塩田村当直日誌には「午後0時15分俄然地震襲来の為め屋外に避難せり、震動数回に渡りたるも場内殆ど被害なし、保野、五加、下本郷、小島等各部落には家屋が倒壊せるもの、破損せるもの等非常に多く、近年稀有の強震なりき(中略)全村各戸は殆ど露営的に屋外に避難し一夜を明かす」と記されています。東京から200km離れたこの村にも関東大震災の脅威が迫ったことを伝える貴重な記録です。



上田市公文書館



◆ わが館の特長

上田市公文書館は、これまで合併してきた旧市町村の役場文書を一元的に保存管理し、市民共通の財産として利活用していただくために設立しました。収蔵資料は「目録検索システム」で検索することができます。このシステムは、インターネット環境があればいつでもどこでも利用可能です。また、当館は、上田市立丸子郷土博物館に併設されており、公文書館のみならず博物館でも地域の歴史をたどることができます。

◆ 所蔵品

紙文書関連 13,000点

<https://www.city.ueda.nagano.jp/somu/kobunshokan.html>

〒386-0413 長野県上田市東内2564-1 TEL. 0268-75-6682 FAX. 0268-75-6683

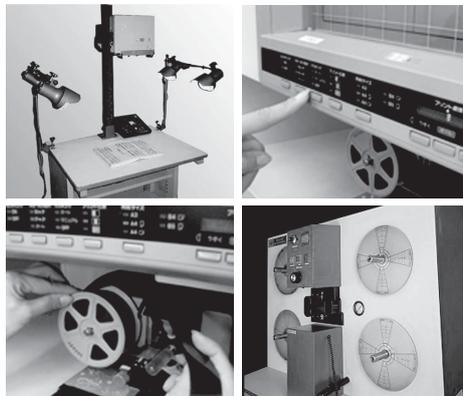
■お宝文書投稿募集集中!! 所蔵する貴重な文書・特長ある文書を貴館のご紹介と共に掲載します。ご連絡は編集部まで。

Document Scanning&Conversion

すべてのドキュメントをデジタル化する
デジタル化アドバイザー



HS Inc. Image & Information Management Service



Digital Conversion

マイクロフィルムデジタルコンバート
コンサルティング

Document Archives の最先端を行く

HS ASAMI GROUP
H・S アサミグループ

- 関西写真工業株式会社 / 電子ファイリング・CAD 設計
- アサミクリエイト設計株式会社 / 機械・電機設計製図請負
- アサミ情報システム株式会社 / GIS 構築・ソフトウェア開発
- アサミ計測情報株式会社
- アサミテクノ株式会社 / 機械全般の設計業務請負 (2D3D CAD)



HS エイチ・エス写真技術株式会社

Image & Information Management Service
LOOKING AT FUTURE OF OFFICE NEEDS
URL <http://www.hs-shashin.co.jp>

Address

本社 / 553-0003 大阪市福島区福島4丁目8番15号
TEL 06-6453-4111 FAX 06-6453-3999

HS Network

横	浜	045-508-3885	本	部	06-6452-0101
敦	賀	0770-23-7283	テ	クニ	06-6453-6188
若	狭	0770-32-9150	堺		072-241-1839
滋	賀	0749-64-0847	神	戸	078-671-7488
京	都	075-671-7980			

JIIMAのソフト認証

電帳法スキャナ保存ソフト認証と 電子帳簿ソフト認証制度

令和元年度税制改正で、
JIIMA認証ソフトを利用すること
で、承認申請が簡略化される
ことになりました!

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会が行うソフト認証には
スキャナ保存ソフトと電子帳簿ソフトの2種類があります。電帳法
スキャナ保存ソフト認証制度は、スキャナ保存を行う市販ソフトウェアが
電子帳簿保存法の法的要件を満たしていると判断したものを認証、また電子帳簿ソフト認証制度は、
国税関係帳簿の作成・保存を行う市販ソフトウェアが電子帳簿保存法の法的要件を満たしていると判
断したものを認証します。

審査方法

ソフトウェアの認証に当たっては、そのソフトウェアのマニュアル、取扱説明書などユーザーに提供されてい
る情報をベースに、公正な第三者機関でチェックし、必要な機能を全て備えていることを確認したうえで認証
審査委員会で審議し、認証を行います。また、認証した製品の一覧は、JIIMAのホームページで公表すると
ともに、国税庁に対して認証情報等を提供し、国税庁のホームページでも公表されます。

審査料

スキャナ保存

新規審査手数料 ￥400,000 (税別)
JIIMA 会員価格 ￥320,000 (税別)
更新審査手数料 ￥250,000 (税別)
JIIMA 会員価格 ￥200,000 (税別)

認証した製品には、次のようなロゴの表示を認めて
います。(一例)



電子帳簿

会計パッケージ等：帳簿作成・保存
新規審査手数料 ￥500,000 (税別)
JIIMA 会員価格 ￥400,000 (税別)
更新審査手数料 ￥300,000 (税別)
JIIMA 会員価格 ￥240,000 (税別)
電子帳票ソフト等：帳簿保存のみ
新規審査手数料 ￥400,000 (税別)
JIIMA 会員価格 ￥320,000 (税別)
更新審査手数料 ￥250,000 (税別)
JIIMA 会員価格 ￥200,000 (税別)

認証した製品には、次のようなロゴの表示を認めて
います。(一例)



詳しくはJIIMAホームページ <https://www.jiima.or.jp/activity/certification/>

お問合せ 日本文書情報マネジメント協会 TEL 03-5821-7351

アーカイブ用光ディスクとドライブの組み合わせを認証するアーカイブ用光ディスク製品認証制度もご活用ください。



イラストでわかる!?



「電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証制度」

電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証制度とは、スキャナ保存を行う市販ソフトウェアが電子帳簿保存法の要件を満たしているかをチェックし、法的要件をクリアしていると判断したものを認証する制度です。今回はその利用のメリットをイラスト付きで解説していきます。

会計ソフトって
いっぱいあるけど、
いったいどれを
選べばいいのやら…。

そんなときは、
JIIMA 認証を受けて
いるソフトの中から
選ぶといいよ!

ポイント 1

電帳法スキャナ保存ソフト法的要件の認証を受けているソフトを使うと、税務署へのスキャナ保存の承認申請が簡素化されます。



認証ソフトの中から
選ぶとよい理由は
なんでしょうか?

なにより安心面。認証を受け
ていないソフトの利用は、後々
トラブルの恐れがあります。

ポイント 2

ペーパーレスや経理作業の効率化の第一歩として、企業によるスキャナ保存制度の活用は年々増加しており、それに比例して認証ソフトを使う会社も増えている傾向にあります。



ズバリ、どのソフトを
使えばいいのでしょうか?

それは次のページを
見てみるとわかるかも?

ポイント 3

JIIMA認証を受けたソフトの一覧は下記HPにて確認することができます。

https://www.jiima.or.jp/activity/certification/denchouhou/software_list/



電帳法スキャナ保存ソフトウェアの法的要件をクリアして認証を受けた製品には、右記のようなロゴ (例) の表示を認めています。

「電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証制度」についての詳細は、HPをご覧ください。

<https://www.jiima.or.jp/activity/certification/denchouhou/>

国税庁のホームページのWeb-TAX-TVの動画にてJIIMA認証が紹介されました。

【バックオフィスの効率化】はじめませんか 電子帳簿保存・スキャナ保存

<https://www.youtube.com/watch?v=Jqw7cFSDzU&feature=youtu.be>

JIIMA

平成28年改正法令基準
電帳法スキャナ保存ソフト
法的要件認証

動画はこちらからも
アクセス可能です



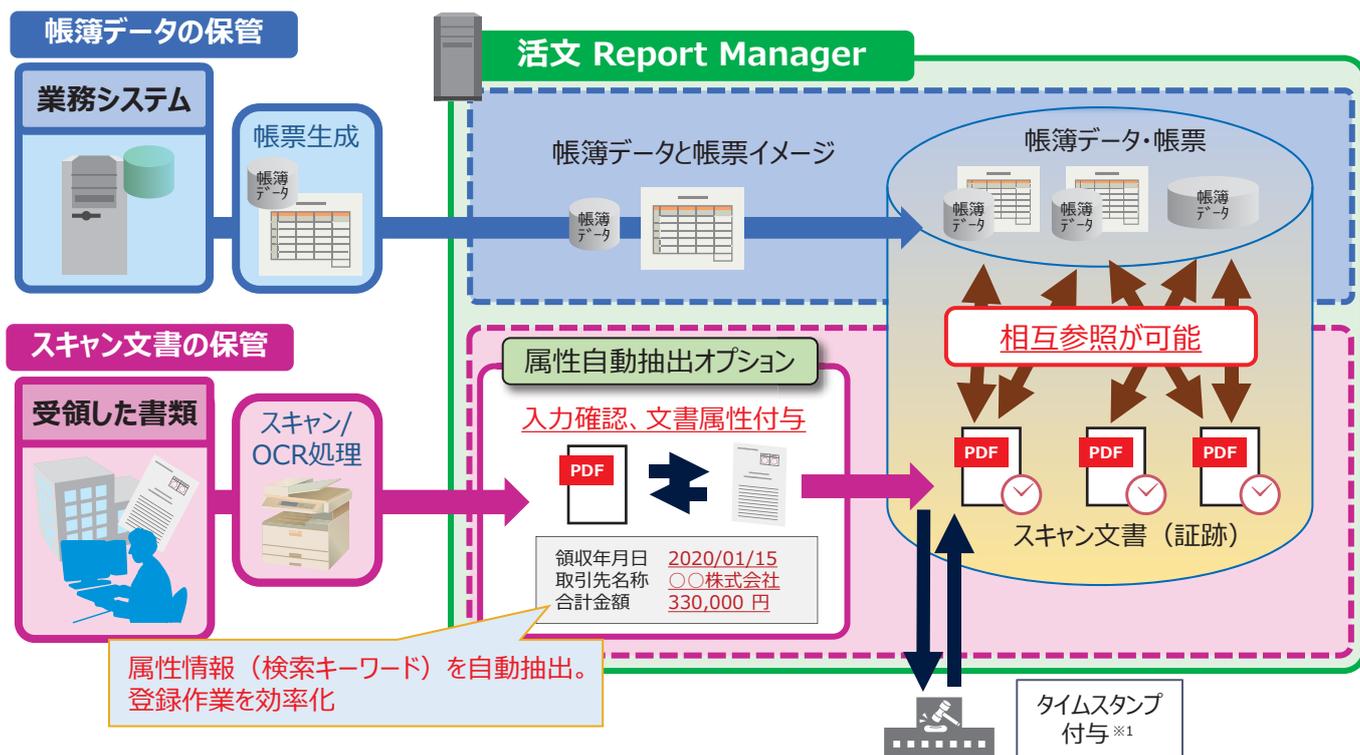
電子帳簿ソフト法的要件認証、
電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証取得



国税関係帳簿・書類をまとめて管理！
電子帳簿保存法の対応を強力に支援！



電子帳票システム 活文 Report Manager



※1 タイムスタンプの付与には、一般財団法人日本データ通信協会の認定事業者との契約が必要となります。

電子帳票システム「活文 Report Manager」は、手間のかかる帳票保存・管理を自動化し、データ活用を容易にする電子帳票システムです。

さらに、電子帳簿保存法の要件を満たす上で長期保存が必要となる国税関係帳簿や国税関係書類をまとめて管理することで、業務プロセスで生成する帳簿や取引先から受領した書類を、電子帳簿保存法の申請に必要な「相互関連性」「検索性」などのシステムに求められる要件を満たしたうえで保存し、効率的な利用を支援します^{※2}。

帳簿データとスキャン文書を相互に関連性を持たせながら一元管理することができるため、各々のシステムを個別に導入する必要がなく、「活文 Report Manager」のみで運用することができます。

※2 電子帳簿保存法の適用を受けるには、所轄税務署長の承認が必要となります。

製品の主な特長

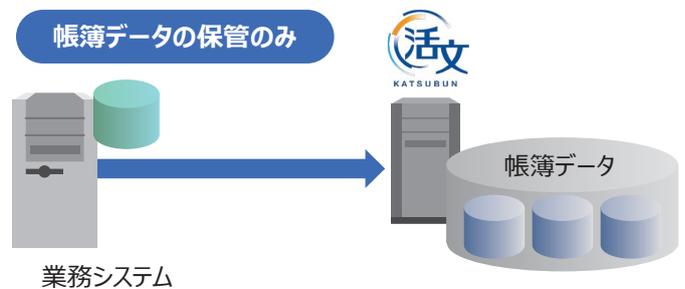
- ・業務システムに帳簿データを長期保存する必要がなく、業務システムリプレース時のデータ移行コストを削減
- ・帳簿データだけでなく帳票生成ツールで生成した帳票もあわせて保存でき、参照・検索により運用・監査効率を向上
- ・機密性の高い文書もきめ細かいセキュリティ機能で安全に管理
- ・複数の項目を組み合わせた、範囲指定・全文検索などの複雑な検索が可能
- ・スキャン文書についてはタイムスタンプ付与により、存在時刻と完全性を証明し、タイムスタンプの有効性を一括検証可能
- ・さまざまな書式となる受領書類から検索キーワードとなる属性情報を自動抽出し、システムへの自動付与が可能（オプション製品が必要です）

Point 1

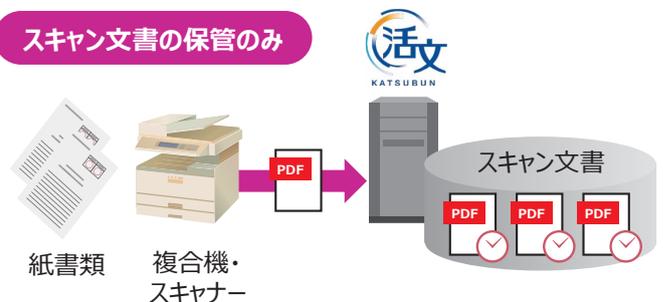
帳簿データ、 スキャン文書 それぞれの保管に対応

帳簿データとスキャン文書を1つのシステムで相互関連性を持たせながら一元管理することができます。

また、お客さまのご要望に合わせて帳簿だけの保管、書類だけの保管にも適用できるため、まずは帳簿データの保管から始め、次にスキャン文書へ拡張、といったステップアップでの導入にも対応できます。



スキャン文書の保管のみ

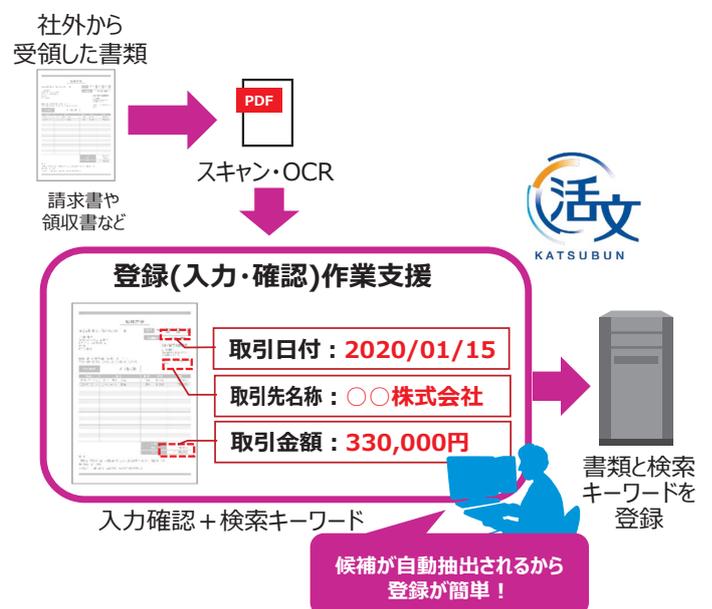


Point 2

スキャン文書の 検索キーワードを登録支援

電子帳簿保存法のスキャナ保存に対応する場合、登録するスキャン文書に対し、検索や分類のために「取引先名称」や「取引金額」などの検索キーワードが必要です。スキャンした書類の「レイアウト」や「特定の項目が記載されている箇所」を学習して検索キーワードを抽出し、「活文 Report Manager」に登録します。これにより手間のかかるスキャン文書の登録業務を効率化します^{※3}。

※3 本機能をご利用の際は、オプション製品が必要です。



● 連絡先

株式会社日立ソリューションズ

〒140-0002 東京都品川区東品川4-12-7 日立ソリューションズタワー A

製品Webサイト <https://www.hitachi-solutions.co.jp/katsubun/sp/rm/>

お問い合わせ先 <https://www.hitachi-solutions.co.jp/cgi-bin/form/katsubun/contact/>

※活文は、株式会社日立ソリューションズの登録商標です。

文書情報マネージャーの仲間の輪を広げる!

委員長からごあいさつ



うちだ としや
内田 俊哉 NPO行政文書管理改善機構 専門アドバイザー

委員長の内田俊哉です。2011年9月ユーザー向けの新資格構想がスタートして、委員会を発足しました。当初から委員として参画し、2013年4月に委員長として活動して、今年で6年目を迎えています。単に知識を得るだけの資格セミナーではなく、同じ課題を抱えている仲間との交流を重点に置いてきました。今年7月には資格認定者も781名と多くの文書情報管理に思いを寄せる仲間ができました。今後はこの仲間を増やしていくことはもちろんのこと、更に文書情報管理の課題を共有して、改善の意見交換ができるような場を作っていきたいと思えます。

委員会メンバー紹介

全人数 7名 (委員50音順・敬称略)

理事	こく ぼあきひこ 小久保明彦	富士ゼロックスシステムサービス(株)
委員長	うちだ としや 内田 俊哉	NPO行政文書管理改善機構/ADMIC
副委員長	みぞかみ たくや 溝上 卓也	(株)日立ソリューションズ・クリエイト
委員	いとう かおり 伊藤 佳織	富士ゼロックスシステムサービス(株)

おがわ よういち 小川 洋一	(株)ジェイ・アイ・エム
なかやま ひろたけ 中山 弘毅	(公社)日本文書情報マネジメント協会
わたなべ あきお 渡邊 明男	富士ゼロックス(株)

前期の活動結果と報告

文書情報マネージャー認定資格委員会では、文書情報マネジメントのできる人材育成として認定資格者を増やすような活動に取り組んでいます。

前期58期では、以下の活動を実施してきました。

1. 認定資格者に対しての情報交換の場づくり

最近の受講者の傾向は文書情報管理を生業としている営業の人もいますが、ユーザー企業の総務系の人というよりは文書情報を実際に管理しなければならない情報システムや製造開発の現場部門の人が多く受講されています(図1)。そこで私たち委員会では認定資格を取得して終わりではなく、認定者同志の交流の場をどのように企画したら良いかを議論してきました。前期は資格取得者のコミュニティを形成するため、Facebookの秘密グループを立ち上げ、認定者から困ったときに講師陣へ相談できる場として、SNSを通じて討論ができないかどうか実験をしてきました。しかし、資格者にとって

Facebookの認知度の問題なのか? Facebookを通じては相談しづらいのか?——認定者の参加数は結果ゼロに終わり、講師陣だけの交流の場に終わってしまいこの企画は失敗に終わりました。

一方、当初から進めています情報交換の場としてのスキルアップセミナーは前期までに7回開催され、毎回6名から20名程度集まり、テーマを持った議論と終わった後に懇親会を設け、忌憚のない意見交換を実施してきました。前期は理想的な姿でもある認定者から製造業の文書情報管理の構築事例を発表してもらうことができました。ここまでのプロセスは簡単でなく、担当理事と委員のメンバーが先方の上司を説得し、ユーザー名を出さないことを条件に開催にこぎつけました。当日も10名程度認定者が参加され、活発な意見交換ができ大変有意義な場を持つことができました。このような場ができ、もっと多く開催して交流の場を盛り上げて行きたいのですが、現実には、企業の中のリアルな情報を表に出すことがハードルとして高いため、実施方法についても引き続き委員会の方で検討していきます。

2. 東京地区だけではなく関西地区へも展開を継続

2013年に資格認定セミナーを開催して以降、4年間東京開催を年3回(7月、11月、2月)実施してきました。認定資格者も今では累計で781名となりました(表1)。しかし、スタート当初は毎年100名を超える申し込みがあった受講者も、近年1回のセミナー受講者が30名を超えるのが厳しい状況にもなってきました。地域も東京だけでなく全国から受講されており、以前から開催地区を広げることが

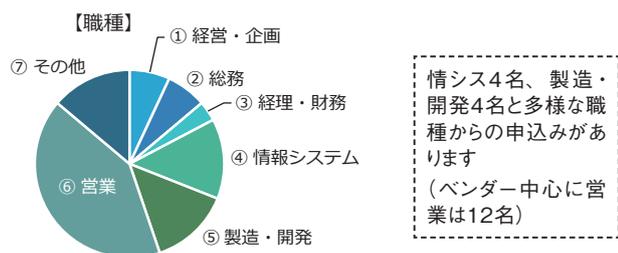
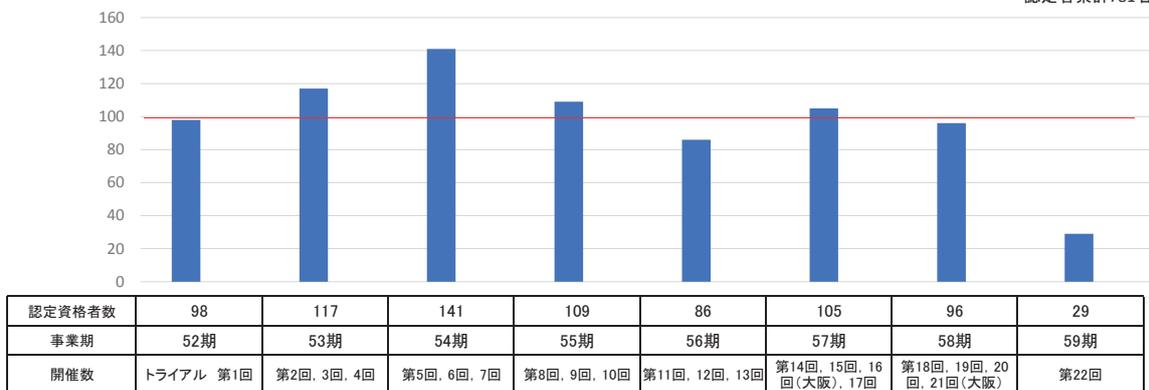


図1 参加者 29名

表1 文書情報マネージャー認定資格者の推移

認定者累計781名



できないかどうか課題にもなっていました。講師陣の問題と受講人数の問題もあり中々実現できませんでしたが、前々期の7月に1企業から30名の団体受験の申し込みがあり、一般の募集と合わせて関西での開催を実現することができました。前期も2月に同様の企業からの団体受験の申し込みが入り、今後の団体受験と地方開催の足掛かりとなりました。今後につきましては、団体受験を視野に入れて企業へのアプローチをするともに、業種業務を見据えた検討も委員会を実施していきます。

3. セミナー受講者に対してわかりやすいJIIMAのHPとメールの発信の検討

認定資格セミナーを受講された方のアンケートでは講義の内容が期待どおりと期待以上を合わせると90%以上の高い評価(図2)を頂いていますが、残念なことにこのセミナーを知る手立てはJIIMAのホームページ、JIIMAからのメールあるいはネットの検索(図3)であり、なかなか認定資格者取得セミナーへの受講者を増やすことができないのが現状であります。そこで委員会では、理事会を通じて他の委員会にも働きかけをして勧誘を促してきました。また、受講者は文書管理の研修やセミナーをネット検索して探すことを考えますとそれにヒットするようなホームページにキーワードを入れたりした仕掛け、ヒットした際にわかりやすいホームページを目指して委員会では議論し、改定してきました。

高い評価に甘えることなく、講義の内容についての見直しも最新の文書情報管理にふさわしいかどうか、足りない情報については、講義担当者に任せてテキストを改定してきました。また、この認定

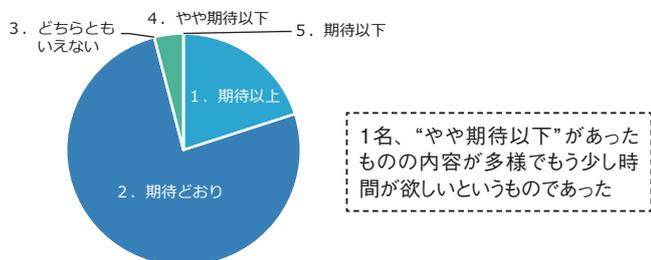


図2 講義満足度

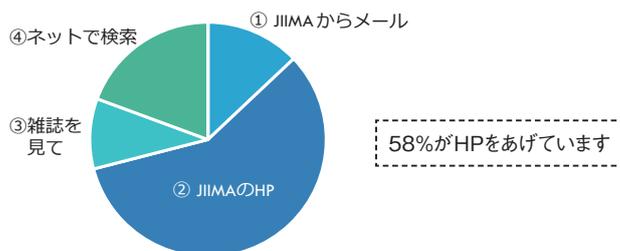


図3 セミナーを知ったきっかけ

資格セミナーは講師陣によって成り立っている部分が大きく、専門性を持つ講師陣が足りないことが課題でもあります。電子技術が進歩する中で新たなテーマにおける講師の補充の検討も勿論のことですが、全体の授業計画を再検討し、講義内容の重複や不足を考えた上で、内容の見直しをする時期が来ているかと考えています。

4. 不測の事態への対応及び開催場所についての検討

認定資格セミナーはそれぞれの分野での実務経験を備えている講師陣で支えています。以前、講師がインフルエンザにかかり、開催を延期せざるを得ないケースが発生しました。このようなケースがまたいつ起きてもおかしくありません。万が一の状況に備え、今期はそれぞれの講師に対して、対応できる講師を決めることにしました。講師にとっては担当以外の単元も対応できるようにお願いをすることになり、大変な負担をかけることでもありますが、リスク管理の意味で実施することにしました。特に、認定資格セミナーの最大の売りとも言える最新的话题を提供できる牧野弁護士の代わりになる方は中々見つけることができないのが現状であり、この問題については継続して検討する必要があります。認定資格セミナーを継続していくためには、誰でもがすぐに代わりが見つかるわけでもありませんが、講師陣の実年齢も上がってきており、長期的に見て講師の育成も大きな課題であり、継続して検討していきます。経費の多くの部分を占める開催会場費につきましても、募集人数に合わせた会場をいくつか検討してきました。今後は、具体的に利用していきたいと思えます。

今期第59期の活動内容

1. 認定資格セミナーの中で講師と受講生との質疑及び意見交換ができる場を設定

認定資格セミナーの各パートの中で質疑応答の時間を設けてきま

したが、以前はほとんど質問も出ない状況でした。しかし、最終日の講義が終わると残って講師を個別に捉まえて質問する姿が見受けられました。これは講義の時間中は自分の会社で起こっていること

を受講者の皆さんにあまり知られたくないからではないかと委員会でも意見が出ました。そこで今期は、講義と講義の間の休憩時間に質問コーナーを設け、講師陣が必ず座って待機することになりました。すると受講生から積極的に声がかかり、具体的な事例に基づき質問が活発に行われるようになりました。これにより、私たち講師陣も現場で何が困っており、何を求められているかがわかるため、継続していきたいと思います。またこの延長線上で実際に講師が受講生の会社を訪問するというのもあって良いかと考えています。

2. 認定資格者に対する情報交換の場づくりとしての研究会の立ち上げ

認定資格者の交流の場を当初から毎回違ったテーマで主には協賛企業を中心にスキルアップセミナーとして開催して討議をしてきました。前期は幸いにして認定資格者からの文書情報管理の構築事例として発表ができましたが、これを継続的に実施していくのは難しいと考え、今期は資格者が共通に課題としているような旬な研究テーマを基に認定資格者を募集することにしました。定期的に会合を開

くことで継続的に議論する場を考えるように委員会で企画し、12月には開催できるように進めていきます。

3. 認定資格セミナーの教材テキストのアップデートを目指す

認定資格セミナーが2013年にスタートしてから既に6年が経過しています。各講師自身が個別に最新の情報を取り入れるように教材を見直し対応してきました。今期はまず全体の授業計画を再検討し、どこの分野を重点に強化したら良いかを委員会で討議した上で、配布テキストをアップデートしていきます。

4. 認定資格受講者の現状維持と更に増やすための施策の検討

前期同様に関西地区の継続的な開催できるように、団体受験のアプローチを継続していくとともに、他の団体受験先の要望がないかを他の委員会へも働きかけをして探していきます。また受講者が魅力のあるセミナーと感じて、申し込みやすいJIIMAホームページの見直しも継続して委員会で討議をしていきます。

委員会からの抱負と提言

現在、人材育成の認定資格としてJIIMAでは2つの資格があります。文書情報マネージャー認定資格は、大量の文書情報を取り扱う一般企業や官公庁・自治体などで実際に文書管理業務に携わるユーザーを対象とした認定資格としてできました。

もちろん、文書情報管理を生業としている方もユーザーの課題を知る意味で受講される方も多くいます。企業の組織内で突然に働き方改革を実現するためにペーパーレスを推進するなどの話が上層部から急に出てきて、その推進役にあなたが指名されたらどうしますかという話です。恐らくそのような経験のない方は、どこから手を付けたらよいかわからないというのが普通ではないでしょうか？最近の受講者はそのような境遇にあっている人が多く参加してきています(図4)。

過去に文書情報管理の具体的な進め方や知識を学校や教育機関で教えてもらった人はほとんどいないと思われる。だからこそ、

JIIMAの文書情報マネージャー認定資格セミナーはそのような人の駆け込み寺となっています。

受講生の文書情報の悩みを直に聞き、少しでも解決の糸口ができればと思いながら、セミナー講師としても接しています。文書情報管理の世界が紙文書と電子文書の扱い、管理する媒体の種類、システムからクラウドと幅広くなってきています。その中で講師陣との考え方の整合も取らねばならない部分もあり、講師同士のコミュニケーションも含めて重要になってくると考えています。

今年度はデジタルファースト法案が成立された年でもあり、いよいよ電子文書が原本の時代を迎える中で、現実に運用している世界とこれからどのように切り替えていったらよいか、悩ましいことが色々出てくるかと思えます。私たち委員会は現場、現物、現実の3現主義をモットーに、これからも文書情報マネージャーの仲間の輪を広げていきたいと思えます。

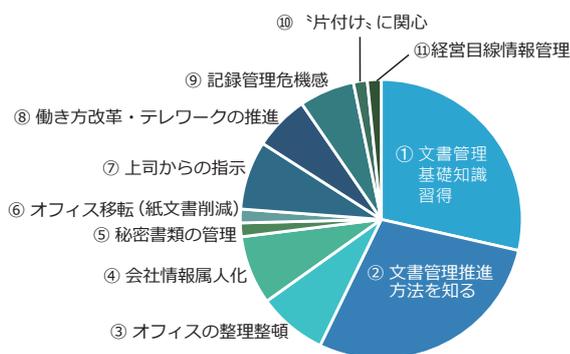


図4 受講の動機

お知らせ

当委員会では文書情報管理に関して企業や自治体へコンサルタントとして活躍されている方も多くいる専門集団で構成されています。しかし、昨今、電子技術の目覚ましい中、さまざまな分野からの知見が必要となってきています。文書情報の中で何か得意の分野をお持ちの方は大歓迎です。委員会に参加したい人を募集していますので、ぜひ連絡をください。

文書情報管理士

合格者からのひと言

7月20日から8月31日まで行われた2019夏試験。上級43名、1級115名、2級244名、合計402名の方が見事に合格された。文書情報マネジメントに影響する令和元年度の法改正が行われた今回、学習内容も多岐にわたったと思われるが、苦勞して合格された方の中から試験に関する貴重なコメントをいただいたので紹介する。

- ①文書情報管理士検定試験はどこでお知りになりましたか？
- ②受験の動機は？(受験のきっかけ)
- ③学習時間は？
- ④どこに重点をおいて学習しましたか？苦勞な部分なども
- ⑤受験対策セミナーは受けましたか？
- ⑥コンピュータ試験は便利でしたか？
どういところが便利でしたか？ どういところが不便でしたか？
- ⑦受験した感想、改善して欲しい点
- ⑧今後この資格をどのように活かしていきますか？

いがらし さき
五十嵐 紗希 さん

株式会社アービットビーネ
C&Iサービス部

上 級

- ①取引先の方が有資格者でしたので。
- ②文書管理システムの保守をしている為、教養を身につけようと思いました。
- ③約30時間。
- ④2級、1級と連続で受験する事により、問題の傾向をある程度覚えていたため、対策セミナーで「ここ出る」とマーケティングした箇所をただ暗記するだけではなく、自分で予想問題を作って解く事に重点をおいて学習しました。

- ⑤はい(東京会場)
- ⑥はい。見直しが簡単にできる事。
- ⑦受験対策セミナーを受講してよかったです。テキストが4冊程あるため、独学だともっと学習時間が必要だったと思います。
- ⑧e文書法をさらに詳しく学びたい。また幅広い分野の文書に対応できるよう、知識を深めたい。

うめはら だいすけ
梅原 大輔 さん

明電興産株式会社
沼津支社 主任

1 級

- ①上司がインターネットを見て存在を知り、サイトを紹介してもらいました(昨年夏試験を受験)。
- ②電子化の外販活動を行う上で、専門知識の習得を行うため。それから、お客様から信頼を得られるように。
- ③約40時間。
- ④各章の重点になるキーワードをノートに書き続けるようにしました。キーワードを覚えた後、意味を理解するためにテキストの言葉ではなく、自分の言葉に置き換えて理解するようにしました。
- ⑤はい(東京会場)
- ⑥はい。試験会場が職場に近い事。試験中、見直したい

- ところが簡単に確認できる機能があるところ。
- ⑦2級と異なり、複数選択しなければならず、正しく意味を理解する必要があると改めて感じました。改善して欲しい点ですが、どこの問題を間違えたのかフィードバックが欲しいです。今後に生かすためにも、是非お願いしたいです。
- ⑧書類がどうあるべきか、何が法律や規定に違反してしまうのか理解を深める事ができました。社内資料の電子化や外販活動での提案に活かせたらと思います。

こがみ ひろし
後上 浩 さん

株式会社日本アクセス
広報・CSR推進室 広報課

1 級

- ①会社の移転時に、文書削減に関する業務委託をしたコンサルタント会社の方々から有資格者であったことから知りました。
- ②当社にとって文書管理が大きな課題であり、今後本気で取り組まなければならないと思ったことから受験することといたしました。
- ③約40時間。
- ④特に専門性が高いと思った「マイクロフィルム」の点数が低くならないよう重点的に取り組みました。

- ⑤はい(東京会場)
- ⑥はい。紙が不要なうえ、点数がすぐにわかることが大変便利でした。
- ⑦今回受験した会場は、最寄り駅からの時間がかかりました。そのため、アクセスに便利な受験会場を増やしてほしいと思いました。
- ⑧当社の文書管理体制を整備し、全社的な運用管理に向けた推進役として貢献したいと考えております。

第41回 全国イメージ情報業連合会 (ISU) 東京大会2019報告

台風接近で交通機関への影響が心配される中、東京・浜松町東京会館において来賓3名、協賛会員会社34名、全国からの会員66名、合計103名の方々が出席し、2019年10月11日に開催(主管: 関東イメージ情報業連合会)した。

まずISU井上信男会長は代表して、来賓、賛助会員、全国からの会員にまずご出席の御礼を述べた後、「2年に1回のISU大会の開催が会員相互に懇親を深め、情報交換ができる場になることを期待したい。また今回はシンプルな大会を企画した。今後は東京だけでなく他の支部での開催を企画してほしい」と継続的な大会開催を願った。

続いて各支部から提案が行われた。主な提案主旨は、1. 都市部と地方とのイメージ情報業ビジネスの違い、2. 支部活動を事業発表会の形式に進化した事例、3. JIIMAの役割と各地からの情報発信、4. ISU会員広場としての会員の会社内容が見える仕組み、5. 情報に付加価値を高める努力などの幅広い提案であった。

基調講演では早稲田システム開発株式会社代表取締役である内田剛史氏を迎え、「ミュージアムITの現状と未来」について講演を行った。内田氏は博物館向けの収蔵品管理システムの開発・運用の事業を展開し、2017年には博物館コレクション横断Webサイトを立ち上げた。今では検索データ件数は300万件を超えたという。

このような事業実績の話からミュージアムが元気になるための活動など豊富な事例を紹介。デジタルアーカイブの推進する現代において、限られた予算の活用にはクラウド型のデータベースは欠かせないといった講演だった。

その後、内田氏を囲んで、各支部からのスピーカーとパネルディスカッションに移った。まずは講演の感想と質問から始まり、具体的なデジタルアーカイブのシステムの進め方、デジタルアーカイブの目的などを探りながらパネラーの地域性を含めた発言が聞かれた。

18時から林家あんこ(女性落語家)氏



の司会で懇親会を開催した。来賓2名(JIIMA勝丸泰志理事長、日本ドキュメントサービス協同組合連合会森下修至会長)から挨拶があり、その後、各支部及び賛助会員からの景品によるお楽しみ抽選会で大いに盛り上がった。最後はKIU廣岡潤会長のあいさつで懇親会が締めくくられた。

富士ゼロックス DocuWorks 1Dayセミナーを実施

富士ゼロックス株式会社(会員No.19、代表取締役社長・玉井光一氏)は、DocuWorksを徹底活用した「働き方改革」のセミナーを10月29日と30日に東京都港区で実施した。

同セミナーは、販売から21年、累計600万ライセンス以上の販売実績を誇るドキュメントハンドリング・ソフトウェア「DocuWorks」を初級、中級、上級と利用者のレベルに分けて解説し、さらなる効率的運用を呼びかけることが目的。それにより各企業の働き方改革の推進につながるものと見られている。同社では定期的に同様のセミナーを実施していく予定だという。

ウイングアーク1st「MotionBoard」オラクルの自律型データベースに対応

ウイングアーク1st株式会社(会員No.1016、代表取締役社長・田中潤氏)は、BIダッシュボード「MotionBoard」がオラクルの自律型のデータベース「Oracle Data Warehouse」に連携したことを発表した。これにより国産ソフトウェアで初となる「Oracle Autonomous Data Warehouse」接続認定を取得したことになる。

「Oracle Autonomous Data Warehouse」は機械学習によって人手を介さずにバックアップやパッチの適用、チューニング、ス

ケールイン/スケールアウトなどの日常的な運用業務を自律的に行うクラウドデータベースサービス。また同ソフトウェアには、データサイエンティスト用のブラウザベースのインタラクティブ・データ分析環境であるOracle Machine Learning (OML)を使用したデータ分析の組込みサポートが搭載されている。その結果、柔軟かつリアルタイムなデータ連携が実現し、国内・海外を問わず分散されたIoTを含むデータを統合し分析することが可能となった。また同ソフトウェアの機械学習により過去・現在のデータだけでなく未来を予測するデータを自律的に管理運用する「MotionBoard」が豊かな表現力でデータを可視化しリアルタイムに知らせることで、業務効率の向上をはかるだけでなく、ビジネスに有意な情報を提供する。

コニカミノルタジャパン 東京都「スムーズBiz推進賞」を受賞

コニカミノルタジャパン株式会社(会員No.569、代表取締役社長・原口淳氏)は、東京都がスムーズBiz推進期間中に働き方の転換や物流の工夫など意欲的・先進的なスムーズBizの取り組みを表彰する「スムーズBiz推進大賞 推進賞」を受賞した。

同社は、2013年より働き方改革に取り組む、「働く場の改革」「紙中心の仕事の見直し」「テレワークの実現」を実践していた。

具体的な活動として、本社勤務の約半数の社員がテレワークを実施したこと、またBCP対策として緊急時にも業務が遂行できるよう、全従業員にQRコードから社内ネット環境にアクセス可能な名刺サイズのQRコード票を配布した。これにより会社PCを所持していない場合でも自宅のPCや個人所有のスマートフォンでの業務が可能となり、危険な状況下での通勤を抑制することが可能となった。

同社では今後も「いいじかん設計」のコンセプトのもと「作業じかん」の削減で生まれた時間を「創造じかん」と「自分じかん」に充て、創造性を高める新しい働き方に取り組み続けていくと語った。

リコー ビジネス誌・業界専門誌 読み放題サービス「Biz SHERPA (ビズ・シェルパ)」を提供開始

株式会社リコー（会員No.15 代表取締役・山下良則氏）は、株式会社電通と株式会社富士山マガジンサービスと連携し、Webブラウザ上でビジネス誌や業界専門誌が読み放題の月額制定額サービス「Biz SHERPA (ビズ・シェルパ)」を公開した。同サービスは、業種業界に特化した総合ビジネス誌や専門誌などをWeb向けに再構成して記事単位に分割、内容によって分類することで、利用者の関心ごとに沿った情報を提供キーワード検索で横断的に閲覧できるというもの。

同社では、このサービスを通じて顧客の情報収集活動をサポートし、生産性の向上と知的創造に貢献していくことを目的としている。

Biz SHERPA(ビズ・シェルパ)
<https://bizsherpa.jp/>

キヤノンMJ 中小向けIT支援サービス HOME type-SL 提供開始

キヤノンマーケティングジャパン株式会社（代表取締役社長・坂田正弘氏）は、中小オフィス向けIT支援の一つである「HOME（ホーム）」の新サービスとして、ハイブリッドストレージサービスである「HOME type-SL」の提供を開始した。

同サービスは、ローカルストレージの快適さとクラウドストレージの機動力を合わせ持つハイブリッドストレージサービスで、働き方改革による生産性の向上と安全なデータ共有・保管・復旧によるBCP/セキュリティ対策を実現する。

同社はクラウドビジネス強化の一環としてHOMEを展開することで2022年までに累計7万社の契約を目指すとしている。

【テクニカル・レポート】 ペーパーレス10兆市場…「紙を無くせない」

韓国政府は「デジタル政府の推進計画」の一環として、各種証明書や身分証明書

などをスマートフォンに保存して提示できるモバイルサービスを導入する方針である。また、各種行政サービスとユーザーの接点が多い通信や金融部門では、紙の代わりに電子文書ベースの認証が導入され、ペーパーレス社会が急速に拡大している。こうした背景から、各種ソフトウェアとハードウェアなどが関連する電子文書産業市場は、来年10兆ウォン(9400億円)をはるかに超えた規模になると予想される。しかし、提供されるサービスがユーザー・フレンドリーではないなど、制度的裏付けの不備や根強い紙社会の慣行などから、生活の中では相変わらず“紙”が無くせないのが実態である。例えば、簡易決済サービスの広がりに伴い、「電子領収書」の使用が増加しており、2016年にガイドライン「標準的な電子領収書」が制定された。このガイドラインでは、「電子領収書」だけで商品の交換や返金などができているが、実際には、そうした措置がとられないケースが続出している。

また、クレジット業界でも、「電子領収書」に購入した商品の詳細内訳が記載されていないので、証明用に利用できない不便さが指摘されている。

さらに、「電子処方箋」は医療機関と薬

局の情報連携だけでなく、患者自身の診療履歴の電子的管理にも資するものである。

ところが、医師会は自分たちの処方記録が電子化されてリアルタイムで確認されることに消極的であり、患者の個人情報保護の面からも法規制法の見直しが必要である。そのうえ、病院や薬局の利用頻度が高い高齢者にとって、「電子処方箋」の扱いが難しいなどの課題が残る。

昨年、ソウル大学病院や三星ソウル病院などで、「電子処方箋」が試験導入されたが、インフラがインストールされただけで、殆ど利用されていないのが実態である。（韓国電子文書産業協会DCA Newsletterより）

各社ニュース

JIIMAに寄せられた情報にて構成
スペースの関係上、記載の省略あり

人事のお知らせ（敬称略）

コダックアラリスジャパン株式会社
(会員No.1052)

代表取締役社長 酒匂 潔
株式会社ワンビシアークイブズ

(会員No.965)

代表取締役社長 佐久間文彦

令和2年 JIIMA 賀詞交歓会開催のご案内

元号も改まり希望に向けた新年を迎え、会員企業や委員会メンバーが一堂に会し、経済産業省・国会図書館・国立公文書館等の関係省庁や有識者の皆様をお迎えするJIIMA賀詞交歓会を、下記により開催いたします。

日時 令和2年1月15日(水) 18:30～(受付開始18:00)

場所 如水会館 オリオンルーム(2階)

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-1-1 TEL:03-3261-1101

※地下鉄半蔵門線・三田線・新宿線「神保町」A8、A9出口より徒歩4分

※地下鉄東西線「竹橋」3a出口より徒歩3分

会費 10,000円(税込)／人(当日会場受付にてお願い致します)

お申込み締切り日

令和2年1月8日(水) 準備の都合上、お早めにご連絡ください。

問合せ・お申込み

JIIMA 事務局

TEL.03-5821-7351 moushikomi@jiima.or.jp

民主社会の危機 「情報砂漠」は

平成から令和に移り早半年、3年に一度の参議院選挙も終わり、我々の日常生活環境のあらゆるものにも時の流れに伴う変化が生じていると感じられる。言い方を変えれば、ネットワーク環境が一段と進んだのだが、情報環境が世代により異なることも顕著になった。“情弱”の高齢者層と“SNSやネットに取り込まれた”若年層など、さまざまな表現で言われる。「情弱の高齢者層」とは、デジタル化情報社会には十分に適応できず、情報の入手は相変わらず宅配される新聞や地上波テレビに依存する、団塊の世代以上の高齢者層を言うようだ。反対に「SNSやネットに取り込まれた若年層」とはスマホが無ければ夜も日も明けず、分からないことがあれば、誰かに教えるを乞うのではなく、スマホのグーグル検索で済ませる人たちをいうそうだ。

こうして、現在日本の社会はオールド・メディアといわれる新聞や地上波テレビの論調によって意識を支配されている70歳代以上の団塊の世代と、PCやスマホ等で、自らの意見を発信したり、関心情報の収集をする20～30歳代の若者集団とに二分される。悲しいことに、この若者集団と団塊の世代との間に意見や情報の交流はほとんど無い。それどころか、内心でお互い相手の世代を情報弱者、知能弱者として軽蔑している。団塊の世代は日教組教育を初等・中等教育段階で教え込まれ、大学でもリベラル系と言われた社会主義を信奉する教授達の講義を聞いた人が多い。リベラル思想とは占領軍によって持ち込まれた日本弱体化思想が根本にあり、大日本帝国が諸悪の根源という価値観を全面的に強調して、占領期以降に得られた諸権益を死守しようとする。それゆえ、どんな小さな戦後体制の修正であってもそれには強硬に反対する、いわば守旧派である。このような団塊の世代を親の世代に見てきた若い世代は、より素直に、他人の価値観に自らを埋没させることなく、自らの価値観を大

切にしようとする。それは有識者、オピニオン・リーダー、偉い先生が言うことに従うのではなく、自分の感情を大事にすることにも繋がる。それゆえ、若い世代は、それら特定有識者を名乗る人物の露出度の高い、新聞、テレビ、出版物等を嫌い、それらオールド・メディアの購読や視聴より、もっぱら自分たちと同じ目線での情報の発信・受信ができるSNSの方を好む。こうして、日本社会ではリベラルを名乗る高齢者層の守旧派グループと戦後利得（敗戦利得とも）擁護を嫌う保守的な若年層のグループに二分される事態が生じている。リベラルを自認する団塊の世代の意識や行動は守旧派のそれであり、ネット社会の申し子のような若年層は団塊の世代に反抗し、革新派と呼ばれる。「リベラル」と「保守」の言葉と意味の逆転も起きている。

今、米国では「ニュース砂漠」が広がっているという。全米で地方新聞がインターネット化で次々と消えて、しかもネットメディアがその穴を埋めていない地域が増大しているのだそうだ。これは情報源をオールド・メディアに依存していた情弱層の人々から情報源を奪うことになり、「米国の民主主義の根幹を揺るがす」との懸念が強まっているという。

日本でも同じことが起きつつある。全国紙の殆どの経営は発行部数の大幅減が続き、紙の新聞の宅配がいつまで維持できるかが危惧されている。さらに、全国の駅前からは書籍小売店が消え、財政危機に瀕した自治体は公立の図書館を他の社会教育機関と統合したり、デジタルメディア重視に方針転換している。これはオールド・メディアの活字媒体に情報入手を依存していた団塊の世代にとって、情報入手の手段を奪われ、「日本の民主主義の危機」を招いていることをも意味する。この対策には、公的財源で、書籍小売店や公立図書館を維持するのであるか。一考を要する。

高山 正也 (たかやま まさや)

東京芝浦電気(株) (現:東芝) 技術情報センター勤務後、1976年より慶應義塾大学文学部図書館・情報学科に勤務、助教授・教授を歴任。2006年国立公文書館理事を経て館長、慶應義塾大学名誉教授を兼任。著書に「歴史に見る日本の図書館」「文書と記録 日本のレコード・マネジメントとアーカイブズへの道:監修」など多数。2015年には瑞宝中綬章を受章。現在 (株)図書館流通センター顧問。(株)ライブラリー・アカデミー塾長。

羊は安らかに草を食む



あなたには、どんな景色に見えますか？

2019年は、天皇陛下のご即位があって令和がスタートした。色々なことがあった令和元年だったが、国連の気候変動サミットでの小泉進次郎環境大臣のSexy発言で、疎遠になっている古い友人を思い出した。

もう20年以上前、彼は、当時取引のあったカリフォルニアにある会社のソフトウェア技術者で、ベトナム人だった。いつも冗談を言う楽しい男で、年も近くて、とても気が合った。

ある時、彼が空港まで迎えに来てくれて一緒に会社に向かう車中で、いつものように冗談を言っていた彼が突然「見ろよ、平和だな」と言ったので見ると丘の真ん中に羊がいた。取り立てて特別な景色でもないのに「平和だけど、普通じゃないの」と返したら「私は生まれてから12年間、昼も夜もずっと爆弾が落ちてくる下で生きてきて、12歳でアメリカに来た時に羊が草原で何も気にしないで草を食べているのを見て、こんな平和な場所がこの世界にはあるんだと思ったんだ」と言われた。

普段の彼から想像もつかない大変な過去があったことに驚いた。ベトナム戦争のことは知識として知ってはいたけれども、彼の言葉は、知識だけでは得ることのできない、過去を乗り越えて生きる人間の強さ、尊さを教えてくれた。そして、羊がいることが当たり前な景色にしか見えなかった自分は、実はとても幸運なのかもしれないと思った。

さて、Sexyとの繋がりだが、新製品の説明をしてくれた彼から感想を聞かれた時に「It's nice」とか言ったら「そういう時は、Sexyって言うんだよ。Sexyは悪い意味の言葉じゃない」と教えられた。教えられたばかりの頃はそうかと思ってやたらSexyを連発したが、いつの間にか使わなくなった。その後、会社間の取引も無くなってしまい、彼ともすっかり疎遠になってしまった。

今年は、令和最初のお正月で子年だ。世界の子供たちにとって「羊は安らかに草を食む」時代になれば良いなど、彼を思い出して考えた。

(山際祥一)

〈広報委員会委員〉

担当理事 河村 武敏 (アピックス)
委員 長 山際 祥一 (マイクロテック)
委員 長井 勉 (横浜マイクロシステム)
菊池 幸 (コニカミノルタジャパン)
山路真一郎 (山路工業)
安齋 美香 (ハイパーギア)
兼吉 愛香 (富士ゼロックス)
事務局 山下 康幸

〈編集通信員〉

北村一三 (山本マイクロセンター) Jan Askhoej
関 雅夫 (光楽堂) (文書管理プロジェクトマネージャ/デンマーク在住)

IM3・4月号予告

ベストプラクティス パーソルホールディングス(株)
公文書管理紀行シリーズ
会員突撃インタビュー

※本誌内容についてご意見・ご要望等ありましたらEメールyamashita@jiima.or.jpまでお寄せ下さい。

IM 1・2月号©

2020年 第1・2号 / 令和元年12月25日発行 ©日本文書情報マネジメント協会 2020

発行人 / 甲斐荘 博司
発行所 / 公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA)
〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-1-3 和光ビル7階
TEL (03) 5821-7351 FAX (03) 5821-7354
JIIMA / <https://www.jiima.or.jp>

印刷版 (オンデマンド) 定価 (1冊) 1,000円 + 消費税 (送料別)

印刷版 (オンデマンド) 年間購読の費用はお問い合わせください

印刷版 (オンデマンド) のお申し込みはJIIMAホームページから。

編集・制作 / 日本印刷株式会社

ISSN 2435-0354
ISBN 978-4-88961-206-6 C3002 ¥1000E

Journal of Image & Information Management (本誌に掲載された写真記事いっさいに関して、JIIMAの許可なく複写、転写することを禁ず)

ゴールド/シルバー/ホワイトトナーでデザインや小売、サービス業のプリント環境を変革 DocuPrint CP310 st

富士ゼロックス(株)

業界初の特殊色専用A4小型LEDプリンター

■特長

- オフィス向けプリンター「DocuPrint」シリーズの使い勝手の良さや小サイズはそのままに、付加価値の高い特殊色であるゴールド、シルバー、ホワイトを使った印刷物を出力できるモデル。ゴールドやシルバーは高級感や季節感が演出できる表現として、また、ホワイトは色紙や透明フィルム上での表現として最適。
- コート紙やフィルム用紙への印刷にも対応し、パッケージやPOPなどの販促物の企画制作にも活用可能。

- ゴールド、シルバー、ホワイトの特殊色トナーの計3色とブラックトナーを搭載。1分間にA4タテ28枚を印刷するスピードを実現。
- オプションのWi-Fi アダプター装着しても幅420mm×奥行481mmのコンパクトサイズなので、小規模オフィスにも導入しやすい設計。

■価格(税別) 348,000円

■お問い合わせ先

富士ゼロックス お客様相談センター
TEL 0120-27-4100(土・日・祝日を除く、9:00~12:00、13:00~17:00)
<https://www.fujixerox.co.jp/>



コンパクト設計で窓口業務を効率化 Satera LBP322i/Satera MF447dw ほか計6機種

キヤノン(株)

キヤノンマーケティングジャパン(株)

特定業種のニーズに対応し業務効率化に貢献するA4モノクロレーザープリンター・複合機

■特長

- 高速出力と多段大容量給紙で窓口業務



Satera LBP322i

を効率化する「Satera LBP322i」と、コンパクト設計で置き場所の自由度が向上した「Satera MF447dw」などA4モノクロレーザープリンター4機種、A4モノクロレーザー複合機2機種の計6機種をリリース。

- 「Satera LBP322i」は、プリント速度がA4片面で毎分43枚、ファーストプリントタイムは約5.7秒と必要な時に素早く印刷が可能。
- 「Satera MF541dw/447dw」では、定型業務をワンボタンに集約して効率化する「アプリケーションライブラリ」を採用。
- プリンターの管理業務負担を軽減する

「NETEYE(ネットアイ)※別途契約」などの法人向けサービスと連携。オフィスをはじめ医療機関、店舗・窓口業務などのさまざまな業種の専門ニーズに応え、生産性の向上や業務の効率化に貢献する。

■価格(税別)

Satera LBP322i 79,800円
Satera MF447dw オープン価格

■お問い合わせ先

キヤノン お客様相談センター
TEL 050-555-90061(プリンター)
TEL 050-555-90024(複合機)
<https://canon.jp/>

世界初の技術を搭載した窓口業務に最適なクラス最小サイズのイメージスキャナー FUJITSU Image Scanner fi-800R

(株)PFU

世界初の技術により洗練された簡単操作で冊子や書類など幅広い原稿を電子化

■特長

- 幅296mm×高さ83mm×奥行き105mm、窓口など限られたスペースでも快適設置、利用できるようコンパクトさを追求。
- 「デュアルパス構造」で実現した2つの読み取り方法により、さまざまな原稿の読み取りに対応。
- 「リターンズキャン」では、窓口業務で発生するパスポートや免許証などの身分証明書をそのまま簡単かつ効率よく読み取り可能。

- 「Uターンズキャン」では一般書類を省スペースに読み取り可能。コンパクトサイズながら、40枚/分(200dpi~300dpi)の高速読み取りを実現。
- 正確な読み取りを可能にする「自動スキュー補正」を世界初搭載。給紙時に原稿の傾きを1枚ずつ補正することで、原稿詰まりや画像欠けをなくし再読み取りの手間を省力化。
- 操作性を飛躍的に向上させる最新機能を搭載したソフトウェアを標準添付。OCR精度を向上させる新画像処理技術「アドバンスドクリーンアップテクノロジー」やレイアウトを判別し最適な読み

取り条件を適用する「自動プロファイル選択」でユーザーの負担を軽減。

■価格(税別)

98,000円

■お問い合わせ先

(株)PFU イメージングサービス&サポートセンター
TEL 050-3786-0811
<https://www.pfu.fujitsu.com/>





KONICA MINOLTA

Giving Shape to Ideas

マイクロフィルムスキャナー

「マイクロフィルム=レジェンドメディア」から蘇る 情報の利活用ができる最新鋭機 「Legend Viewer」

スクリーンで検索を行いながら高解像プリントできるリーダプリンター機能に加え、高解像スキャンデータをPCへ取り込み、電子データとしてのファイリング、画像加工など、活用領域をさらに拡張。リーダプリンター機能とスキャナー機能は、簡単に切り替えることができるため^{※1}、作業をスムーズかつスピーディにします。1台でマイクロフィルム=レジェンドメディアの活用領域が大きく広がります。

リーダプリンター機能/
スキャナー機能の
切り替えがワンタッチ

スキャンも、プリントも、
デジタルならではの
高速・高画質を実現

充実した便利機能と
多彩なオート機能で
操作が簡単

A3スクリーン・A3プリンター搭載

LV7100



A4スクリーン・A3プリンター搭載

LV6100

※1:USB切替器キット(オプション)が必要です。
※写真はLV7100です。



省スペースと高性能を両立したデジタルフィルムスキャナー SL1000

PCと共にデスクトップに設置可能な軽量・小型設計に、タッチパネル対応の専用アプリケーション標準装備。カラーマイクロフィルムのデジタル化をスムーズに行えます。

※写真はオプションを装着した状態です。

書籍原稿を鮮やかにデジタル化するフェイスアップスキャナー

EPICWIN 5000CMKII

- A3サイズ対応、原稿上向きセット方式スキャナー
- フルカラー・グレー・モノクロ2値でスキャン可能
- 最大600dpiの高解像度
- ブックスキャンに適した各種デジタル処理技術を搭載
- 軽量化&小型化を実現

ブック補正機能により、書籍原稿の原稿曲がり、文字縮み補正、綴じ部分削除、指消し、枠消し、センタリングなどの機能で、書籍原稿やシート原稿を美しく再現することを可能にしました。



ブックスキャナー

フルカラー・フェイスアップブックコピーシステム

BookPro 5000CMKII

貴重な文献や分厚い書籍を上向きのまま読み取り、原稿を傷めることなく、簡単・きれいにコピーできます。

※写真はオプションを装着した状態です。 ※コインバンダー対応可能。

コニカミノルタ ジャパン株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

●商品に関するお問い合わせは

0120-805039

受付時間

9:00~12:00・13:00~17:00
(土、日、祝日を除く)

<http://www.konicaminolta.jp>

ひとにやさしく、
環境にやさしい。

キヤノン電子製超小型人工衛星CE-SAT-Iより撮影。アンデス山脈

ドキュメントスキャナーimageFORMULA 3シリーズが、 米国環境評価システムEPEATで唯一のゴールド登録※。

※ スキャナーカテゴリで唯一（2018年10月時点）



imageFORMULA
DR-G2140/G2110



imageFORMULA
DR-M260



imageFORMULA
ScanFront 400

環境に配慮した先進の設計思想

キヤノングループでは環境ビジョン(ACTION for GREEN)の下、環境への取り組みを行っています。米国が制定した環境評価システム「EPEAT」への対応もその一環です。

キヤノン電子の「imageFORMULAシリーズ」はスキャナーとして世界で唯一、最高評価ランクのゴールドとして登録されました。キヤノン電子はこれからも環境負荷の削減に取り組むとともに、時代が求める環境性能を先取りした製品を提供していきます。

ビジネスとの両立を目指す環境技術

◎リサイクル・リユースしやすい製品

ポストコンシューマーリサイクル材料やリサイクル・コンポスト可能な梱包材の採用をはじめ、製品のリサイクルやリユース率の向上に積極的に取り組んでいます。

◎消費電力の低減

国際エネルギースタープログラムに対応し、待機消費電力を低減。環境負荷の削減と電力コストの低減を両立。

【EPEAT】(Electronic Products Environmental Assessment Tools)

EPEATは、米国・連邦官庁における調達要件として採用されている環境評価システムです。従来の環境規制と比べて評価項目が多様で、製品の環境性能のみならず企業の姿勢も評価対象になるなど、多角的な対応力が要求されます。画像機器製品は、有害物質の削減・禁止や省エネルギーなど、33項目の必須基準、26項目の任意基準で評価されます。製品は、必須基準をすべて満たすと「ブロンズ」として登録され、さらに任意基準を50%以上満たすと「シルバー」、任意基準を75%以上満たすと「ゴールド」に登録されます。

環境負荷の削減を目指すimageFORMULAシリーズ



DR-X10C



DR-6030C



DR-M1060



DR-6010C



DR-M140



DR-C240/C230



DR-C225W II/C225 II



DR-F120



DR-P215II



DR-P208II



その複合機、スマートワークしてますか？



ApeosPort-VII C5573

最新の多機能を、誰にでも使いこなせるやさしさで。

<p>みんなにやさしい デザイン</p> 	<p>スマホでかんたん タッチしてプリント</p> 	<p>スキャンも共有も ワンタッチ</p> 	<p>進化した セキュリティ</p> 	<p>ゆびさしマークで 問題解決</p> 	<p>クラウドサービスと 連携</p> 	<p>外出先で いつでもプリント</p> 
--	---	---	--	---	---	--

J.D. パワー“カラーコピー機顧客満足度”
(ラージ&ミドルオフィス市場セグメント)

9年連続No.1*

*J.D. パワー2010-2018年カラーコピー機顧客満足度
調査。2018年調査は従業員30名以上の企業6,868
社から回答を得た結果による。jdpower-japan.com



Apeos Port-VII



詳しくはこちら

Panasonic

BUSINESS

KV-N1058Y-N



A4 ドキュメントスキャナー セキュアネットワーク対応モデル **登場!!**

- パソコンやアプリ 不要でスキャンデータ送信
- セキュアにネットワーク送信

簡単

大型液晶タッチパネル&高速読み取り わかりやすい操作性とスピードで業務を効率化!!



よく使う宛先や読取条件のお気に入り登録で、ワンタッチ送信

スキャン操作に慣れていない方や窓口業務にもおすすめ!

読み取り速度の高速化

大量処理が可能となり、業務効率が向上!

70枚/分 140頁/分^{※1}

読み取りの効率アップ

用紙セットの手間が省ける!

大容量ADF **100枚**^{※2}

厚み4mmまでのパスポート^{※3}や
薄紙から厚紙まで対応!

20~413 g/m²

※1: 読み取り速度は、当社において特定の条件で実測したおおよその参考値であり、保証値ではありません。 ※2: 80 g/m² 新紙の場合。 ※3: パスポートの読み取りは、別売りの専用キャリアシートが必要です。

パナソニック
ドキュメントスキャナー
ラインアップ



KV-S8147-N[※]
KV-S8127-N[※]



KV-S5076H-N[※]
KV-S5046H-N[※]



KV-S7097-N[※]



KV-S2087-N[※]



KV-N1058Y-N[※]



KV-S1057C-N2[※]
KV-S1027C-N2[※]

※モデル品番は、KV-S8147、KV-S8127、KV-S5076H、KV-S5046H、KV-S7097、KV-S2087、KV-N1058Y、KV-S1057C、KV-S1027Cです。

お問い合わせは

パナソニック株式会社 コネクティッドソリューションズ社 ビジネスコミュニケーション ビジネスユニット
〒812-8531 福岡県福岡市博多区美野島4丁目1番62号

TEL: 092-477-1727 E-mail: scanner_support_japan@ml.jp.panasonic.com URL: <https://panasonic.biz/cns/doc/scanner/index.html>

入会のおすすめ

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会に入会しよう!!

日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA) は内閣総理大臣から認定された公益法人です。設立60年の歴史を誇り、国際規格ISO/TC171 (文書画像) の日本審議団体でもあります。文書情報マネジメント関連国内唯一の団体で、会員企業も中小から大企業まで全国にわたり、その数は200社を数えています。

委員会活動、各種セミナー・研修会への参加、展示会の出展に有利な条件で参加できるなど特典も豊富。学識経験者を交えての啓発活動は、必ずや企業価値を高めてくれるでしょう。ビジネスの分野を広げ、発展させる絶好のチャンスです。ぜひご入会ください。



会員の特典

- 各種委員会に参加でき、具体的な活動の中で、視野を広げ、交流を深めることができます。
- 各種セミナー、研修会、展示会の出展に安価な費用で参加できます。
- JIIMAの最新活動をメールマガジンなどで優先的に入手できます。
- マネジメント導入事例、最新の技術動向、国内・海外事情など、有益な情報をいち早く入手できます。
- 各種参考出版物、商品（解像力試験標板、試験図票、ターゲット）が割引価格で購入できます。
- 国際的な文書情報マネジメントショー (AIIMなど) のツアーに参加できます。

会員種別と会費

■ 一般会員

文書情報マネジメント関連システムを利用する
法人・個人

入会金

1万円

年会費

5万円

■ 維持会員

文書情報マネジメントに関連するメーカー、ディーラー、ソフト開発、入力サービスなどを業とする
法人・個人

入会金

資本金10億以上 30万円

資本金1~10億未満 20万円

その他の法人 10万円

年会費

30万円

20万円

10万円

入会のための登録簿はホームページよりダウンロードできます。

<https://www.jiima.or.jp/> 「入会案内」よりアクセスしてください。

入会に関するお問合せは **TEL 03-5821-7351** 日本文書情報マネジメント協会事務局まで

JJIMA

文書情報
管理士
JJIMA

文書情報管理士 検定試験 2020冬試験

今、社会では文書管理が重要になっています。

個人情報や営業秘密の保護など、

文書管理の重要性が求められています。

書類を安全に保管するにはどうすればいいのでしょうか？

文書管理が会社の存続に関わるって知っていますか？

また、働き方改革でも紙文書の電子化は

重要なキーワードになります。

安心して社会生産性の高い、デジタルファーストな

電子文書情報化社会の構築をめざして

さあ、文書情報管理士の出番です。

試験方法はCBT方式です。

試験期間／2019年12月20日(金)～2020年2月10日(月)

試験会場／全国約260か所

申込期間 2019年11月20日(水)～2020年1月31日(金)

受験料 一般：11,000円(税込) 学生：7,150円(税込) 受験級 2級、1級、上級